

□ 表章規模

甲調査の表章規模は、毎月の集計の場合、事業所規模について、1,000人以上、500人～999人、500人以上、100人～499人、30人～99人の5区分である。

また、地方調査の表章規模は、北海道、埼玉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫及び福岡の9都道府県においては、500人以上、100人～499人、30人～99人の3区分であり、その他の各県においては、100人以上、30人～99人の2区分である。

(5) 調査結果の達成精度

集計結果の数値は、調査対象の全事業所に対応するものとして推定しているため、この推定数値に若干の標本誤差が生ずることは避けられない。全国調査の場合、この調査結果の達成精度を示す標本誤差率の近似算式は次の式を用いている。

① 調査産業計（又は製造業計）の達成精度

$$C^2 = \sum_i W_i^2 C_i^2$$

但し、C ; 産業計（又は製造業計）の達成精度

C_i ; 産業別達成精度

W_i ; 産業計母集団労働者数に対する産業別母集団労働者数の割合（構成比率）

② 産業別、規模別の達成精度

甲調査は、

$$C_i^2 = \frac{N_i - n_i}{N_i} \frac{\varphi_i^2}{n_i}$$

但し、C_i ; 産業別規模別の達成精度

N_i ; 産業別規模別の母集団事業所数

n_i ; 産業別規模別の標本事業所数

φ_i ; 産業別規模別の比推定による変動係数

乙調査は、

$$C_i^2 = \frac{1}{N^2} \sum_j N_j (N_j - n_j) \frac{\varphi_{ij}^2}{n_j}$$

但し、C_i ; 産業別達成精度

N ; 全調査区数

N_j ; j層内の母集団調査区数

n_j ; j層内の標本調査区数

φ_{ij} ; i産業に関する比推定によるj層内の変動係数

①及び②の式により、達成精度を計算したのが第7表と第8表である。この表を用いて、推定数値を中心としてその前後に標本誤差率の幅だけの区間をとれば、その区間内に全数調査から得られるはずの値があることが、約 $\frac{2}{3}$ の確率で期待される。

第7表 産業別、規模別達成精度（きまって支給する給与）

(57年6月)(%)

産 業	規 模 計	規模 100～499 人	規模 30～99 人
TL 調 査 産 業 計	0.23	0.44	0.41
T 調 査 産 業 計 (サービス業を除く。)	0.34	0.63	0.64
D 鉱 業	0.96	2.79	2.03
E 建 設 業	1.26	2.34	1.87
F 製 造 業	0.36	0.74	0.84
18.19 食 料 品 ・ た ば こ	1.70	2.79	2.82
20 織 維	1.55	2.47	2.86
21 衣 服	2.12	3.38	2.88
22 木 材	1.94	2.03	2.98
23 家 具	2.30	2.45	3.88
24 パ ル プ ・ 紙	1.46	2.51	2.72
25 出 版 ・ 印 刷	2.49	4.31	4.82
26 化 学	0.95	1.88	3.34
27 石 油 ・ 石 炭	1.13	3.25	3.45
28 ゴ ム	1.09	2.46	3.28
29 な め し か わ	2.06	2.89	2.95
30 窯 業 ・ 土 石	1.57	2.73	2.69
31 鉄 鋼	0.93	3.63	3.49
32 非 鉄 金 属	0.94	2.18	2.68
33 金 属 製 品	1.50	2.28	2.75
34 一 般 機 械	1.30	2.32	3.69
35 電 気 機 器	1.04	2.45	3.41
36 輸 送 用 機 器	0.55	2.51	2.09
37 精 密 機 器	1.25	2.77	3.06
38.39 武 器 ・ そ の 他	1.72	2.74	2.77
G 卸 売 業 , 小 売 業	1.12	1.94	1.59
H 金 融 ・ 保 険 業	1.21	2.51	1.74
I 不 動 産 業	1.79	—	2.40
J 運 輸 ・ 通 信 業	1.05	1.65	1.90
K 電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	0.87	1.23	1.79
L サ ー ビ ス 業	1.09	2.07	1.58

(注) 不動産業の規模100～499人は全数調査である。

第8表 乙調査の産業別達成精度(きまって支給する給与)
(58年6月) (%)

産 業	規模 5 ~ 29 人
TL 調 査 産 業 計	0.69
E 建 設 業	0.93
F 製 造 業	1.27
G 卸 売 業, 小 売 業	1.81
H 金 融 ・ 保 険 業	1.68
J 運 輸 ・ 通 信 業	1.56
L サ - ビ ス 業	0.86

7 調査結果から作成される指数及び比率

全国調査の調査結果から作成される指数としては、雇用指数、賃金指数及び労働時間指数がある。これらの指数は、調査結果の数値を比例数化することにより作成しているが、毎月勤労統計調査の場合は、事業所統計調査の結果に基づいて行う標本の抽出替えによる調査結果の計数の断層を調整して長期的な時系列比較を可能にするという意義をもっている。本書に掲載された指数は、昭和57年4月の抽出替えにおける上記の調整(ギャップ修正甲調査のみ)を行った確定数値である。

また、比率としては労働異動率(入職率、離職率、採用率、退職率)を作成している。

(1) 指数及び比率の作成方法

イ 雇用指数

常用雇用指数は、月末推計労働者数を指数化することにより作成したものであるが、新設や規模上昇により調査対象となる事業所の把握が完全に行われ難いことなどの理由から、労働者数の推計値の偏りを生ずる可能性がある。そこで、事業所統計調査の常用労働者数をベンチマークとして、同調査が前回実施された時点にまで遡って指数の修正を実施している。その方式を、昭和56年事業所統計調査をベンチマークとした場合を例にとって示すと次のとおりである。

$$I'_n = \ln \left\{ 1 - \frac{n}{N} \left(1 - \frac{E'57.4}{E57.4} \right) \right\}$$

(ただし、56年7月~57年3月の各月については)

$$I'_n = \ln \frac{E'57.4}{E57.4} \text{ である。}$$

I'_n ; 各月の改訂雇用指数

I_n ; 各月の改訂前雇用指数

N ; 36 (53年7月より56年6月までの月数)

n ; 53年7月より当該月までの月数 (53年7月=1)

$E'57.4$; 56年事業所統計調査結果により推計した57年3月末母集団労働者数

E 57.4 ; 57年4月分旧調査結果の前月末推計母集団労働者数

また、この3年ごとの修正のほかに、現在は毎年1月に5(3)の母集団の中間補正を行い、過去1年間に遡って修正を行っている。

ロ 賃金指数

現在作成されている賃金指数には名目賃金指数と実質賃金指数がある。

(イ) 名目賃金指数

名目賃金指数には、現金給与総額指数、定期給与指数及び所定内給与指数の3種類があり、いずれも基準時は昭和55年平均で、調査産業計及び産業大・中分類別に作成している。このうち、現金給与総額指数は、毎月勤労統計調査から得られる常用労働者1人平均月間の「現金給与総額」を指数化し、定期給与指数は同じく「きまって支給する給与」、所定内給与指数は同じく「所定内給与」をそれぞれ指数化したものである。

この賃金指数についても、時系列的連続性を保つためギャップ修正を行っており、前回の抽出替えの時点(昭和54年4月、ただし雇用指数については前回の事業所統計調査時である昭和53年6月)まで遡って指数を改訂している。その算定方法を定期給与指数に例をとって昭和57年抽出替えの場合で示せば次の通りである。

$$I'_n = \ln \left\{ 1 - \frac{n}{N} \left(1 - \frac{W'57.4}{W57.4} \right) \right\}$$

I'_n ; 各月の改訂賃金指数

I_n ; 各月の改訂前賃金指数

N ; 36 (54年5月より57年4月までの月数)

n ; 54年5月より当該月までの月数 (54年5月=1)

$W'57.4$; 57年4月分新調査結果の「きまって支給する給与」額

$W57.4$; 57年4月分旧調査結果の「きまって支給する給与」額

なお、賃金指数は雇用指数と異なり、1年ごとの中間補正による修正は行っていない。

(ロ) 実質賃金指数

実質賃金指数は、次式に示すとおり名目賃金指数を総務庁統計局が公表する消費者物価指数で除して算定される指数で、賃金の購買力(実質賃金)を指数化したものであり、現金給与総額指数と定期給与指数について算定している。

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数(全国、総合)}} \times 100$$

なお、実質賃金指数は、名目賃金指数のギャップ修正に伴い改訂されるほか、消費者物価指数のウェイト更新に伴っても改訂されることがある。

ハ 労働時間指数

労働時間指数には、総実労働時間指数、所定内労働時間指数及び所定外労働時間指数があり、それぞれ、調査結果の1人平均月間総実労働時間数、同所定内労働時間数及び同所定外労働時間数を指数化したものである。この労働時間指数についても、賃金指数と同様な方法でギャップ修正を行

第8表 乙調査の産業別標本誤差率（きまって支給する給与）
（58年6月分結果）（%）

産 業	規模 5 ～ 29 人
TL 調 査 産 業 計	0.69
E 建 設 業	0.93
F 製 造 業	1.27
H 運 輸 ・ 通 信 業	1.56
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	1.81
J 金 融 ・ 保 険 業	1.68
L サ ー ビ ス 業	0.86

7 全国調査甲調査結果から作成される指数及び労働異動率

(1) 指数の意義

全国調査の調査結果から作成される指数には、雇用指数、賃金指数及び労働時間指数がある。実質賃金指数以外の指数は、基本的には基準数値を100とした調査結果の比率である。しかし、全くの単純な比率というわけではない。調査結果には、各種の時系列ギャップがあるため、そのままでは時系列比較が不可能である場合が多い。そこで指数は、その不便をなくすため、基準数値に対する単純な比率を、時系列ギャップがあればそれがなくなるように修正して、時系列比較を可能としたものである。

(2) 指数の算式（実質賃金指数以外）

各月の指数の算定は、実質賃金指数を除き次の式によって行う。

$$\text{算式} \quad \text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

各月の調査結果の実数とは指数の種類に応じて次のとおりである。

指 数 の 種 類	各月の調査結果の実数
常 用 雇 用 指 数	各月の本月末推計労働者数
現 金 給 与 総 額 指 数	各月の1人平均現金給与総額
きまって支給する給与指数	” きまって支給する給与
総 実 労 働 時 間 指 数	” 総実労働時間数
所 定 内 労 働 時 間 指 数	” 所定内労働時間数
所 定 外 労 働 時 間 指 数	” 所定外労働時間数

(3) 指数（実質賃金指数を除く）における時系列ギャップの処理方法

イ 常用雇用指数

本月末推計労働者数に生じる時系列ギャップとしては、①12月分の本月末推計労働者数に中間補正を施して翌年1月分用の前月末母集団労働者数とすることによるギャップ、②事業所統計調査によるベンチマークを前月末母集団労働者数とすることによるギャップの2つがある。いずれのギャップであっても、過去に公表した指数を修正することでギャップの処理を行う。

① 中間補正に伴う修正

前年1～12月分常用雇用指数の修正を行う。

$$I'_n = I_n \left(1 + \frac{n}{12} \left(\frac{I'_{12}}{I_{12}} - 1 \right) \right)$$

ここに

I'_n ; n月分修正後常用雇用指数

I_n ; n月分修正前 “ “

n ; 1～12

とくに

$$I'_{12} = \frac{\text{12月分本月末推計労働者数に中間補正を施した値}}{\text{基準数値}} \times 100$$

$$I_{12} = \frac{\text{12月分本月末推計労働者数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

② 事業所統計調査によるベンチマークを設けることに伴う修正

前回の事業所統計調査実施月からベンチマークを設けた月の直前の月までの常用雇用指数の修正を行う。最近における事業所統計調査によるベンチマークの設定は、57年4月分調査で行った。そのときの修正方法について述べる。

$$G (\text{ギャップ率}) = \frac{\text{56年事業所統計調査により (57年4月分推計用) 作成したベンチマーク (前月末母集団労働者数)}}{\text{57年3月分本月末推計労働者数}}$$

として

$$56年7月～57年3月分 \quad I' = I \times G$$

$$53年7月～56年6月分 \quad I' = I \times \left(1 + \frac{n}{N} (G - 1) \right)$$

ここに

I' ; 修正後常用雇用指数

I ; 修正前 “ “

$N=36$; 53年7月から56年6月までの月数

n ; 53年7月から当該月までの月数（53年7月=1, 56年6月=36）

※ 56年事業所統計調査は56年7月1日現在で実施された。その前の事業所統計調査は53年6月15日現在で実施されたため毎月勤労統計調査では、6月15日を7月分調査の前月末とみなした。

(6) 調査結果の精度

集計結果の数値は、調査対象の全事業所に対応するものとして推定しているため、この推定数値に若干の標本誤差が生ずることは避けられない。全国調査の場合、きまって支給する給与の精度を示す標本誤差率の推定算式は次の式を用いている。

① 調査産業計（又は製造業計）、規模計の標本誤差率

$$C^2 = \sum_i W_i^2 C_i^2$$

但し、C；産業計（又は製造業計）、規模計の標本誤差率

C_i；産業、規模別標本誤差率

W_i；産業計、規模計母集団労働者数に対する産業、規模別母集団労働者数の割合（構成比率）

② 産業、規模別の標本誤差率

甲調査は、

$$C_i^2 = \frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \frac{\varphi_i^2}{n_i}$$

但し、C_i；産業、規模別の標本誤差率

N_i；産業、規模別の母集団事業所数

n_i；産業、規模別の標本事業所数

φ_i；産業、規模別の比推定による一人平均きまって支給する給与の変動係数

乙調査は、

$$C_i^2 = \sum_j \left(\frac{N_j}{N} \right)^2 \frac{N_j - n_j}{N_j - 1} \frac{\varphi_{ij}}{n_j}$$

但し、C_i；産業別標本誤差率

N；全調査区数

N_j；j層内の母集団調査区数

n_j；j層内の標本調査区数

φ_{ij}；i産業に関する比推定によるj層内の一人平均きまって支給する給与の変動係数

①及び②の式により、標本誤差率を計算したのが第7表と第8表である。この表を用いて、推定数値を中心としてその前後に標本誤差率の幅だけの区間をとれば、その区間内に全数調査から得られるはずの値があることが、約 $\frac{2}{3}$ の確率で期待される。

第7表 産業、規模別標本誤差率（きまって支給する給与）

（60年6月分結果）（%）

産 業	規 模 計	規模100～499人	規模30～99人
TL 調査産業計	0.40	0.76	0.70
T 調査産業計 (サービス業を除く)	0.40	0.78	0.71
D 鉱 業	1.36	3.39	2.90
E 建 設 業	1.93	4.65	2.21
F 製 造 業	0.37	0.79	0.83
12.13 食 料 品 ・ た ば こ	1.67	2.74	2.81
14 織 維	1.56	2.73	2.50
15 衣 服	2.03	2.59	3.11
16 木 材	2.46	2.31	3.96
17 家 具	2.05	2.33	3.57
18 パ ル プ ・ 紙	1.72	2.66	3.33
19 出 版 ・ 印 刷	2.33	4.35	4.05
20 化 学	1.20	2.62	2.91
21 石 油 ・ 石 炭	0.99	2.39	2.61
22 プ ラ ス チ ッ ク	2.79	4.39	3.75
23 ゴ ム	1.00	2.16	3.01
24 な め し 革	2.41	4.21	3.07
25 窯 業 ・ 土 石	1.81	2.87	3.26
26 鉄 鋼	1.04	3.71	3.13
27 非 鉄 金 属	1.12	2.31	2.91
28 金 属 製 品	1.76	3.57	2.52
29 一 般 機 械	1.26	2.52	3.11
30 電 気 機 器	0.98	2.46	3.15
31 輸 送 用 機 器	0.63	2.27	2.57
32 精 密 機 器	1.46	3.47	3.10
33.34 武 器 ・ そ の 他	2.55	4.03	4.81
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	0.92	1.29	1.77
H 運 輸 ・ 通 信 業	1.26	1.78	2.59
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	1.27	2.54	1.62
J 金 融 ・ 保 険 業	1.55	3.25	2.20
K 不 動 産 業	2.07	—	2.80
L サ ー ビ ス 業	1.13	1.97	1.74

(注) 不動産業の規模100～499人は全数調査である。

第3表 事業所抽出率表（第一種事業所）

産 業	抽 出 率		
	規模 500 人以上	規模 100～499 人	規模 30～99 人
D 鉱 業	1 / 1	1 / 2	1 / 6
E 建 設 業	1 / 1	1 / 12	1 / 48
F 製 造 業			
12.13 食 料 品 ・ た ば こ	1 / 1	1 / 12	1 / 36
14 織 維	1 / 1	1 / 12	1 / 16
15 衣 服	1 / 1	1 / 12	1 / 24
16 木 材	1 / 1	1 / 4	1 / 24
17 家 具	1 / 1	1 / 8	1 / 16
18 パ ル プ ・ 紙	1 / 1	1 / 12	1 / 24
19 出 版 ・ 印 刷	1 / 1	1 / 6	1 / 48
20 化 学	1 / 1	1 / 16	1 / 16
21 石 油 ・ 石 炭	1 / 1	1 / 2	1 / 4
22 プ ラ ス チ ッ ク	1 / 1	1 / 8	1 / 24
23 ゴ ム	1 / 1	1 / 4	1 / 8
24 な め し 革	1 / 1	1 / 2	1 / 4
25 窯 業 ・ 土 石	1 / 1	1 / 8	1 / 36
26 鉄 鋼	1 / 1	1 / 12	1 / 36
27 非 鉄 金 属 製 品	1 / 1	1 / 6	1 / 12
28 金 属 製 品	1 / 1	1 / 16	1 / 72
29 一 般 機 械	1 / 1	1 / 24	1 / 72
30 電 気 機 器	1 / 1	1 / 18	1 / 48
31 輸 送 用 機 器	1 / 1	1 / 24	1 / 24
32 精 密 機 器	1 / 1	1 / 4	1 / 12
33.34 そ の 他	1 / 1	1 / 12	1 / 24
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1 / 1	1 / 16	1 / 18
H 運 輸 ・ 通 信 業	1 / 1	1 / 16	1 / 96
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	1 / 1	1 / 16	1 / 36
J 金 融 ・ 保 険 業	1 / 1	1 / 12	1 / 48
K 不 動 産 業	1 / 1	1 / 1	1 / 4
L サ ー ビ ス 業			
73 旅 館 業	1 / 1	1 / 12	1 / 48
78 娛 楽 業	1 / 1	1 / 4	1 / 24
80~82 駐 車 場 業 , 自 動 車 整 備 業 , そ の 他 の 修 理 業	1 / 1	1 / 4	1 / 24
83 協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	1 / 1	1 / 8	1 / 48
84 情 報 サ ー ビ ス ・ 調 査 ・ 広 告 業	1 / 1	1 / 24	1 / 48
85 そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	1 / 1	1 / 24	1 / 24
86 専 門 サ ー ビ ス 業	1 / 1	1 / 24	1 / 48
87 医 療 業	1 / 1	1 / 48	1 / 96
91 教 育	1 / 1	1 / 32	1 / 256
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	1 / 1	1 / 8	1 / 48
93 学 術 研 究 機 関	1 / 1	1 / 8	1 / 24
94 そ の 他 の サ ー ビ ス 業 中 分 類	1 / 1	1 / 24	1 / 24

1990 12/16, 200
22 16,500

(p. 306-307) H34年度

第4表 調査区層化基準（第二種事業所）

	地域区分	層 化 基 準		
		毎勤基本調査区内 5～29人事業所数	毎勤基本調査区内産業別事業所構成	
1	都道府県	約 30	製造業30%以上	A種産業の事業所が1以上
2			その他	
3			卸売・小売業、飲食店の合計40%以上	
4			サービス業 40%以上	
5			その他	
6	都道府県	約 15	製造業30%以上	A種産業の事業所が1以上
7			その他	
8			卸売・小売業、飲食店の合計40%以上	
9			サービス業 40%以上	
10			その他	

(注) 1) A種産業とはパルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、精密機械器具製造業

(2) 標本の追加指定

第一種事業所は、ほぼ3年間継続して調査する方式をとっているが、その間の新設事業所や30人以上への規模上昇事業所の状況を調査結果に反映させ、また、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月に追加指定を行う。

追加指定事業所は、第二種事業所に係る調査の調査区内事業所名簿から把握した30人以上の新設事業所及び30人未満から30人以上へと規模上昇した事業所並びに雇用保険の適用事業所台帳によって把握した同様の事業所のうちから抽出して指定する。

6 調査の結果

(1) 全国調査及び地方調査の結果推計方法

イ 推計比率

推計比率は、産業、規模別に定める数値で、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことである。

$$r = E / e_0$$

ここに

r ; 推計比率（産業、規模別）

E ; 前月末母集団労働者数（産業、規模別）

e₀ ; 前月末調査労働者数の合計（産業、規模別）

第6表 産業、規模別標本誤差率（きまって支給する給与）

（平成2年3月分結果）（％）

産 業	規模5人以上	規模30人以上	規模100～499人	規模30～99人	規模5～29人
TL 調査産業計	0.35	0.35	0.61	0.61	0.68
D 鉱 業	0.86	1.27	2.15	2.86	1.16
E 建 設 業	1.14	1.40	1.82	2.18	1.72
F 製 造 業	0.34	0.42	0.89	0.86	0.53
12.13 食 料 品 ・ た ば こ	1.62	2.12	3.63	2.96	2.32
14 織 維	1.38	1.84	3.22	2.56	1.94
15 衣 服	1.47	2.12	4.17	2.18	1.88
16 木 材	1.34	2.63	3.37	3.81	1.45
17 家 具	1.48	2.44	3.64	4.28	1.51
18 パ ル プ ・ 紙	1.46	1.94	3.37	3.39	1.98
19 出 版 ・ 印 刷	1.45	2.02	4.14	3.03	2.04
20 化 学	1.22	1.37	2.90	3.82	1.55
21 石 油 ・ 石 炭	1.26	1.59	2.35	8.95	0.81
22 プ ラ ス チ ッ ク	1.79	2.64	3.92	4.25	1.83
23 ゴ ム	0.96	1.07	2.73	2.90	2.08
24 な め し 革	1.50	3.56	6.08	4.17	1.59
25 窯 業 ・ 土 石	1.22	1.72	3.09	2.70	1.61
26 鉄 鋼	0.86	0.97	3.44	2.58	1.45
27 非 鉄 金 属	1.00	1.17	2.40	3.59	1.41
28 金 属 製 品	1.23	1.86	3.49	2.65	1.44
29 一 般 機 械	1.09	1.35	2.50	3.32	1.77
30 電 気 機 器	0.98	1.06	2.45	3.21	2.51
31 輸 送 用 機 器	0.82	0.89	2.95	3.30	2.03
32 精 密 機 器	1.27	1.16	2.38	3.33	4.12
33.34 武 器 ・ そ の 他	1.83	3.03	5.15	5.06	1.90
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	0.85	0.97	1.49	1.65	1.72
H 運 輸 ・ 通 信 業	0.79	0.94	1.26	1.84	1.44
I 卸 売 ・ 小 売 業 ， 飲 食 店	1.16	1.13	2.28	1.50	1.84
J 金 融 ・ 保 険 業	0.81	1.10	2.53	1.51	1.16
K 不 動 産 業	1.51	1.80	2.98	3.02	2.22
L サ ー ビ ス 業	0.64	0.86	1.36	1.42	0.95

（注）不動産業の規模100～499人は全数調査である。

7 全国調査結果から作成される指数及び労働異動率

(1) 指数の意義

全国調査の調査結果から作成される指数には、雇用指数、賃金指数及び労働時間指数がある。実質賃金指数以外の指数は、基本的には基準数値を100とした調査結果の比率である。しかし、全くの単純な比率というわけではない。調査結果には、各種の時系列ギャップがあるため、そのままでは時系列比較が不可能である場合が多い。そこで指数は、その不便をなくすため、基準数値に対する単純な比率を、時系列ギャップがあればそれがなくなるように修正して、時系列比較を可能としたものである。

(2) 指数の算式（実質賃金指数以外）

各月の指数の算定は、実質賃金指数を除き次の式によって行う。

$$\text{算式} \quad \text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

各月の調査結果の実数とは指数の種類に応じて次のとおりである。

指 数 の 種 類	各月の調査結果の実数
常用雇用指数	各月の本月末推計労働者数
現金給与総額指数	各月の1人平均現金給与総額
きまって支給する給与指数	” きまって支給する給与
所定内給与指数	” 所定内給与
総実労働時間指数	” 総実労働時間数
所定内労働時間指数	” 所定内労働時間数
所定外労働時間指数	” 所定外労働時間数

(3) 指数（実質賃金指数を除く）における時系列ギャップの処理方法

イ 常用雇用指数

本月末推計労働者数に生じる時系列ギャップとしては、①12月分の本月末推計労働者数に中間補正を施して翌年1月分用の前月末母集団労働者数とすることによるギャップ、②事業所統計調査によるベンチマークを前月末母集団労働者数とすることによるギャップの2つがある。いずれのギャップであっても、過去に公表した指数を修正することでギャップの処理を行う。

① 中間補正に伴う修正

前年1～12月分常用雇用指数の修正を行う。

$$I'_n = I_n \left\{ 1 + \frac{n}{12} \left(\frac{I'_{12}}{I_{12}} - 1 \right) \right\}$$

第6表 産業、規模別標本誤差率（きまって支給する給与）

（平成2年3月分結果）（%）

産 業	規模5人以上	規模30人以上	規模100～499人	規模30～99人	規模5～29人
T.L. 調査産業計	0.35	0.35	0.61	0.61	0.68
D 鉱 業	0.86	1.27	2.15	2.86	1.16
E 建 設 業	1.14	1.40	1.82	2.18	1.72
F 製 造 業	0.34	0.42	0.89	0.86	0.53
12.13 食 料 品 ・ た ば こ	1.62	2.12	3.63	2.96	2.32
14 織 維	1.38	1.84	3.22	2.56	1.94
15 衣 服	1.47	2.12	4.17	2.18	1.88
16 木 材	1.34	2.63	3.37	3.81	1.45
17 家 具	1.48	2.44	3.64	4.28	1.51
18 パ ル プ ・ 紙	1.46	1.94	3.37	3.39	1.98
19 出 版 ・ 印 刷	1.45	2.02	4.14	3.03	2.04
20 化 学	1.22	1.37	2.90	3.82	1.55
21 石 油 ・ 石 炭	1.26	1.59	2.35	8.95	0.81
22 プ ラ ス チ ッ ク	1.79	2.64	3.92	4.25	1.83
23 ゴ ム	0.96	1.07	2.73	2.90	2.08
24 な め し 革	1.50	3.56	6.08	4.17	1.59
25 窯 業 ・ 土 石	1.22	1.72	3.09	2.70	1.61
26 鉄 鋼	0.86	0.97	3.44	2.58	1.45
27 非 鉄 金 属	1.00	1.17	2.40	3.59	1.41
28 金 属 製 品	1.23	1.86	3.49	2.65	1.44
29 一 般 機 械	1.09	1.35	2.50	3.32	1.77
30 電 気 機 器	0.98	1.06	2.45	3.21	2.51
31 輸 送 用 機 器	0.82	0.89	2.95	3.30	2.03
32 精 密 機 器	1.27	1.16	2.38	3.33	4.12
33.34 武 器 ・ そ の 他	1.83	3.03	5.15	5.06	1.90
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	0.85	0.97	1.49	1.65	1.72
H 運 輸 ・ 通 信 業	0.79	0.94	1.26	1.84	1.44
I 卸 売 ・ 小 売 業 ， 飲 食 店	1.16	1.13	2.28	1.50	1.84
J 金 融 ・ 保 険 業	0.81	1.10	2.53	1.51	1.16
K 不 動 産 業	1.51	1.80	-	3.02	2.22
L サ ー ビ ス 業	0.64	0.86	1.36	1.42	0.95

注）規模500人以上及び不動産業の規模100～499人は全数調査である。

1990 1:57 (16700) (P.314-315) H6年改
2: 16500

7 全国調査結果から作成される指数、労働異動率及びパートタイム労働者比率

(1) 指数の意義

全国調査の調査結果から作成される指数には、雇用指数、賃金指数及び労働時間指数がある。実質賃金指数以外の指数は、基本的には基準数値を100とした調査結果の比率である。しかし、全くの単純な比率というわけではない。調査結果には、各種の時系列ギャップがあるため、そのままでは時系列比較が不可能である場合が多い。そこで指数は、その不便をなくすため、基準数値に対する単純な比率を、時系列ギャップがあればそれがなくなるように修正して、時系列比較を可能としたものである。

(2) 指数の算式（実質賃金指数以外）

各月の指数の算定は、実質賃金指数を除き次の式によって行う。

$$\text{算式} \quad \text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

各月の調査結果の実数とは指数の種類に応じて次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
常用雇用指数	各月の本月末推計労働者数
現金・給与総額指数	各月の1人平均現金給与総額
きまって支給する給与指数	” きまって支給する給与
所定内給与指数	” 所定内給与
総実労働時間指数	” 総実労働時間数
所定内労働時間指数	” 所定内労働時間数
所定外労働時間指数	” 所定外労働時間数

(3) 指数（実質賃金指数を除く）における時系列ギャップの処理方法

イ 賃金・労働時間指数

賃金・労働時間は、第一種事業所の抽出替えに伴い、調査結果に時系列的なギャップが生じるが、指数については、時系列変化を正確にみることができるよう過去に遡って改訂することとしており、平成5年1月分調査結果に基づき、前回抽出替えを行った月の翌月分（平成3年2月分）に遡って指数の改訂を行った。本年報では改訂後のものを掲載している。改訂方法は以下のとおりである。

$$G \text{ (ギャップ率)} = \frac{\text{平成5年1月分新調査結果}}{\text{平成5月1月分旧調査結果}}$$

注) 賃金指数については、きまって支給する給与のものを用いる。

また、平成3年2月分から平成4年12月分までの指数を次式のように修正したものを改訂指数とする。

第3表 事業所抽出率表（第一種事業所）

産 業	抽 出 率		
	規模500人以上	規模100～499人	規模30～99人
D 鉱 業	1 / 1	1 / 2	1 / 6
E 建 設 業	1 / 1	1 / 16	1 / 64
F 製 造 業			
12.13 食 料 品 ・ た ば こ	1 / 1	1 / 12	1 / 48
14 織 維	1 / 1	1 / 8	1 / 24
15 衣 服	1 / 1	1 / 8	1 / 48
16 木 材	1 / 1	1 / 4	1 / 16
17 家 具	1 / 1	1 / 8	1 / 24
18 パ ル プ ・ 紙	1 / 1	1 / 8	1 / 24
19 出 版 ・ 印 刷	1 / 1	1 / 6	1 / 64
20 化 学	1 / 1	1 / 12	1 / 32
21 石 油 ・ 石 炭	1 / 1	1 / 2	1 / 4
22 プ ラ ス チ ッ ク	1 / 1	1 / 8	1 / 32
23 ゴ ム	1 / 1	1 / 4	1 / 4
24 な め し 革	1 / 1	1 / 2	1 / 8
25 窯 業 ・ 土 石	1 / 1	1 / 12	1 / 32
26 鉄 鋼	1 / 1	1 / 12	1 / 24
27 非 鉄 金 属	1 / 1	1 / 8	1 / 12
28 金 属 製 品	1 / 1	1 / 12	1 / 64
29 一 般 機 械	1 / 1	1 / 48	1 / 64
30 電 気 機 器	1 / 1	1 / 24	1 / 48
31 輸 送 用 機 器	1 / 1	1 / 24	1 / 32
32 精 密 機 器	1 / 1	1 / 8	1 / 12
33.34 そ の 他	1 / 1	1 / 8	1 / 16
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1 / 1	1 / 8	1 / 24
H 運 輸 ・ 通 信 業	1 / 1	1 / 24	1 / 96
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	1 / 1	1 / 8	1 / 64
J 金 融 ・ 保 険 業	1 / 1	1 / 12	1 / 96
K 不 動 産 業	1 / 1	1 / 2	1 / 8
L サ ー ビ ス 業			
73 旅 館 業	1 / 1	1 / 12	1 / 96
78 娯 楽 業	1 / 1	1 / 12	1 / 16
80~82 駐 車 場 業 , 自 動 車 整 備 業 , 其 他 の 修 理 業	1 / 1	1 / 6	1 / 24
83 協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	1 / 1	1 / 12	1 / 64
84 情 報 サ ー ビ ス ・ 調 査 ・ 広 告 業	1 / 1	1 / 12	1 / 64
85 そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	1 / 1	1 / 12	1 / 32
86 専 門 サ ー ビ ス 業	1 / 1	1 / 12	1 / 32
87 医 療 業	1 / 1	1 / 64	1 / 64
91 教 育	1 / 1	1 / 24	1 / 256
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	1 / 1	1 / 6	1 / 48
93 学 術 研 究 機 関	1 / 1	1 / 12	1 / 8
その他のサービス業中分類	1 / 1	1 / 12	1 / 32

第4表 調査区層化基準（第二種事業所）

層 番 号	層 化 基 準	
	地 域 区 分	毎 勤 基 本 調 査 区 内 産 業 別 事 業 所 構 成
1	都 道 府 県	製造業30%以上
2		A種産業の事業所が1以上 そ の 他
3	市 部	卸売・小売業，飲食店の合計40%以上
4		サービス業 40%以上
5		そ の 他
6	都 道 府 県	製造業30%以上
7		A種産業の事業所が1以上 そ の 他
8	郡 部	卸売・小売業，飲食店の合計40%以上
9		サービス業 40%以上
10		そ の 他

(注) 1) A種産業とはパルプ・紙・紙加工品製造業，化学工業，石油製品・石炭製品製造業，ゴム製品製造業，なめし革・同製品・毛皮製造業，鉄鋼業，非鉄金属製造業，精密機械器具製造業
2) 複数の層の条件に該当する場合は番号の少ない層に分類されるものとする。

(2) 標本の追加指定

第一種事業所は，ほぼ3年間継続して調査する方式をとっているが，その間の新設事業所や30人以上への規模上昇事業所の状況を調査結果に反映させ，また，廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため，毎年1月に追加指定を行う。

追加指定事業所は，第二種事業所に係る調査の調査区内事業所名簿から把握した30人以上の新設事業所及び30人未満から30人以上へと規模上昇した事業所並びに雇用保険の適用事業所台帳によって把握した同様の事業所のうちから抽出して指定する。

6 調査の結果

(1) 全国調査の結果推計方法

イ 推計比率

推計比率は，本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と，本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで，産業，規模別に次式によって定める。

$$r = E / e_0$$

ここに

r；推計比率（産業，規模別）

E；前月末母集団労働者数（産業，規模別）

e₀；前月末調査労働者数の合計（産業，規模別）

第6表 産業、規模別標本誤差率（きまって支給する給与）

（平成6年7月分結果）（%）

産 業	規模5人以上	規模30人以上	規模100～499人	規模30～99人	規模5～29人
TL 調査産業計	0.35	0.41	0.64	0.75	0.61
D 鉱 業	1.24	2.00	3.67	3.49	1.56
E 建 設 業	1.50	1.45	2.11	2.20	2.23
F 製 造 業	0.38	0.41	0.76	0.98	0.82
12.13食料品・たばこ	1.68	2.07	2.92	3.73	2.85
14 織 維	1.36	2.14	2.49	4.08	0.53
15 衣 服	1.68	2.21	3.75	2.85	2.59
16 木 材	1.14	2.34	2.85	3.55	1.06
17 家 具	1.69	2.21	3.93	2.71	2.56
18 パ ル プ ・ 紙	2.09	1.54	2.70	2.57	5.89
19 出 版 ・ 印 刷	1.20	1.91	2.96	3.77	0.65
20 化 学	1.29	1.37	2.90	3.52	3.58
21 石 油 ・ 石 炭	2.36	1.50	2.66	5.19	10.12
22 プ ラ ス チ ッ ク	1.94	2.08	2.94	3.43	3.89
23 ゴ ム	1.43	1.08	2.54	2.92	5.11
24 な め し 革	5.16	3.69	5.94	4.61	8.96
25 窯 業 ・ 土 石	1.71	1.81	3.28	3.01	3.38
26 鉄 鋼	1.46	0.76	2.37	2.22	8.67
27 非 鉄 金 属	1.74	1.58	3.48	3.74	7.21
28 金 属 製 品	1.35	1.57	2.47	2.85	2.35
29 一 般 機 械	1.19	1.36	2.22	3.46	2.41
30 電 気 機 器	0.99	0.99	2.21	3.44	3.74
31 輸 送 用 機 器	0.71	0.72	1.97	2.82	2.84
32 精 密 機 器	3.22	1.47	2.74	4.07	14.03
33.34武 器 ・ そ の 他	2.57	2.60	3.53	5.01	4.74
G 電気・ガス・熱供給・水道業	1.34	1.22	1.81	2.31	4.78
H 運 輸 ・ 通 信 業	1.34	1.36	1.92	2.27	3.29
I 卸 売 ・ 小 売 業 ， 飲 食 店	0.69	1.50	2.11	2.21	0.55
J 金 融 ・ 保 険 業	2.12	3.33	5.32	5.48	1.39
K 不 動 産 業	3.19	3.11	5.32	4.39	5.12
L サ ー ビ ス 業	0.80	0.73	1.29	1.10	1.68

（注）規模500人以上及び不動産業の規模100～499人は全数調査である。

HS=1993?

1994 16700 16500 CP3(4-315)
7 全国調査結果から作成される指数、労働異動率及びパートタイム労働者比率

(1) 指数の意義

全国調査の調査結果から作成される指数には、雇用指数、賃金指数及び労働時間指数がある。実質賃金指数以外の指数は、基本的には基準数値を100とした調査結果の比率である。しかし、全くの単純な比率というわけではない。調査結果には、各種の時系列ギャップがあるため、そのままでは時系列比較が不可能である場合が多い。そこで指数は、その不便をなくすため、基準数値に対する単純な比率を、時系列ギャップがあればそれがなくなるように修正して、時系列比較を可能としたものである。

(2) 指数の算式（実質賃金指数以外）

各月の指数の算定は、実質賃金指数を除き次の式によって行う。

$$\text{算式} \quad \text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

各月の調査結果の実数とは指数の種類に応じて次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
常用雇用指数	各月の本月末推計労働者数
現金給与総額指数	各月の1人平均現金給与総額
きまって支給する給与指数	” きまって支給する給与
所定内給与指数	” 所定内給与
総実労働時間指数	” 総実労働時間数
所定内労働時間指数	” 所定内労働時間数
所定外労働時間指数	” 所定外労働時間数

(3) 指数（実質賃金指数を除く）における時系列ギャップの処理方法

イ 賃金・労働時間指数

賃金・労働時間は、第一種事業所の抽出替えに伴い、調査結果に時系列的なギャップが生じるが、指数については、時系列変化を正確にみることができるよう過去に遡って改訂することとしており、平成5年1月分調査結果に基づき、前回抽出替えを行った月の翌月分（平成3年2月分）に遡って指数の改訂を行った。本年報では改訂後のものを掲載している。改訂方法は以下のとおりである。

$$G \text{ (ギャップ率)} = \frac{\text{平成5年1月分新調査結果}}{\text{平成5年1月分旧調査結果}}$$

（注）賃金指数については、きまって支給する給与のものを用いる。

また、平成3年2月分から平成4年12月分までの指数を次式のように修正したものを改訂指数とする。

第3表 事業所抽出率表（第一種事業所）

産 業	抽 出 率		
	規模500人以上	規模100～499人	規模30～99人
D 鉱 業	1 / 1	1 / 2	1 / 6
E 建 設 業	1 / 1	1 / 16	1 / 64
F 製 造 業			
12.13 食 料 品 ・ た ば こ	1 / 1	1 / 12	1 / 48
14 織 維	1 / 1	1 / 8	1 / 24
15 衣 服	1 / 1	1 / 8	1 / 48
16 木 材	1 / 1	1 / 4	1 / 16
17 家 具	1 / 1	1 / 8	1 / 24
18 パ ル プ ・ 紙	1 / 1	1 / 8	1 / 24
19 出 版 ・ 印 刷	1 / 1	1 / 6	1 / 64
20 化 学	1 / 1	1 / 12	1 / 32
21 石 油 ・ 石 炭	1 / 1	1 / 2	1 / 4
22 プ ラ ス チ ッ ク	1 / 1	1 / 8	1 / 32
23 ゴ ム	1 / 1	1 / 4	1 / 4
24 な め し 革	1 / 1	1 / 2	1 / 8
25 窯 業 ・ 土 石	1 / 1	1 / 12	1 / 32
26 鉄 鋼	1 / 1	1 / 12	1 / 24
27 非 鉄 金 属	1 / 1	1 / 8	1 / 12
28 金 属 製 品	1 / 1	1 / 12	1 / 64
29 一 般 機 械	1 / 1	1 / 48	1 / 64
30 電 気 機 器	1 / 1	1 / 24	1 / 48
31 輸 送 用 機 器	1 / 1	1 / 24	1 / 32
32 精 密 機 器	1 / 1	1 / 8	1 / 12
33.34 そ の 他	1 / 1	1 / 8	1 / 16
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1 / 1	1 / 8	1 / 24
H 運 輸 ・ 通 信 業	1 / 1	1 / 24	1 / 96
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	1 / 1	1 / 8	1 / 64
J 金 融 ・ 保 険 業	1 / 1	1 / 12	1 / 96
K 不 動 産 業	1 / 1	1 / 2	1 / 8
L サ ー ビ ス 業			
73 旅 館 業	1 / 1	1 / 12	1 / 96
78 娯 楽 業	1 / 1	1 / 12	1 / 16
80～82 駐 車 場 業 , 自 動 車 整 備 業 , そ の 他 の 修 理 業	1 / 1	1 / 6	1 / 24
83 協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ ない も の)	1 / 1	1 / 12	1 / 64
84 情 報 サ ー ビ ス ・ 調 査 ・ 広 告 業	1 / 1	1 / 12	1 / 64
85 そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	1 / 1	1 / 12	1 / 32
86 専 門 サ ー ビ ス 業	1 / 1	1 / 12	1 / 32
87 医 療 業	1 / 1	1 / 64	1 / 64
91 教 育	1 / 1	1 / 24	1 / 256
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	1 / 1	1 / 6	1 / 48
93 学 術 研 究 機 関	1 / 1	1 / 12	1 / 8
そ の 他 の サ ー ビ ス 業 中 分 類	1 / 1	1 / 12	1 / 32

第4表 調査区層化基準（第二種事業所）

層 番 号	層 化 基 準	
	地 域 区 分	毎 勤 基 本 調 査 区 内 産 業 別 事 業 所 構 成
1	都 道 府 県	製 造 業 30% 以 上
2		A 種 産 業 の 事 業 所 が 1 以 上
3		そ の 他
4		卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店 の 合 計 40% 以 上
5		サ ー ビ ス 業 40% 以 上
6	市 部	そ の 他
7		製 造 業 30% 以 上
8		A 種 産 業 の 事 業 所 が 1 以 上
9		そ の 他
10		卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店 の 合 計 40% 以 上
11	都 道 府 県	サ ー ビ ス 業 40% 以 上
12		そ の 他
13		製 造 業 30% 以 上
14		A 種 産 業 の 事 業 所 が 1 以 上
15		そ の 他
16	郡 部	卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店 の 合 計 40% 以 上
17		サ ー ビ ス 業 40% 以 上
18		そ の 他
19		製 造 業 30% 以 上
20		そ の 他

(注) 1) A種産業とはパルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、精密機械器具製造業
2) 複数の層の条件に該当する場合は番号の少ない層に分類されるものとする。

(2) 標本の追加指定

第一種事業所は、ほぼ3年間継続して調査する方式をとっているが、その間の新設事業所や30人以上への規模上昇事業所の状況を調査結果に反映させ、また、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月に追加指定を行う。

追加指定事業所は、第二種事業所に係る調査の調査区内事業所名簿から把握した30人以上の新設事業所及び30人未満から30人以上へと規模上昇した事業所並びに雇用保険の適用事業所台帳によって把握した同様の事業所のうちから抽出して指定する。

6 調査の結果

(1) 全国調査の結果推計方法

イ 推計比率

推計比率は、本月分の推計に用いる前月末母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことで、産業、規模別に次式によって定める。

$$r = E / e_0$$

ここに

r; 推計比率（産業、規模別）

E; 前月末母集団労働者数（産業、規模別）

e₀; 前月末調査労働者数の合計（産業、規模別）

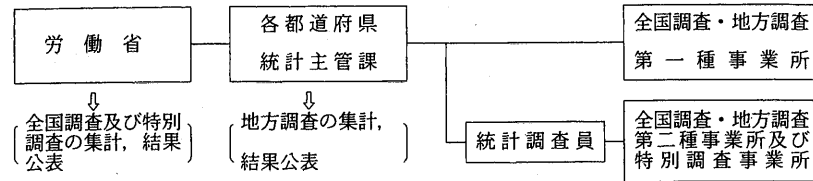
与締切日現在)を調査期日としている。

16,700
16,500

(P.316-317) H 8 2

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の系統は次のとおりである。



5 標本の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている(第2表)。

第一種事業所(規模30人以上)は、総務庁統計局が行う「事業所統計調査」の結果(中間年に実施する名簿整備の結果を含む。)に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本設計は新しい事業所統計調査が行われるたびにそれに基づいて、標本の抽出替えを行っている。最近では平成8年1月に平成6年事業所名簿整備調査の結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、事業所統計調査が行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最近の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

第二種事業所(規模5~29人)は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、事業所統計調査の「事業所基本調査区」(約20万区)に基づき全国を約5万に分けて設定した毎勤基本調査区(第二種事業所)を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを10の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本事業所の交替は、調査区を3組に分け、各組は18カ月間継続して調査し、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替を行うローテーション方式による。

第2表 目標精度

	5人以上	50人以上	100~499人	30~90人	5~29人
産業大分類	1%	0%	2%	2%	2%
製造業中分類	2	0	3	3	3
製造業以外の中分類	2	-	-	-	-
製造業小分類	3	-	-	-	-

第3表 事業所抽出率表(第一種事業所)

産 業	抽 出 率		
	規模500人以上	規模100~499人	規模30~99人
D 鉱 業	1/1	1/2	1/6
E 建 設	1/1	1/16	1/64
F 製 造			
12.13 食 料 品 ・ た ば こ	1/1	1/12	1/48
14 織 維	1/1	1/8	1/24
15 衣 服	1/1	1/8	1/48
16 木 材	1/1	1/4	1/16
17 家 具	1/1	1/8	1/24
18 パ ル プ ・ 紙	1/1	1/8	1/24
19 出 版 ・ 印 刷	1/1	1/6	1/64
20 化 学	1/1	1/12	1/32
21 石 油 ・ 石 炭	1/1	1/2	1/4
22 プ ラ ス チ ッ ク	1/1	1/8	1/32
23 ゴ ム	1/1	1/4	1/4
24 な め し 革	1/1	1/2	1/8
25 窯 業 ・ 土 石	1/1	1/12	1/32
26 鉄 鋼	1/1	1/12	1/24
27 非 鉄 金 属	1/1	1/8	1/12
28 金 属 製 品	1/1	1/12	1/64
29 一 般 機 械	1/1	1/48	1/64
30 電 気 機 器	1/1	1/24	1/48
31 輸 送 用 機 器	1/1	1/24	1/32
32 精 密 機 器	1/1	1/8	1/12
33.34 そ の 他	1/1	1/8	1/16
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1/1	1/8	1/24
H 運 輸 ・ 通 信 業	1/1	1/24	1/96
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	1/1	1/8	1/64
J 金 融 ・ 保 険 業	1/1	1/12	1/96
K 不 動 産 業	1/1	1/2	1/8
L サ ー ビ ス 業			
73 旅 館 業	1/1	1/12	1/96
78 娛 楽 業	1/1	1/12	1/16
80~82 駐 車 場 業 , 自 動 車 整 備 業			
そ の 他 の 修 理 業	1/1	1/6	1/24
83 協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	1/1	1/12	1/64
84 情 報 サ ー ビ ス ・ 調 査 ・ 広 告 業	1/1	1/12	1/64
85 そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	1/1	1/12	1/32
86 専 門 サ ー ビ ス 業	1/1	1/12	1/32
87 医 療 業	1/1	1/64	1/64
91 教 育	1/1	1/24	1/256
92 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	1/1	1/6	1/48
93 学 術 研 究 機 関	1/1	1/12	1/8
そ の 他 の サ ー ビ ス 業 中 分 類	1/1	1/12	1/32

- N_{ik} ; 第k層における事業所数の都道府県計
 n_{ik} ; 第k層における標本数の都道府県計
 VX_{ek} ; 第k層におけるきまって支給する給与総額の事業所間分散
 VY_{ek} ; 第k層における和半労働者数の事業所間分散
 COV_{ek} ; 第k層におけるきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間分散

第6表 産業、規模別標本誤差率(きまって支給する給与)
(平成7年7月分結果)(%)

産 業	規模5人	規模30人	規模100	規模30	規模5
	以 上	以 上	~499人	~99人	~29人
TL 調査 産 業 計	0.35	0.41	0.64	0.74	0.60
D 鉱 業	1.21	2.18	3.67	3.49	1.56
E 建 設 業	1.54	1.45	2.11	2.21	2.24
F 製 造 業	0.38	0.42	0.76	0.98	0.82
12.13 食 料 品 ・ た ば こ	1.64	2.00	2.92	3.73	2.85
14 織 維	1.37	2.17	2.49	4.08	0.53
15 衣 服	1.73	2.24	3.75	2.85	2.59
16 木 材	1.15	2.32	2.85	3.55	1.06
17 家 具	1.69	2.21	3.93	2.71	2.56
18 パ ル プ ・ 紙	2.10	1.55	2.70	2.57	5.89
19 出 版 ・ 印 刷	1.22	1.93	2.96	3.77	0.65
20 化 学	1.30	1.39	2.90	3.52	3.58
21 石 油 ・ 石 炭	2.36	1.51	2.66	5.19	10.12
22 プ ラ ス チ ッ ク	1.90	2.07	2.94	3.43	3.89
23 ゴ ム	1.45	1.09	2.54	2.92	5.11
24 な め し 革	5.35	3.71	5.94	4.61	8.96
25 窯 業 ・ 土 石	1.73	1.82	3.28	3.02	3.38
26 鉄 鋼	1.53	0.77	2.37	2.22	8.67
27 非 鉄 金 属	1.75	1.60	3.48	3.74	7.21
28 金 属 製 品	1.35	1.58	2.47	2.85	2.35
29 一 般 機 械	1.22	1.40	2.22	3.46	2.41
30 電 気 機 器	1.00	1.00	2.21	3.44	3.74
31 輸 送 用 機 器	0.71	0.72	1.97	2.82	2.84
32 精 密 機 器	3.29	1.50	2.74	4.07	14.03
33.34 武 器 ・ そ の 他	2.62	2.55	3.53	5.01	4.74
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1.35	1.22	1.81	2.31	4.78
H 運 輸 ・ 通 信 業	1.33	1.35	1.92	2.28	3.27
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	0.69	1.50	2.12	2.21	0.55
J 金 融 ・ 保 険 業	2.09	3.27	5.32	5.48	1.39
K 不 動 産 業	3.23	3.25	5.32	4.39	5.12
L サ ー ビ ス 業	0.77	0.73	1.30	1.09	1.56

(注) 規模500人以上は全数調査である。

7 全国調査結果から作成される指数、労働異動率及びパートタイム労働者比率

(1) 指数の意義

全国調査の調査結果から作成される指数には、雇用指数、賃金指数及び労働時間指数がある。実質賃金指数以外の指数は、基本的には基準値を100とした調査結果の比率である。しかし、全くの単純な比率というわけではない。調査結果には、各種の時系列ギャップがあるため、そのままでは時系列比較が不可能である場合が多い。そこで指数は、その不便をなくすため、基準値に対する単純な比率を、時系列ギャップがあればそれがなくなるように修正して、時系列比較を可能としたものである。

(2) 指数の算式(実質賃金指数以外)

各月の指数の算定は、実質賃金指数を除き次の式によって行う。

$$\text{算式} \quad \text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準値}} \times 100$$

各月の調査結果の実数とは指数の種類に応じて次のとおりである。

指 数 の 種 類	各月の調査結果の実数
常 用 雇 用 指 数	各月の本月末推計労働者数
現 金 給 与 総 額 指 数	各月の1人平均現金給与総額
き ま っ て 支 給 予 給 与 指 数	” きまって支給する給与
所 定 内 給 与 指 数	” 所定内給与
総 実 労 働 時 間 指 数	” 総実労働時間数
所 定 内 労 働 時 間 指 数	” 所定内労働時間数
所 定 外 労 働 時 間 指 数	” 所定外労働時間数

(3) 指数(実質賃金指数を除く)における時系列ギャップの処理方法

イ 賃金・労働時間指数

賃金・労働時間は、第一種事業所の抽出替えに伴い、調査結果に時系列的なギャップが生じるが、指数については、時系列変化を正確にみることにできるように、過去に遡って改訂することとしている。今回は、前回抽出替えを行った月の翌月分(平成5年2月)に遡って指数の改訂を行った。改訂方法は以下のとおりである。

抽出替えに伴うギャップを、

$$G(\text{ギャップ率}) = \frac{\text{平成8年1月新調査結果(以下「新集計」という)}}{\text{平成8年1月旧調査結果(以下「旧集計」という)}}$$

として、平成5年2月から平成7年12月までの指数を次式により修正する。

$$I' = I(\text{修正前指数}) \times \left\{ 1 + \frac{n}{36}(G-1) \right\}$$

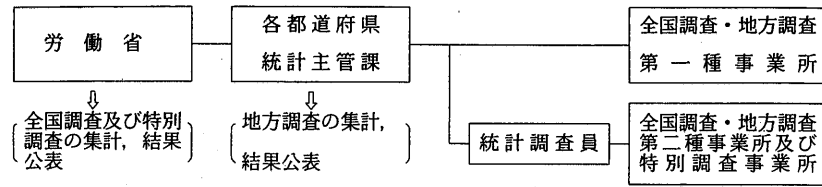
ここで、nは平成5年1月から当該月までの月数とする(平成5年2月; n=1、平成7

与締切日現在)を調査期日としている。

1-89 16700
16500 (P.226-229) H 9/82

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の系統は次のとおりである。



5 標本の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きままって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている(第2表)。

第一種事業所(規模30人以上)は、総務庁統計局が行う「事業所統計調査」の結果(中間年に実施する名簿整備の結果を含む。)に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本設計は新しい事業所統計調査が行われるたびにそれに基づいて、標本の抽出替えを行っている。最近では平成8年1月に平成6年事業所名簿整備調査の結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、事業所統計調査が行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最近の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

第二種事業所(規模5~29人)は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、事業所統計調査の「事業所基本調査区」(約20万区)に基づき全国を約5万に分けて設定した毎勤基本調査区(第二種事業所)を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを10の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本事業所の交替は、調査区を3組に分け、各組は18カ月間継続して調査し、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替を行うローテーション方式による。

第2表 目標精度

	5人以上	500人以上	100~499人	30~99人	5~29人
産業大分類	1%	0%	2%	2%	2%
製造業中分類	2	0	3	3	3
製造業以外の中分類	2	-	-	-	-
製造業小分類	3	-	-	-	-

第3表 事業所抽出率表(第一種事業所)

産 業	抽 出 率		
	規模500人以上	規模100~499人	規模30~99人
D 鉱 業	1/1	1/2	1/6
E 建 設	1/1	1/16	1/72
F 製 造			
12.13 食 料 品 ・ た ば こ	1/1	1/8	1/48
14 織 維	1/1	1/8	1/12
15 衣 服	1/1	1/8	1/72
16 木 材	1/1	1/4	1/16
17 家 具	1/1	1/8	1/36
18 パ ル プ ・ 紙	1/1	1/8	1/36
19 出 版 ・ 印 刷	1/1	1/6	1/64
20 化 学	1/1	1/12	1/32
21 石 油 ・ 石 炭	1/1	1/2	1/4
22 プ ラ ス チ ッ ク	1/1	1/8	1/32
23 ゴ ム	1/1	1/4	1/4
24 な め し 革	1/1	1/2	1/4
25 窯 業 ・ 土 石	1/1	1/12	1/36
26 鉄 鋼	1/1	1/16	1/24
27 非 鉄 金 属	1/1	1/8	1/12
28 金 属 製 品	1/1	1/16	1/72
29 一 般 機 械	1/1	1/48	1/64
30 電 気 機 器	1/1	1/24	1/48
31 輸 送 用 機 器	1/1	1/36	1/36
32 精 密 機 器	1/1	1/8	1/12
33.34 そ の 他	1/1	1/8	1/16
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1/1	1/8	1/24
H 運 輸 ・ 通 信 業	1/1	1/32	1/96
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	1/1	1/16	1/96
J 金 融 ・ 保 険 業	1/1	1/16	1/64
K 不 動 産 業	1/1	1/2	1/8
L サ ー ビ ス 業			
73.77.78 駐 車 場 業 , 自 動 車 整 備 業			
機 械 ・ 家 具 等 修 理 業	1/1	1/4	1/24
75 旅 館 業	1/1	1/12	1/32
76 娛 楽 業	1/1	1/12	1/24
82.83 情 報 サービス ・ 調 査 業 , 広 告 業	1/1	1/12	1/48
84 専 門 サービス 業	1/1	1/12	1/48
85 協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	1/1	1/12	1/64
86 そ の 他 の 事 業 サービス 業	1/1	1/12	1/32
88 医 療 業	1/1	1/64	1/64
90 社 会 保 険 , 社 会 福 祉	1/1	1/6	1/64
91 教 育	1/1	1/32	1/192
92 学 術 研 究 機 関	1/1	1/12	1/12
そ の 他 の サービス 業 中 分 類	1/1	1/12	1/48

H8=1996?

N_{ik} ; 第k層における事業所数の都道府県計

n_{ik} ; 第k層における標本数の都道府県計

VX_{ek} ; 第k層におけるきまって支給する給与総額の事業所間分散

VY_{ek} ; 第k層における和半労働者数の事業所間分散

COV_{ek} ; 第k層におけるきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間分散

第6表 産業、規模別標本誤差率(きまって支給する給与)

(平成8年7月分結果)(%)

産 業	規模5人	規模30人	規模100	規模30	規模5
	以 上	以 上	~499人	~99人	~29人
T L 調 査 産 業 計	0.35	0.40	0.64	0.71	0.61
D 鉱 業	1.21	1.92	3.67	3.49	1.56
E 建 設 業	1.55	1.45	1.97	2.21	2.23
F 製 造 業	0.38	0.42	0.77	0.98	0.84
12.13 食 料 品 ・ た ば こ	1.63	1.99	2.92	3.73	2.85
14 織 維	1.30	2.04	2.49	4.08	0.53
15 衣 服	1.68	2.21	3.75	2.85	2.59
16 木 材	1.14	2.32	2.85	3.55	1.06
17 家 具	1.70	2.20	3.93	2.71	2.56
18 パ ル プ ・ 紙	2.08	1.55	2.70	2.57	5.89
19 出 版 ・ 印 刷	1.22	1.94	2.96	3.77	0.65
20 化 学	1.28	1.37	2.90	3.52	3.58
21 石 油 ・ 石 炭	2.41	1.52	2.66	5.19	10.12
22 プ ラ ス チ ッ ク	1.97	2.08	2.94	3.43	3.89
23 ゴ ム	1.48	1.10	2.54	2.92	5.11
24 な め し 革	5.19	3.73	5.94	4.61	8.96
25 窯 業 ・ 土 石	1.75	1.83	3.28	3.01	3.38
26 鉄 鋼	1.60	0.80	2.37	2.22	8.67
27 非 鉄 金 属	1.79	1.62	3.48	3.74	7.21
28 金 属 製 品	1.36	1.58	2.47	2.85	2.35
29 一 般 機 械	1.22	1.42	2.22	3.46	2.41
30 電 気 機 器	0.99	0.98	2.21	3.44	3.74
31 輸 送 用 機 器	0.73	0.73	1.97	2.82	2.84
32 精 密 機 器	3.36	1.51	2.74	4.07	14.03
33.34 武 器 ・ そ の 他	2.58	2.53	3.53	5.01	4.74
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1.38	1.22	1.81	2.31	4.78
H 運 輸 ・ 通 信 業	1.32	1.35	1.92	2.28	3.24
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	0.59	1.33	2.06	1.92	0.46
J 金 融 ・ 保 険 業	2.10	3.31	5.32	5.48	1.39
K 不 動 産 業	3.25	3.13	5.32	4.39	5.12
L サ ー ビ ス 業	0.77	0.73	1.30	1.09	1.57

(注) 規模500人以上は全数調査である。

7 全国調査結果から作成される指数、労働異動率及びパートタイム労働者比率

(1) 指数の意義

全国調査の調査結果から作成される指数には、雇用指数、賃金指数及び労働時間指数がある。実質賃金指数以外の指数は、基本的には基準値を100とした調査結果の比率である。しかし、全くの単純な比率というわけではない。調査結果には、各種の時系列ギャップがあるため、そのままでは時系列比較が不可能である場合が多い。そこで指数は、その不便をなくすため、基準値に対する単純な比率を、時系列ギャップがあればそれがなくなるように修正して、時系列比較を可能としたものである。

(2) 指数の算式(実質賃金指数以外)

各月の指数の算定は、実質賃金指数を除き次の式によって行う。

$$\text{算式} \quad \text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準値}} \times 100$$

各月の調査結果の実数とは指数の種類に応じて次のとおりである。

指 数 の 種 類	各月の調査結果の実数
常 用 雇 用 指 数	各月の本月末推計労働者数
現 金 給 与 総 額 指 数	各月の1人平均現金給与総額
き ま っ て 支 給 給 与 指 数	” きまって支給する給与
所 定 内 給 与 指 数	” 所定内給与
総 実 労 働 時 間 指 数	” 総実労働時間数
所 定 内 労 働 時 間 指 数	” 所定内労働時間数
所 定 外 労 働 時 間 指 数	” 所定外労働時間数

(3) 指数(実質賃金指数を除く)における時系列ギャップの処理方法

イ 賃金・労働時間指数

賃金・労働時間は、第一種事業所の抽出替えに伴い、調査結果に時系列的なギャップが生じるが、指数については、時系列変化を正確にみるができるように、過去に遡って改訂することとしている。今回は、前回抽出替えを行った月の翌月分(平成5年2月)に遡って指数の改訂を行った。改訂方法は以下のとおりである。

抽出替えに伴うギャップを、

$$G(\text{ギャップ率}) = \frac{\text{平成8年1月新調査結果(以下「新集計」という)}}{\text{平成8年1月旧調査結果(以下「旧集計」という)}}$$

として、平成5年2月から平成7年12月までの指数を次式により修正する。

$$I' = I(\text{修正前指数}) \times \left\{ 1 + \frac{n}{36}(G-1) \right\}$$

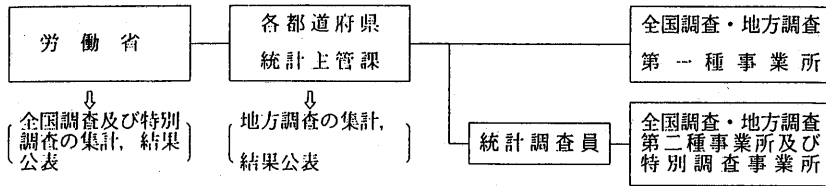
ここで、nは平成5年1月から当該月までの月数とする(平成5年2月; n=1, 平成7

与締切日現在)を調査期日としている。

第3表 事業所抽出率表(第一種事業所)

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



1: 89 / 16700 (p.242-243)
16500 H10版

5 標本の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている(第2表)。

第一種事業所(規模30人以上)は、総務庁統計局が行う「事業所統計調査」の結果(中間年に実施する名簿整備の結果を含む。)に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本設計は新しい事業所統計調査が行われるたびにそれに基づいて、標本の抽出替えを行っている。最近では平成8年1月に平成6年事業所名簿整備調査の結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、事業所統計調査が行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最近の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

第二種事業所(規模5~29人)は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、事業所統計調査の「事業所基本調査区」(約20万区)に基づき全国を約5万に分けて設定した毎勤基本調査区(第二種事業所)を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを10の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本事業所の交替は、調査区を3組に分け、各組は18カ月間継続して調査し、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替を行うローテーション方式による。

第2表 目標精度

	5人以上	500人以上	100~499人	30~99人	5~29人
産業大分類	1%	0%	2%	2%	2%
製造業中分類	2	0	3	3	3
製造業以外の中分類	2	-	-	-	-
製造業小分類	3	-	-	-	-

産 業	抽 出 率		
	規模500人以上	規模100~499人	規模30~99人
D 鉱 業	1/1	1/2	1/6
E 建 設	1/1	1/16	1/72
F 製 造			
12,13 食 料 品 ・ た ば こ	1/1	1/8	1/48
14 織 維	1/1	1/8	1/12
15 衣 服	1/1	1/8	1/72
16 木 材	1/1	1/4	1/16
17 家 具	1/1	1/8	1/36
18 バ ル プ	1/1	1/8	1/36
19 出 版 ・ 印 刷	1/1	1/6	1/64
20 化 学	1/1	1/12	1/32
21 石 油 ・ 石 炭	1/1	1/2	1/4
22 プ ラ ス チ ッ ク	1/1	1/8	1/32
23 ゴ ム	1/1	1/4	1/4
24 な め し	1/1	1/2	1/4
25 窯 業 ・ 土 石	1/1	1/12	1/36
26 鉄 鋼	1/1	1/16	1/24
27 非 鉄 金 属	1/1	1/8	1/12
28 金 属 製 品	1/1	1/16	1/72
29 一 般 機 械	1/1	1/48	1/64
30 電 気 機 器	1/1	1/24	1/48
31 輸 送 用 機 器	1/1	1/36	1/36
32 精 密 機 器	1/1	1/8	1/12
33,34 武 器 ・ そ の 他	1/1	1/8	1/16
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1/1	1/8	1/24
H 運 輸 ・ 通 信 業	1/1	1/32	1/96
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	1/1	1/16	1/96
J 金 融 ・ 保 険 業	1/1	1/16	1/64
K 不 動 産 業	1/1	1/2	1/8
L サ ー ビ ス 業			
73,77,78 駐 車 場 業 ・ 自 動 車 整 備 業			
機 械 ・ 家 具 等 修 理 業	1/1	1/4	1/24
75 旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	1/1	1/12	1/32
76 娯 楽 業	1/1	1/12	1/24
82,83 情 報 サ ー ビ ス ・ 調 査 業 ・ 広 告 業	1/1	1/12	1/48
84 専 門 サ ー ビ ス 業	1/1	1/12	1/48
85 協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	1/1	1/12	1/64
86 そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	1/1	1/12	1/32
88 医 療 業	1/1	1/64	1/64
90 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	1/1	1/6	1/64
91 教 育	1/1	1/32	1/192
92 学 術 研 究 機 関	1/1	1/12	1/12
そ の 他 の サ ー ビ ス 業 中 分 類	1/1	1/12	1/48

N_{ik} : 第k層における事業所数の都道府県計
 n_{ik} : 第k層における標本数の都道府県計
 VX_{ek} : 第k層におけるきまって支給する給与総額の事業所間分散
 VY_{ek} : 第k層における和半労働者数の事業所間分散
 COV_{ek} : 第k層におけるきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間分散

第6表 産業、規模別標本誤差率(きまって支給する給与)
(平成9年7月分結果)(%)

産 業	規模5人	規模30人	規模100	規模30	規模5
	以上	以上	~499人	~99人	~29人
T L 調 査 産 業 計	0.35	0.40	0.65	0.70	0.61
D 鉱 業	1.27	2.16	3.67	3.49	1.56
E 建 設 業	1.57	1.47	2.10	2.21	2.23
F 製 造 業	0.39	0.42	0.77	0.99	0.84
12.13 食 料 品 ・ た ば こ	1.64	2.00	2.92	3.73	2.85
14 織 維	1.30	2.06	2.49	4.08	0.53
15 衣 服	1.68	2.20	3.75	2.85	2.59
16 木 材	1.12	2.26	2.85	3.55	1.06
17 家 具	1.71	2.21	3.93	2.71	2.56
18 バ ル プ ・ 紙	2.08	1.57	2.70	2.57	5.89
19 出 版 ・ 印 刷	1.20	1.93	2.96	3.77	0.65
20 化 学	1.30	1.39	2.90	3.52	3.58
21 石 油 ・ 石 炭	2.49	1.51	2.66	5.19	10.12
22 プ ラ ス チ ッ ク	1.99	2.09	2.94	3.43	3.89
23 ゴ ム	1.48	1.11	2.54	2.92	5.11
24 な め し 革	5.23	3.74	5.94	4.61	8.96
25 窯 業 ・ 土 石	1.76	1.83	3.28	3.01	3.38
26 鉄 鋼	1.66	0.83	2.37	2.22	8.67
27 非 鉄 金 属	1.80	1.62	3.48	3.74	7.21
28 金 属 製 品	1.36	1.59	2.47	2.85	2.35
29 一 般 機 械	1.23	1.42	2.22	3.46	2.41
30 電 気 機 器	1.00	0.99	2.21	3.44	3.74
31 輸 送 用 機 器	0.73	0.73	1.97	2.82	2.84
32 精 密 機 器	3.39	1.52	2.74	4.07	14.03
33.34 武 器 ・ そ の 他	2.59	2.46	3.53	5.01	4.74
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1.38	1.22	1.81	2.31	4.78
H 運 輸 ・ 通 信 業	1.33	1.35	1.93	2.28	3.24
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	0.59	1.32	2.06	1.90	0.46
J 金 融 ・ 保 険 業	2.09	3.31	5.32	5.48	1.39
K 不 動 産 業	3.27	3.13	5.32	4.39	5.12
L サ ー ビ ス 業	0.78	0.74	1.33	1.09	1.57

(注) 規模500人以上は全数調査である。

7 用語の解説

(1) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

- イ 期間を決めず、又は1カ月を超える期間を決めて雇われている者。
- ロ 日々又は1カ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2カ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、役員としての報酬以外に、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。

- イ 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
 - ロ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。
- 「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

(4) 現金給与額

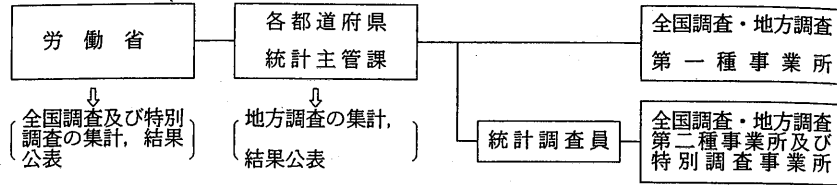
現金給与額は、所得税、社会保険料、組合費、購売代金等を差し引く以前の総額のことである。

与締切日現在)を調査期日としている。

17/16,700 (p.244-245)
16,500
H11年

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



5 標本の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きままって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている(第2表)。

第一種事業所(規模30人以上)は、総務庁統計局が行う「事業所・企業統計調査」の結果(中間年に実施する名簿整備の結果を含む。)に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本抽出は、新しい事業所統計調査が行われるたびにそれに基づいて行っている(抽出替え)。最近では平成11年1月に平成8年事業所・企業統計調査の結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、事業所・企業統計調査が行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

第二種事業所(規模5~29人)は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、事業所統計調査の「事業所基本調査区」(約24万区)に基づき全国を約6万に分けて設定した毎勤基本調査区(第二種事業所)を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを10の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

第2種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替し、各組は18カ月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	5人以上	500人以上	100~499人	30~99人	5~29人
産業大分類	1%	0%	2%	2%	2%
製造業中分類	2	0	3	3	3
製造業以外の中分類	2	-	-	-	-
製造業小分類	3	-	-	-	-

第3表 事業所抽出率表(第一種事業所)

産 業	抽 出 率		
	規模500人以上	規模100~499人	規模30~99人
D 鉱業	1/1	1/1	1/6
E 建設業	1/1	1/16	1/96
F 製造業			
12,13 食料品・たばこ	1/1	1/12	1/64
14 繊維	1/1	1/6	1/12
15 衣服	1/1	1/8	1/72
16 木材	1/1	1/4	1/16
17 家具	1/1	1/6	1/24
18 パルプ・紙	1/1	1/8	1/24
19 出版・印刷	1/1	1/6	1/32
20 化学	1/1	1/12	1/32
21 石油・石炭	1/1	1/2	1/4
22 プラスチック	1/1	1/12	1/36
23 ゴム	1/1	1/6	1/8
24 なめし革	1/1	1/2	1/4
25 窯業・土石	1/1	1/12	1/36
26 鉄鋼	1/1	1/12	1/32
27 非金属製品	1/1	1/8	1/12
28 金属製品	1/1	1/16	1/96
29 一般機械	1/1	1/32	1/64
30 電気機械	1/1	1/24	1/48
31 輸送用機器	1/1	1/24	1/48
32 精密機器	1/1	1/6	1/12
33,34 武器・その他	1/1	1/6	1/16
G 電気・ガス・熱供給・水道業	1/1	1/8	1/24
H 運輸・通信業	1/1	1/32	1/84
I 卸売・小売業, 飲食店	1/1	1/18	1/108
J 金融・保険業	1/1	1/16	1/64
K 不動産業	1/1	1/2	1/8
L サービス業			
73,77,78 駐車場業, 自動車整備業	1/1	1/4	1/36
機械・家具等修理業	1/1	1/16	1/48
75 旅館, その他の宿泊所	1/1	1/12	1/36
76 娯楽業	1/1	1/16	1/48
82,83 情報サービス・調査業, 広告業	1/1	1/16	1/48
84 専門サービス業	1/1	1/16	1/48
85 協同組合(他に分類されないもの)	1/1	1/16	1/48
86 その他の事業サービス業	1/1	1/16	1/48
88 医療業	1/1	1/72	1/96
90 社会保険, 社会福祉	1/1	1/8	1/64
91 教育	1/1	1/32	1/256
92 学術研究機関	1/1	1/8	1/16
その他のサービス業中分類	1/1	1/12	1/36

H11 = 1999?

ただし、

- C_j ; 産業別標本誤差率
- N_k ; 第k層における母集団調査区数の都道府県計
- m_k ; 第k層における標本調査区数の都道府県計
- TX ; 産業別の「調査区のきまって支給する給与総額」の合計
- TY ; 産業別の「調査区の常用労働者数」の合計
- VX_{ak} ; 第k層におけるきまって支給する給与総額の調査区間分散
- VY_{ak} ; 第k層における和半労働者数の調査区間分散
- N_{ik} ; 第k層における事業所数の都道府県計
- n_{ik} ; 第k層における標本数の都道府県計
- VX_{ek} ; 第k層におけるきまって支給する給与総額の事業所間分散
- VY_{ek} ; 第k層における和半労働者数の事業所間分散
- COV_{ek} ; 第k層におけるきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間分散

第6表 産業、規模別標本誤差率(きまって支給する給与)
(平成10年7月分結果)(%)

産 業	規模5人	規模30人	規模100	規模30	規模5
	以上	以上	~499人	~99人	~29人
T L 調 査 産 業 計	0.35	0.40	0.65	0.70	0.62
	0.38	0.47	0.72	0.88	0.63
D 鉱 業	1.28	2.19	3.67	3.49	1.56
E 建 設 業	1.59	1.48	2.10	2.21	2.23
F 製 造 業	0.39	0.43	0.78	0.99	0.84
12.13 食 料 品 ・ た ば こ	1.63	1.99	2.92	3.73	2.85
14 織 維	1.31	2.06	2.49	4.08	0.53
15 衣 服	1.68	2.20	3.75	2.85	2.59
16 木 材	1.15	2.28	2.85	3.55	1.06
17 家 具	1.71	2.21	3.93	2.71	2.56
18 バ ル プ ・ 紙	2.10	1.58	2.70	2.57	5.89
19 出 版 ・ 印 刷	1.21	1.95	2.96	3.77	0.65
20 化 学	1.30	1.39	2.90	3.52	3.58
21 石 油 ・ 石 炭	2.54	1.53	2.66	5.19	10.12
22 プ ラ ス チ ッ ク	2.01	2.09	2.94	3.43	3.89
23 ゴ ム	1.50	1.10	2.54	2.92	5.11
24 な め し 革	5.20	3.75	5.94	4.61	8.96
25 窯 業 ・ 土 石	1.76	1.83	3.28	3.01	3.38
26 鉄 鋼	1.68	0.84	2.37	2.22	8.67
27 非 鉄 金 属	1.78	1.61	3.48	3.74	7.21
28 金 属 製 品	1.37	1.59	2.47	2.85	2.35
29 一 般 機 械	1.23	1.43	2.22	3.46	2.41
30 電 気 機 器	0.99	0.98	2.21	3.44	3.74
31 輸 送 用 機 器	0.72	0.73	1.97	2.82	2.84
32 精 密 機 器	3.52	1.52	2.74	4.07	14.03
33.34 武 器 ・ そ の 他	2.64	2.51	3.53	5.01	4.74
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1.39	1.22	1.81	2.31	4.78
H 運 輸 ・ 通 信 業	1.32	1.35	1.92	2.28	3.24
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	0.59	1.31	2.05	1.88	0.46
J 金 融 ・ 保 険 業	2.09	3.33	5.32	5.48	1.39
K 不 動 産 業	3.26	3.12	5.32	4.39	5.12
L サ ー ビ ス 業	0.78	0.74	1.32	1.09	1.57

(注) 規模500人以上は全数調査である。

用語の解説

(1) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

イ 期間を定めず、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者。

ロ 日々又は1カ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2カ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、役員としての報酬以外に、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

ロ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

(4) 現金給与額

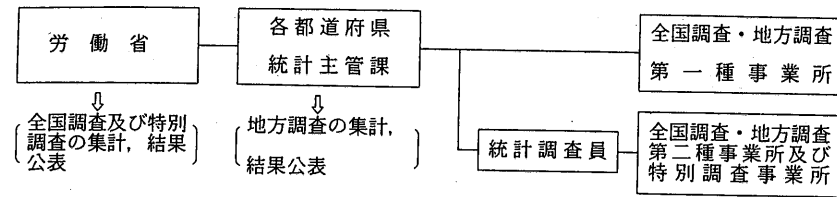
現金給与額は、所得税、社会保険料、組合費、購売代金等を差し引く以前の額のことである。

与締切日現在)を調査期日としている。

1: 97/6700 (p.244-245)
16500
H12改

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



5 標本の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている(第2表)。

第一種事業所(規模30人以上)は、総務庁統計局が行う「事業所・企業統計調査」の結果(中間年に実施する名簿整備の結果を含む。)に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本抽出は、新しい事業所統計調査が行われるたびにそれに基づいて行っている(抽出替え)。最近では平成11年1月に平成8年事業所・企業統計調査の結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、事業所・企業統計調査が行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

第二種事業所(規模5~29人)は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、事業所統計調査の「事業所基本調査区」(約24万区)に基づき全国を約6万に分けて設定した毎勤基本調査区(第二種事業所)を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを10の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

第2種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替し、各組は18カ月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	5人以上	500人以上	100~499人	30~99人	5~29人
産業大分類	1%	0%	2%	2%	2%
製造業中分類	2	0	3	3	3
製造業以外の中分類	2	-	-	-	-
製造業小分類	3	-	-	-	-

第3表 事業所抽出率表(第一種事業所)

産 業	抽 出 率		
	規模500人以上	規模100~499人	規模30~99人
D 鉱	1/1	1/1	1/6
E 建 設	1/1	1/16	1/96
F 製 造			
12,13 食 料 品 ・ た ば こ	1/1	1/12	1/64
14 織 維	1/1	1/6	1/12
15 衣 服	1/1	1/8	1/72
16 木 材	1/1	1/4	1/16
17 家 具	1/1	1/6	1/24
18 パ ル プ ・ 紙	1/1	1/8	1/24
19 出 版 ・ 印 刷	1/1	1/6	1/32
20 化 学	1/1	1/12	1/32
21 石 油 ・ 石 炭	1/1	1/2	1/4
22 プ ラ ス チ ッ ク	1/1	1/12	1/36
23 ゴ ム	1/1	1/6	1/8
24 な め し 革	1/1	1/2	1/4
25 窯 業 ・ 土 石	1/1	1/12	1/36
26 鉄 鋼	1/1	1/12	1/32
27 非 鉄 金 属	1/1	1/8	1/12
28 金 属 製 品	1/1	1/16	1/96
29 一 般 機 械	1/1	1/32	1/64
30 電 気 機 器	1/1	1/24	1/48
31 輸 送 用 機 器	1/1	1/24	1/48
32 精 密 機 器	1/1	1/6	1/12
33,34 武 器 ・ そ の 他	1/1	1/6	1/16
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1/1	1/8	1/24
H 運 輸 ・ 通 信 業	1/1	1/32	1/84
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	1/1	1/18	1/108
J 金 融 ・ 保 険 業	1/1	1/16	1/64
K 不 動 産 業	1/1	1/2	1/8
L サ ー ビ ス 業			
73,77,78 駐 車 場 業 , 自 動 車 整 備 業			
機 械 ・ 家 具 等 修 理 業	1/1	1/4	1/36
75 旅 館 , そ の 他 の 宿 泊 業	1/1	1/16	1/48
76 娛 楽	1/1	1/12	1/36
82,83 情 報 サービス ・ 調 査 業 , 広 告 業	1/1	1/16	1/48
84 専 門 サービス 業	1/1	1/16	1/48
85 協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	1/1	1/16	1/48
86 そ の 他 の 事 業 サービス 業	1/1	1/16	1/48
88 医 療 業	1/1	1/72	1/96
90 社 会 保 険 , 社 会 福 祉	1/1	1/8	1/64
91 教 育	1/1	1/32	1/256
92 学 術 研 究 機 関	1/1	1/8	1/16
そ の 他 の サービス 業 中 分 類	1/1	1/12	1/36

H11 = 1999?

ただし、

- C_k ; 産業別標本誤差率
- N_k ; 第k層における母集団調査区数の都道府県計
- m_k ; 第k層における標本調査区数の都道府県計
- TX ; 産業別の「調査区のきまって支給する給与総額」の合計
- TY ; 産業別の「調査区の常用労働者数」の合計
- VX_{a_k} ; 第k層におけるきまって支給する給与総額の調査区間分散
- VY_{a_k} ; 第k層における和半労働者数の調査区間分散
- N_{1_k} ; 第k層における事業所数の都道府県計
- n_{1_k} ; 第k層における標本数の都道府県計
- VX_{e_k} ; 第k層におけるきまって支給する給与総額の事業所間分散
- VY_{e_k} ; 第k層における和半労働者数の事業所間分散
- COV_{e_k} ; 第k層におけるきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間分散

第6表 産業、規模別標本誤差率(きまって支給する給与)

(平成11年7月分結果)(%)

産 業	規模5人以上	規模30人以上	規模100~499人	規模30~99人	規模5~29人
T L 調 査 産 業 計	0.34	0.40	0.68	0.69	0.59
D 鉱 業	1.31	2.34	3.67	3.49	1.56
E 建 設 業	1.49	1.50	2.09	2.22	2.23
F 製 造 業	0.39	0.44	0.82	0.99	0.84
12.13 食 料 品 ・ た ば こ	1.69	2.06	2.92	3.73	2.85
14 織 維	1.41	2.20	2.49	4.08	0.53
15 衣 服	1.67	2.18	3.75	2.85	2.59
16 木 材	1.25	2.44	2.85	3.55	1.06
17 家 具	1.69	2.21	3.93	2.71	2.56
18 パ ル プ ・ 紙	2.12	1.64	2.70	2.57	5.89
19 出 版 ・ 印 刷	1.31	2.08	2.96	3.77	0.65
20 化 学	1.35	1.45	2.90	3.52	3.58
21 石 油 ・ 石 炭	2.77	1.59	2.66	5.19	10.12
22 プ ラ ス チ ッ ク	1.93	2.06	2.94	3.43	3.89
23 ゴ ム	1.51	1.22	2.54	2.92	5.11
24 な め し 革	5.28	3.72	5.94	4.61	8.96
25 窯 業 ・ 土 石	1.73	1.83	3.28	3.01	3.38
26 鉄 鋼	1.64	0.84	2.37	2.22	8.67
27 非 鉄 金 属	1.67	1.49	3.48	3.74	7.21
28 金 属 製 品	1.38	1.68	2.47	2.85	2.35
29 一 般 機 械	1.20	1.38	2.22	3.46	2.41
30 電 気 機 器	1.00	1.00	2.21	3.44	3.74
31 輸 送 用 機 器	0.74	0.76	1.97	2.82	2.84
32 精 密 機 器	3.13	1.51	2.74	4.07	14.03
33.34 武 器 ・ そ の 他	2.54	2.53	3.53	5.01	4.74
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1.37	1.23	1.81	2.31	4.78
H 運 輸 ・ 通 信 業	1.31	1.33	1.92	2.26	3.24
I 卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	0.59	1.23	2.07	1.75	0.46
J 金 融 ・ 保 険 業	1.97	3.18	5.32	5.48	1.39
K 不 動 産 業	3.13	3.24	5.32	4.39	5.12
L サ ー ビ ス 業	0.76	0.74	1.35	1.08	1.57

(注) 規模500人以上は全数調査である。

7 用語の解説

(1) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

- イ 期間を定めず、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者。
 - ロ 日々又は1カ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2カ月にそれぞれ18日以上雇われた者。
- なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、役員としての報酬以外に、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。

- イ 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
 - ロ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。
- 「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

(4) 現金給与額

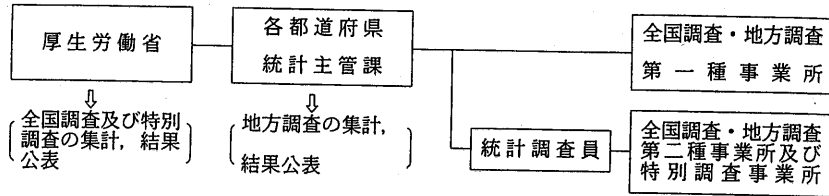
現金給与額は、所得税、社会保険料、組合費、購売代金等を差し引く以前の額のことである。

与締切日現在)を調査期日としている。

1:87 26700 (p.244-245)
16500 H 1342

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



5 標本の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きままって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている(第2表)。

第一種事業所(規模30人以上)は、総務省統計局が行う「事業所・企業統計調査」の結果(中間年に実施する名簿整備の結果を含む。)に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本抽出は、新しい事業所統計調査が行われるたびにそれに基づいて行っている(抽出替え)。最近では平成11年1月に平成8年事業所・企業統計調査の結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、事業所・企業統計調査が行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

第二種事業所(規模5~29人)は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、事業所統計調査の「事業所基本調査区」(約24万区)に基づき全国を約6万に分けて設定した毎勤基本調査区(第二種事業所)を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを10の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

第2種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替し、各組は18カ月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	5人以上	50人以上	100~499人	30~99人	5~29人
産業大分類	1%	0%	2%	2%	2%
製造業中分類	2	0	3	3	3
製造業以外の中分類	2	-	-	-	-
製造業小分類	3	-	-	-	-

第3表 事業所抽出率表(第一種事業所)

産 業	抽 出 率		
	規模500人以上	規模100~499人	規模30~99人
D 鉱 業	1/1	1/1	1/6
E 建 設	1/1	1/16	1/96
F 製 造			
12,13 食 料 品 ・ た ば こ	1/1	1/12	1/64
14 織 維	1/1	1/6	1/12
15 衣 服	1/1	1/8	1/72
16 木 材	1/1	1/4	1/16
17 家 具	1/1	1/6	1/24
18 パ ル プ ・ 紙	1/1	1/8	1/24
19 出 版 ・ 印 刷	1/1	1/6	1/32
20 化 学	1/1	1/12	1/32
21 石 油 ・ 石 炭	1/1	1/2	1/4
22 プ ラ ス チ ッ ク	1/1	1/12	1/36
23 ゴ ム	1/1	1/6	1/8
24 な め し 革	1/1	1/2	1/4
25 窯 業 ・ 土 石	1/1	1/12	1/36
26 鉄 鋼	1/1	1/12	1/32
27 非 鉄 金 属	1/1	1/8	1/12
28 金 属 製 品	1/1	1/16	1/96
29 一 般 機 械	1/1	1/32	1/64
30 電 気 機 器	1/1	1/24	1/48
31 輸 送 用 機 器	1/1	1/24	1/48
32 精 密 機 器	1/1	1/6	1/12
33,34 武 器 ・ そ の 他	1/1	1/6	1/16
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1/1	1/8	1/24
H 運 輸 ・ 通 信 業	1/1	1/32	1/84
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	1/1	1/18	1/108
J 金 融 ・ 保 険 業	1/1	1/16	1/64
K 不 動 産 業	1/1	1/2	1/8
L サ ー ビ ス 業			
73,77,78 駐 車 場 業 , 自 動 車 整 備 業			
機 械 ・ 家 具 等 修 理 業	1/1	1/4	1/36
75 旅 館 , そ の 他 の 宿 泊 所	1/1	1/16	1/48
76 娛 楽 業	1/1	1/12	1/36
82,83 情 報 サ ー ビ ス ・ 調 査 業 , 広 告 業	1/1	1/16	1/48
84 専 門 サ ー ビ ス 業	1/1	1/16	1/48
85 協 同 組 合 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	1/1	1/16	1/48
86 そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	1/1	1/16	1/48
88 医 療 業	1/1	1/72	1/96
90 社 会 保 険 , 社 会 福 祉	1/1	1/8	1/64
91 教 育	1/1	1/32	1/256
92 学 術 研 究 機 関	1/1	1/8	1/16
そ の 他 の サ ー ビ ス 業 中 分 類	1/1	1/12	1/36

H11?

ただし、

- C_j ; 産業別標本誤差率
- N_k ; 第k層における母集団調査区数の都道府県計
- m_k ; 第k層における標本調査区数の都道府県計
- TX ; 産業別の「調査区のきまって支給する給与総額」の合計
- TY ; 産業別の「調査区の常用労働者数」の合計
- VX_{ak} ; 第k層におけるきまって支給する給与総額の調査区間分散
- VY_{ak} ; 第k層における和半労働者数の調査区間分散
- N_{ik} ; 第k層における事業所数の都道府県計
- n_{ik} ; 第k層における標本数の都道府県計
- VX_{ek} ; 第k層におけるきまって支給する給与総額の事業所間分散
- VY_{ek} ; 第k層における和半労働者数の事業所間分散
- COV_{ek} ; 第k層におけるきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間分散

第6表 産業、規模別標本誤差率(きまって支給する給与)

(平成12年7月分結果)(%)

産 業	規模5人以上	規模30人以上	規模100~499人	規模30~99人	規模5~29人
T 調査産業	0.34	0.40	0.67	0.69	0.60
D 鉱建	1.30	2.30	3.67	3.49	1.56
E 建設	1.50	1.39	0.00	2.22	2.23
F 製造	0.40	0.45	0.83	1.00	0.84
12.13 食料品・たば	1.69	2.07	2.92	3.73	2.85
14 繊維	1.43	2.23	2.49	4.08	0.53
15 衣	1.67	2.18	3.75	2.85	2.59
16 木	1.24	2.45	2.85	3.55	1.06
17 家	1.69	2.21	3.93	2.71	2.56
18 パルプ・紙	2.16	1.63	2.70	2.57	5.89
19 出版・印刷	1.28	2.04	2.96	3.77	0.65
20 石化	1.37	1.48	2.90	3.52	3.58
21 石油・石炭	3.09	1.61	2.66	5.19	10.12
22 プラスチック	1.94	2.07	2.94	3.43	3.89
23 プログラム	1.52	1.23	2.54	2.92	5.11
24 繊維	5.19	3.70	5.94	4.61	8.96
25 窯業・土石	1.74	1.84	3.28	3.01	3.38
26 鉄	1.73	0.85	2.37	2.22	8.67
27 非金属	1.72	1.50	3.48	3.74	7.21
28 鉄	1.39	1.69	2.47	2.85	2.35
29 一般機械	1.21	1.40	2.22	3.46	2.41
30 電気	1.01	1.01	2.21	3.44	3.74
31 輸送用機械	0.74	0.76	1.97	2.82	2.84
32 精密機械	3.12	1.49	2.74	4.07	14.03
33.34 電気・ガス・熱供給・水道	2.55	2.55	3.53	5.01	4.74
G 電気・ガス・熱供給・水道	1.35	1.22	1.81	2.31	4.78
H 運輸・郵便	1.31	1.33	1.92	2.27	3.24
I 卸売・小売業	0.59	1.24	2.08	1.75	0.46
J 金融・保険	1.94	3.14	5.32	5.48	1.39
K 不動産	3.16	3.23	5.32	4.39	5.12
L 不	0.76	0.73	1.29	1.08	1.57

(注) 規模500人以上は全数調査である。

7 用語の解説

(1) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

- イ 期間を定めず、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者。
- ロ 日々又は1カ月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2カ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、役員としての報酬以外に、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。

- イ 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
- ロ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

(4) 現金給与額

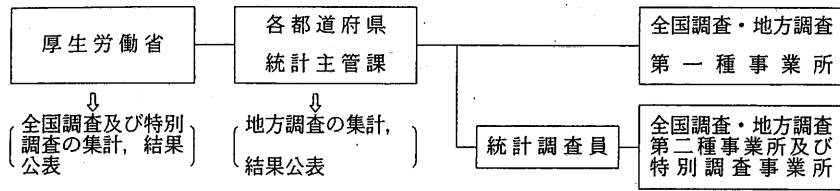
現金給与額とは、所得税、社会保険料、組合費、購売代金等を差し引く以前の額のことである。

与締切日現在)を調査期日としている。

1:39/16700
16,500 (p.248-249)
H14枚

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



5 標本の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている(第2表)。

第一種事業所(規模30人以上)は、総務省統計局が行う「事業所・企業統計調査」の結果(中間年に実施する名簿整備の結果を含む。)に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本抽出は、新しい事業所統計調査が行われるたびにそれに基づいて行っている(抽出替え)。最近では平成14年1月に平成11年及び平成8年の事業所・企業統計調査の結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、事業所・企業統計調査が行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

第二種事業所(規模5~29人)は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、事業所・企業統計調査の「事業所基本調査区」(約24万区)に基づき全国を約6万に分けて設定した毎勤基本調査区(第二種事業所)を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを10の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替し、各組は18カ月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	5人以上	500人以上	100~499人	30~99人	5~29人
産業大分類	1%	0%	2%	2%	2%
製造業中分類	2	0	3	3	3
製造業以外の中分類	2	-	-	-	-

第3表 事業所抽出率表(第一種事業所)

産 業	抽 出 率		
	規模500人以上	規模100~499人	規模30~99人
D 鉱 業	1/1	1/1	1/4
E 建 設	1/1	1/16	1/96
F 製 造			
12,13 食 料 品、たば	1/1	1/24	1/64
14 織 維	1/1	1/6	1/18
15 衣 服	1/1	1/10	1/32
16 木 材	1/1	1/6	1/16
17 家 具	1/1	1/4	1/16
18 パ ル プ	1/1	1/12	1/16
19 出 版	1/1	1/8	1/24
20 化 学	1/1	1/18	1/12
21 石 油	1/1	1/6	1/2
22 プ ラ ス チ ッ ク	1/1	1/12	1/12
23 ゴ ム	1/1	1/4	1/4
24 な め し	1/1	1/2	1/4
25 窯 業	1/1	1/8	1/16
26 鉄 鋼	1/1	1/24	1/24
27 非 鉄 金 属	1/1	1/8	1/4
28 金 属 製 品	1/1	1/12	1/96
29 一 般 機 械	1/1	1/60	1/48
30 電 気 機 器	1/1	1/36	1/48
31 輸 送 用 機 器	1/1	1/24	1/16
32 精 密 機 器	1/1	1/6	1/12
33,34 武 器、その他	1/1	1/8	1/12
G 電 気・ガス・熱供給・水道業	1/1	1/24	1/24
H 運 輸・通 信 業	1/1	1/24	1/96
I 卸 売・小 売 業、飲 食 店	1/1	1/18	1/128
J 金 融・保 険 業	1/1	1/12	1/48
K 不 動 産 業	1/1	1/2	1/8
L サ ー ビ ス 業			
73,77,78 駐 車 場 業、自 動 車 整 備 業			
機 械・家 具 等 修 理 業	1/1	1/8	1/32
75 旅 館、そ の 他 の 宿 泊 所	1/1	1/16	1/64
76 娯 楽 業	1/1	1/6	1/64
82,83 情 報 サ ー ビ ス・調 査 業、広 告 業	1/1	1/32	1/32
84 専 門 サ ー ビ ス 業	1/1	1/12	1/64
85 協 同 組 合(他 に 分 類 さ れ な い も の)	1/1	1/8	1/32
86 そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	1/1	1/20	1/64
88 医 療 業	1/1	1/64	1/96
90 社 会 保 険、社 会 福 祉	1/1	1/8	1/96
91 教 育	1/1	1/16	1/256
92 学 術 研 究 機 関	1/1	1/16	1/18
そ の 他 の サ ー ビ ス 業 中 分 類	1/1	1/12	1/36

ただし、

- C_i ; 産業別標本誤差率
- M_k ; 第k層における母集団調査区数の都道府県計
- m_k ; 第k層における標本調査区数の都道府県計
- TX ; 産業別の「調査区のきまって支給する給与総額」の合計
- TY ; 産業別の「調査区の常用労働者数」の合計
- VX_{ak} ; 第k層におけるきまって支給する給与総額の調査区間分散
- VY_{ak} ; 第k層における和半労働者数の調査区間分散
- N_{ik} ; 第k層における事業所数の都道府県計
- n_{ik} ; 第k層における標本数の都道府県計
- VX_{ek} ; 第k層におけるきまって支給する給与総額の事業所間分散
- VY_{ek} ; 第k層における和半労働者数の事業所間分散
- COV_{ek} ; 第k層におけるきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間分散

第6表 産業、規模別標本誤差率(きまって支給する給与)

(平成13年7月分結果)(%)

産 業	規模5人 以上	規模30人 以上	規模100 ~499人	規模30 ~99人	規模5 ~29人
T 調査産業計	0.35	0.40	0.68	0.68	0.61
D 鉱業	1.31	2.34	3.67	3.49	1.56
E 建設	1.54	1.52	2.10	2.22	2.23
F 製造	0.40	0.45	0.83	1.00	0.84
12.13 食品、たばこ	1.68	2.06	2.92	3.73	2.85
14 繊維	1.43	2.26	2.49	4.08	0.53
15 衣類	1.67	2.18	3.75	2.85	2.59
16 木材	1.25	2.49	2.85	3.55	1.06
17 家具	1.69	2.21	3.93	2.71	2.56
18 パルプ	2.16	1.64	2.70	2.57	5.89
19 出版・印刷	1.26	2.02	2.96	3.77	0.65
20 化学	1.37	1.47	2.90	3.52	3.58
21 石油・石炭	3.21	1.70	2.66	5.19	10.12
22 プラスチック	1.95	2.09	2.94	3.43	3.89
23 プログラム	1.55	1.24	2.54	2.92	5.11
24 なめし革	5.11	3.72	5.94	4.61	8.96
25 窯業・土石	1.75	1.86	3.28	3.01	3.38
26 鉄業	1.80	0.86	2.37	2.22	8.67
27 非金属	1.72	1.53	3.48	3.74	7.21
28 鉄鋼	1.40	1.69	2.47	2.85	2.35
29 金	1.23	1.43	2.22	3.46	2.41
30 一般機械	1.01	0.99	2.21	3.44	3.74
31 電送機器	0.75	0.77	1.97	2.82	2.84
32 精密機器	3.08	1.49	2.74	4.07	14.03
33.34 武器、その他	2.56	2.57	3.53	5.01	4.74
G 電気・ガス・熱供給・水道業	1.38	1.20	1.81	2.31	4.78
H 運輸・通信	1.32	1.33	1.92	2.27	3.24
I 卸売・小売業	0.58	1.23	2.08	1.73	0.46
J 金融・保険	1.92	3.13	5.32	5.48	1.39
K 不動産	3.18	3.27	5.32	4.39	5.12
L サブ	0.76	0.73	1.30	1.08	1.57

(注) 規模500人以上は全数調査である。

用語の解説

(1) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

- イ 期間を定めず、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者。
- ロ 日々又は1カ月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間の前2カ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。

- イ 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
- ロ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

(4) 現金給与額

現金給与額とは、所得税、社会保険料、組合費、購売代金等を差し引く以前の額のことである。

ただし、

- C_j ; 産業別標本誤差率
- M_k ; 第k層における母集団調査区数の都道府県計
- m_k ; 第k層における標本調査区数の都道府県計
- T X ; 産業別の「調査区のきまって支給する給与総額」の合計
- T Y ; 産業別の「調査区の常用労働者数」の合計
- V X a_k ; 第k層におけるきまって支給する給与総額の調査区間分散
- V Y a_k ; 第k層における和半労働者数の調査区間分散
- N_{ik} ; 第k層における事業所数の都道府県計
- n_{ik} ; 第k層における標本数の都道府県計
- V X e_k ; 第k層におけるきまって支給する給与総額の事業所間分散
- V Y e_k ; 第k層における和半労働者数の事業所間分散
- C O V e_k ; 第k層におけるきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間分散

第6表 産業、規模別標本誤差率(きまって支給する給与) ²⁰⁰²
(平成14年7月分結果)(%)

産 業	規模5人 以上	規模30人 以上	規模100 ~499人	規模30 ~99人	規模5 ~29人
T L 調査産業計	0.40	0.53	0.88	0.91	0.62
D 鉱業	2.94	2.85	3.19	3.95	4.16
E 建設	1.03	1.21	3.42	1.30	1.44
F 製造業	0.64	0.63	1.30	1.16	1.63
12.13 食料品、たばこ	2.58	2.89	4.14	4.03	5.21
14 繊維	2.92	2.83	4.83	3.59	6.09
15 衣服	3.35	3.45	8.16	3.53	6.28
16 木材	2.66	3.04	5.97	3.69	4.14
17 家具	3.37	2.95	4.58	4.20	5.92
18 パルプ・紙	3.31	2.39	5.02	2.94	9.18
19 出版・印刷	1.84	2.53	4.83	3.77	2.59
20 化学・石油	1.41	1.22	2.40	2.78	7.99
21 石油・石炭	4.30	2.00	3.68	5.31	13.93
22 プラスチック	2.67	2.05	3.85	2.56	6.59
23 プラスチック	2.38	1.54	3.77	2.71	7.66
24 めし	7.68	3.39	6.59	4.22	14.31
25 窯業・土石	1.64	1.45	2.77	2.17	3.38
26 鉄業	1.69	1.39	3.19	4.11	6.63
27 鉄業	1.99	1.37	3.40	2.26	10.17
28 金	2.53	2.22	2.81	3.84	5.12
29 一般機械	2.16	1.55	3.63	2.54	6.92
30 電気機械	1.41	1.01	2.08	3.54	7.53
31 輸送用機器	0.90	0.74	2.31	2.31	5.32
32 精密機器	1.79	1.60	3.59	3.18	6.01
33.34 武器、その他	3.41	3.41	7.18	4.18	6.18
G 電気・ガス・熱供給・水道業	2.48	3.03	3.70	7.33	3.32
H 運輸・通信業	1.63	2.01	3.49	2.66	2.68
I 卸売・小売業、飲食店	1.25	2.03	3.08	2.99	1.57
J 金融・保険業	1.25	1.90	4.12	2.77	1.89
K 不動産業	2.28	3.53	5.51	5.10	2.98
L サービス業	0.64	0.78	1.28	1.30	1.09

(注) 規模500人以上は全数調査である。

7 用語の解説

(1) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

- イ 期間を定めず、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者。
- ロ 日々又は1カ月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間の前2カ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。

- イ 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
- ロ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

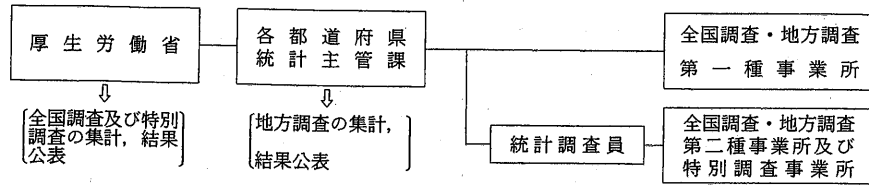
「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

(4) 現金給与額

現金給与額とは、所得税、社会保険料、組合費、購売代金等を差し引く以前の額のことである。

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



5 標本の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きままって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている(第2表)。

第一種事業所(規模30人以上)は、総務省統計局が行う「事業所・企業統計調査」の結果(中間年に実施する名簿整備の結果を含む。)に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本抽出は、新しい事業所・企業統計調査が行われるたびにそれに基づいて行っている(抽出替え)。最近では平成16年1月に平成13年の事業所・企業統計調査の結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、事業所・企業統計調査が行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

第二種事業所(規模5~29人)は、二段抽出法によって、抽出している。第一段は、事業所・企業統計調査の「事業所基本調査区」(約24万区)に基づき全国を約6万に分けて設定した毎勤基本調査区(第二種事業所)を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを10の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替し、各組は18カ月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	5人以上	50人以上	100~499人	30~99人	5~29人
産業大分類	1%	0%	2%	2%	2%
製造業中分類	2	0	3	3	3
製造業以外の中分類	2	-	-	-	-

2002 サマリー
H16年度

第3表 事業所抽出率表(第一種事業所)

産 業	抽 出 率		
	規模500人以上	規模100~499人	規模30~99人
D 鉱 業	1/1	1/1	1/4
E 建 設 業	1/1	1/16	1/96
F 製 造 業			
12, 13 食 料 品 , た ば こ	1/1	1/24	1/64
14 織 維	1/1	1/6	1/18
15 衣 服	1/1	1/10	1/32
16 木 材	1/1	1/6	1/16
17 家 具	1/1	1/4	1/16
18 パ ル プ	1/1	1/12	1/16
19 出 版 印 刷	1/1	1/8	1/24
20 化 学	1/1	1/18	1/12
21 石 油 ・ 石 炭	1/1	1/6	1/2
22 プ ラ ス チ ッ ク	1/1	1/12	1/12
23 ゴ ム	1/1	1/4	1/4
24 な め し 革	1/1	1/2	1/4
25 窯 業 ・ 土 石	1/1	1/8	1/16
26 鉄 鋼	1/1	1/24	1/24
27 非 鉄 金 属	1/1	1/8	1/4
28 金 属 製 品	1/1	1/12	1/96
29 一 般 機 械	1/1	1/60	1/48
30 電 気 機 器	1/1	1/36	1/48
31 輸 送 用 機 器	1/1	1/24	1/16
32 精 密 機 器	1/1	1/6	1/12
33, 34 そ の 他	1/1	1/8	1/12
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1/1	1/24	1/24
H 運 輸 ・ 通 信 業	1/1	1/24	1/96
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	1/1	1/18	1/128
J 金 融 ・ 保 険 業	1/1	1/12	1/48
K 不 動 産 業	1/1	1/2	1/8
L サ ー ビ ス 業			
73, 77, 78 駐 車 場 業 , そ の 他 の 修 理	1/1	1/8	1/32
75 旅 館 , そ の 他	1/1	1/16	1/64
76 娛 楽 業	1/1	1/6	1/64
82, 83 情 報 サ ー ビ ス	1/1	1/32	1/32
84 専 門 サ ー ビ ス	1/1	1/12	1/64
85 協 同 組 合	1/1	1/8	1/32
86 そ の 他 事 業	1/1	1/20	1/64
88 医 療 業	1/1	1/64	1/96
90 社 会 保 険 ・ 福 祉	1/1	1/8	1/96
91 教 育	1/1	1/16	1/256
92 学 術 研 究	1/1	1/16	1/18
そ の 他 の サ ー ビ ス 業 中 分 類	1/1	1/12	1/48

ただし、

C_j ; 産業別標本誤差率

M_k ; 第k層における母集団調査区数の都道府県計

m_k ; 第k層における標本調査区数の都道府県計

TX ; 産業別の「調査区のきまって支給する給与総額」の合計

TY ; 産業別の「調査区の常用労働者数」の合計

VXa_k ; 第k層におけるきまって支給する給与総額の調査区間分散

VYa_k ; 第k層における和半労働者数の調査区間分散

N_{ik} ; 第k層における事業所数の都道府県計

n_{ik} ; 第k層における標本数の都道府県計

VXe_k ; 第k層におけるきまって支給する給与総額の事業所間分散

VYe_k ; 第k層における和半労働者数の事業所間分散

$COVe_k$; 第k層におけるきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間分散

第6表 産業、規模別標本誤差率(きまって支給する給与)

(平成15年7月分結果)(%)

産 業	規模5人以上	規模30人以上	規模100~499人	規模30~99人	規模5~29人
T L 調 査 産 業 計	0.65	1.10	1.02	2.23	0.46
D 鉱 業	2.58	2.80	4.30	3.83	3.45
E 建 設 業	0.73	1.65	2.20	2.38	0.72
F 製 造 業	0.46	0.61	1.15	1.30	0.55
12,13 食 料 品 , た ば こ	2.10	2.89	4.17	5.16	2.24
14 織 維	1.99	2.77	4.20	4.10	2.70
15 衣 服	3.84	6.64	8.95	9.17	2.37
16 木 材	1.67	3.00	5.82	3.68	1.78
17 家 具	1.52	2.72	4.76	3.56	1.52
18 バ ル プ	1.51	2.01	3.88	2.76	2.04
19 出 版 印 刷	1.74	2.56	4.88	3.78	1.90
20 化 学	1.24	1.37	2.52	3.46	2.25
21 石 油 ・ 石 炭	2.26	1.79	3.10	5.76	6.00
22 プ ラ ス チ ッ ク	1.56	2.05	3.75	2.63	2.37
23 ゴ ム	1.73	1.44	3.49	2.57	5.11
24 な め し 革	2.69	3.41	7.89	3.94	4.06
25 窯 業 ・ 土 石	1.18	1.48	2.72	2.34	1.91
26 鉄 鋼	1.20	1.47	4.18	3.09	1.24
27 非 鉄 金 属	1.46	1.57	3.29	2.51	3.96
28 金 属 製 品	1.41	2.35	2.88	3.98	1.19
29 一 般 機 械	0.98	1.25	2.60	2.36	1.31
30 電 気 機 器	1.06	1.13	2.11	4.00	2.89
31 輸 送 用 機 器	0.76	0.79	2.42	2.16	2.45
32 精 密 機 器	1.68	1.98	4.51	4.15	2.92
33,34 そ の 他	2.20	3.58	7.46	4.55	2.38
G 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1.67	1.68	2.87	2.90	4.63
H 運 輸 ・ 通 信 業	1.52	2.07	3.72	2.63	1.22
I 卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	2.43	5.67	4.46	9.14	1.03
J 金 融 ・ 保 険 業	1.35	2.17	3.89	3.66	1.04
K 不 動 産 業	2.24	4.55	6.26	5.42	1.88
L サ ー ビ ス 業	0.54	0.80	1.29	1.31	0.64

(注) 規模500人以上は全数調査である。

7 用語の解説

(1) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者のことである。

ア 期間を定めず、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者。

イ 日々又は1カ月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間の前2カ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

(4) 現金給与額

現金給与額は、所得税、社会保険料、組合費、購売代金等を差し引く以前の額のことである。

「きまって支給する給与」(定期給与)とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与を含む。

(8) 調査結果の精度

集計結果は全事業所に関する統計の推計値であり、若干の標本誤差が生ずることは避けられない。全国調査の場合、きまって支給する給与の標本誤差率は第6表のとおりである。標本誤差率の推計は次の式を用いている。

① 調査産業計（又は製造業計）、規模計の標本誤差率

$$C^2 = \sum W_i^2 C_i^2$$

ただし、C；産業計（又は製造業計）、規模計の標本誤差率

C_i；産業、規模別標本誤差率（②で計算）

W_i；産業計、規模計母集団労働者数に対する産業、規模別母集団労働者数の割合

② 産業、規模別の標本誤差率

第一種事業所（規模30人以上）調査は

$$C_i^2 = \frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{\phi_i^2}{n_i}$$

ただし、C_i；産業、規模別標本誤差率

N_i；産業、規模別母集団事業所数

n_i；産業、規模別標本事業所数

φ_i；産業、規模別比推定による一人平均きまって支給する給与の変動係数

$$= \sqrt{C_x^2 + C_y^2 - 2\rho C_x C_y}$$

C_x；産業、規模別きまって支給する給与総額の事業所間変動係数

C_y；産業、規模別常用労働者数の事業所間変動係数

ρ；産業、規模別きまって支給する給与総額と常用労働者数との相関係数

第二種事業所（規模5～29人）調査は

$$C_i^2 = \sum_k \left(M_k^2 \cdot \frac{M_k - m_k}{M_k - 1} \cdot \frac{1}{m_k} \cdot \left(\frac{VX a_k}{TX^2} + \frac{VY a_k}{TY^2} - 2 \frac{COV a_k}{TX \times TY} \right) + \frac{M_k}{m_k} \sum_i N_{i,k}^2 \cdot \frac{N_{i,k} - n_{i,k}}{N_{i,k} - 1} \cdot \frac{1}{n_{i,k}} \cdot \left(\frac{VX e_k}{TX^2} + \frac{VY e_k}{TY^2} - 2 \frac{COV e_k}{TX \times TY} \right) \right)$$

ただし、

C_i；産業別標本誤差率

M_k；第k層における母集団調査区数の都道府県計

m_k；第k層における標本調査区数の都道府県計

TX；産業別の「調査区のみきまって支給する給与総額」の合計

TY；産業別の「調査区の常用労働者数」の合計

VX a_k；第k層におけるきまって支給する給与総額の調査区間分散

VY a_k；第k層における和半労働者数の調査区間分散

COV a_k；第k層におけるきまって支給する給与総額と和半労働者数の調査区間共分散

N_{i,k}；第k層における事業所数の都道府県計

n_{i,k}；第k層における標本数の都道府県計

VX e_k；第k層におけるきまって支給する給与総額の事業所間分散

VY e_k；第k層における和半労働者数の事業所間分散

COV e_k；第k層におけるきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散

第6表 産業、規模別標本誤差率（きまって支給する給与）

2004
(平成16年7月分結果)(%)

産 業	規模5人以上	規模30人以上	規模100～499人	規模30～99人	規模5～29人
TL 調査産業計	0.43	0.62	0.92	1.06	0.55
D 鉱業	3.48	3.01	7.91	3.45	4.91
E 建設業	1.38	3.40	2.53	5.12	1.01
F 製造業	0.50	0.64	1.18	1.32	0.63
F12,13 食料品、たばこ	2.59	3.42	4.65	6.09	2.01
F14 繊維	2.01	2.18	3.35	3.10	3.78
F15 衣服	2.09	3.51	5.38	4.67	2.21
F16 木材	2.00	3.21	4.13	4.42	2.52
F17 家具	2.52	4.52	4.67	7.79	2.06
F18 パルプ紙	1.88	2.54	2.69	4.67	2.04
F19 出版印刷	2.09	3.04	5.28	4.71	1.75
F20 化学	1.69	1.83	3.24	3.99	4.08
F21 石油・石炭	5.31	3.69	5.45	7.46	14.30
F22 プラスチック	2.09	2.72	3.27	4.53	2.97
F23 ゴム	1.34	1.59	3.19	3.78	2.48
F24 なめし革	2.63	3.54	3.41	4.70	3.79
F25 窯業・土石	2.19	3.35	3.56	6.06	2.47
F26 鉄鋼	1.44	1.66	3.51	4.73	2.34
F27 非鉄金属	2.70	3.09	6.31	3.78	5.11
F28 金属製品	1.43	2.28	2.80	3.80	1.39
F29 一般機械	1.14	1.41	2.00	3.50	1.82
F30 電気機器	0.93	0.97	1.84	2.99	2.96
F31 輸送用機器	1.01	1.06	2.74	4.18	3.31
F32 精密機器	1.80	2.23	3.81	4.97	2.18
F33,34 武器・その他	2.47	2.60	4.23	4.00	4.58
G 電気・ガス・熱供給・水道業	0.99	0.91	1.75	1.31	3.21
H 運輸・通信業	1.36	1.83	2.78	2.69	1.40
I 卸売・小売業、飲食店	1.27	2.39	3.55	3.33	1.35
J 金融・保険業	1.36	2.09	3.86	3.29	1.44
K 不動産業	1.80	3.33	8.40	3.81	1.60
L サービス業	0.56	0.82	1.44	1.24	0.59

(注1) 規模500人以上は全数調査である。

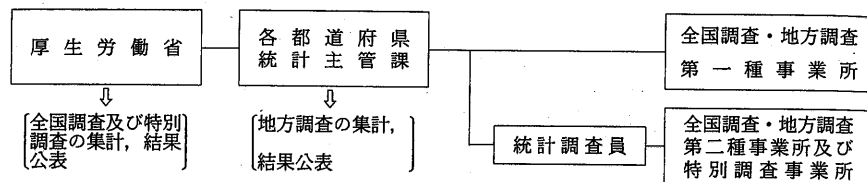
(注2) 旧産業分類のものである。

与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在)としている。

また、特別調査は、毎年7月末現在(給与締切日の定めがある場合においては、7月の最終給与締切日現在)を調査期日としている。

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



5 標本の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きままって支給する給与の標準誤差率が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている(第2表)。

第一種事業所(規模30人以上)は、総務省統計局が行う「事業所・企業統計調査」の結果に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本抽出は、新しい事業所・企業統計調査が行われるたびにそれに基づいて行っている(抽出替え)。最近では平成16年1月に平成13年実施の事業所・企業統計調査の結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、事業所・企業統計調査が行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

第二種事業所(規模5~29人)は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、事業所・企業統計調査の「調査区」(約24万区)に基づき全国を約5万に分けて設定した毎勤調査区(第二種事業所)を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを10の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替し、各組は18カ月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	5人以上	500人以上	100~499人	30~99人	5~29人
産業大分類	1%	0%	2%	2%	2%
製造業中分類	2	0	3	3	3
製造業以外の中分類	2	-	-	-	-

第3表 事業所抽出率表(第一種事業所)

産 業	抽 出 率		
	規模500人以上	規模100~499人	規模30~99人
D 鉱	1/1	1/2	1/4
E 建	1/1	1/36	1/256
F 製			
09,10 食料品, たば	1/1	1/48	1/96
11 織	1/1	1/4	1/24
12 衣	1/1	1/4	1/36
13 木	1/1	1/4	1/16
14 家	1/1	1/4	1/12
15 パ	1/1	1/4	1/24
16 印	1/1	1/8	1/64
17 化	1/1	1/24	1/24
18 石	1/1	1/4	1/2
19 プ	1/1	1/8	1/36
20 ゴ	1/1	1/4	1/12
21 な	1/1	1/1	1/8
22 窯	1/1	1/8	1/48
23 鉄	1/1	1/12	1/24
24 非	1/1	1/8	1/12
25 金	1/1	1/12	1/64
26 一	1/1	1/24	1/96
27 電	1/1	1/32	1/48
28 情	1/1	1/12	1/8
29 電	1/1	1/24	1/24
30 輸	1/1	1/36	1/64
31 精	1/1	1/8	1/24
32 そ	1/1	1/4	1/16
G 電	1/1	1/12	1/8
H 情	1/1	1/12	1/64
I 運	1/1	1/32	1/128
J 卸			
49~54 卸	1/1	1/16	1/128
55~60 小	1/1	1/24	1/128
K 金	1/1	1/16	1/64
L 不	1/1	1/4	1/8
M 飲	1/1	1/32	1/64
N 医	1/1	1/96	1/256
O 教	1/1	1/36	1/128
P 複	1/1	1/12	1/36
Q サ			
80 専	1/1	1/16	1/64
81 学	1/1	1/8	1/36
84 娛	1/1	1/8	1/36
85 廃	1/1	1/16	1/12
86,87 自	1/1	1/4	1/48
88 物	1/1	1/4	1/12
89 広	1/1	1/2	1/12
90 そ	1/1	1/24	1/36
82,83,91~93 そ	1/1	1/4	1/36

(8) 調査結果の精度

集計結果は全事業所に関する統計の推計値であり、若干の標本誤差が生ずることは避けられない。全国調査の場合、きまって支給する給与の標本誤差率は第6表のとおりである。標本誤差率の推計は次の式を用いている。

① 調査産業計（又は製造業計）、規模計の標本誤差率

$$C^2 = \sum_i W_i^2 C_i^2$$

ただし、C；産業計（又は製造業計）、規模計の標本誤差率

C_i；産業、規模別標本誤差率（②で計算）

W_i；産業計、規模計母集団労働者数に対する産業、規模別母集団労働者数の割合

② 産業、規模別の標本誤差率

第一種事業所（規模30人以上）調査は

$$C_i^2 = \frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{\phi_i^2}{n_i}$$

ただし、C_i；産業、規模別標本誤差率

N_i；産業、規模別母集団事業所数

n_i；産業、規模別標本事業所数

φ_i；産業、規模別比推定による一人平均きまって支給する給与の変動係数

$$= \sqrt{C_x^2 + C_y^2 - 2\rho C_x C_y}$$

C_x；産業、規模別きまって支給する給与総額の事業所間変動係数

C_y；産業、規模別常用労働者数の事業所間変動係数

ρ；産業、規模別きまって支給する給与総額と常用労働者数との相関係数

第二種事業所（規模5～29人）調査は

$$C_i^2 = \sum_k \left\{ M_k^2 \cdot \frac{M_k - m_k}{M_k - 1} \cdot \frac{1}{m_k} \cdot \left(\frac{VXa_k}{TX^2} + \frac{VYa_k}{TY^2} - 2 \frac{COVa_k}{TX \times TY} \right) + \frac{M_k}{m_k} \sum_i N_{ik}^2 \cdot \frac{N_{ik} - n_{ik}}{N_{ik} - 1} \cdot \frac{1}{n_{ik}} \cdot \left(\frac{VXe_k}{TX^2} + \frac{VYe_k}{TY^2} - 2 \frac{COVe_k}{TX \times TY} \right) \right\}$$

ただし、

C_i；産業別標本誤差率

M_k；第k層における母集団調査区数の都道府県計

m_k；第k層における標本調査区数の都道府県計

TX；産業別の「調査区のみまして支給する給与総額」の合計

TY；産業別の「調査区の常用労働者数」の合計

VXa_k；第k層におけるきまって支給する給与総額の調査区間分散

VYa_k；第k層における和半労働者数の調査区間分散

COVa_k；第k層におけるきまって支給する給与総額と和半労働者数の調査区間共分散

N_{ik}；第k層における事業所数の都道府県計

n_{ik}；第k層における標本数の都道府県計

VXe_k；第k層におけるきまって支給する給与総額の事業所間分散

VYe_k；第k層における和半労働者数の事業所間分散

COVe_k；第k層におけるきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散

第6表 産業、規模別標本誤差率（きまって支給する給与）

（平成17年7月分結果）（%）

産 業	規模5人	規模30人	規模100	規模30	規模5
	以上	以上	～499人	～99人	～29人
TL 調査産業計	0.42	0.65	0.96	1.13	0.44
D 鉱業	1.99	2.98	7.71	3.42	2.58
E 建設業	1.49	3.98	2.93	6.02	0.87
F 製造業	0.60	0.74	1.48	1.38	0.91
F09,10 食料品、たばこ	3.38	4.31	6.36	6.57	4.16
F11 繊維	2.05	2.33	3.83	3.10	3.69
F12 衣服	3.10	3.95	6.33	5.13	4.78
F13 木材	4.54	2.77	3.34	3.90	7.83
F14 家具	1.94	3.19	4.59	4.66	2.06
F15 パルプ	1.67	1.81	2.60	2.88	3.56
F16 印刷	1.29	1.56	3.11	2.01	2.23
F17 化学	1.85	2.05	3.81	4.14	2.96
F18 石油・石炭	2.35	3.29	5.26	5.38	2.43
F19 プラスチック	2.70	3.08	2.96	5.43	5.32
F20 ゴム	1.80	2.10	3.86	5.66	3.48
F21 なめし革	2.45	3.50	3.37	4.64	3.41
F22 窯業・土石	2.71	4.25	3.78	7.55	2.27
F23 鉄	1.36	1.46	3.50	3.35	3.66
F24 非鉄金属	2.25	2.44	4.40	3.84	5.70
F25 金属製品	1.30	2.05	3.82	2.85	1.37
F26 一般機械	1.20	1.52	2.09	3.88	1.74
F27 電気機器	1.56	1.67	2.67	4.62	4.09
F28 情報通信機器	1.79	1.80	4.06	3.96	7.60
F29 電子・デバイス	1.42	1.49	2.59	4.89	4.53
F30 送用機器	0.78	0.76	2.12	2.74	3.20
F31 精密機器	1.76	2.09	3.40	4.91	3.00
F32 その他	2.50	3.34	4.65	5.79	3.78
G 電気・ガス・熱供給・水道業	2.66	3.32	7.14	3.33	2.45
H 情報通信業	1.12	1.24	2.23	2.23	2.48
I 運輸業	2.03	2.71	4.41	3.78	2.16
J 卸売・小売業	1.13	2.13	3.30	3.05	1.10
K 金融・保険業	1.17	1.74	3.18	2.68	1.33
L 不動産業	1.21	1.60	3.26	1.87	1.79
M 飲食店、宿泊業	2.65	6.70	5.59	8.58	1.42
N 医療、福祉	1.41	2.00	3.15	3.82	1.52
O 教育、学習支援業	1.44	1.99	3.83	2.41	2.00
P 複合サービス業	1.38	2.14	2.57	4.17	1.20
Q サービス業	0.97	1.41	2.43	2.14	1.11

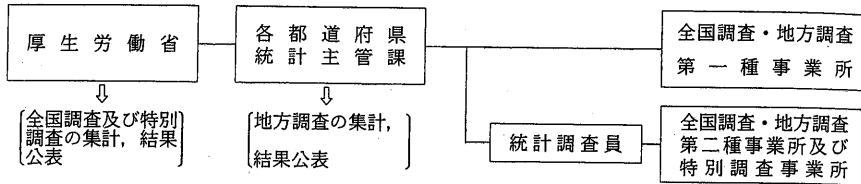
（注）規模500人以上は全数調査である。

与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在)としている。

また、特別調査は、毎年7月末現在(給与締切日の定めがある場合においては、7月の最終給与締切日現在)を調査期日としている。

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



5 標本の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている(第2表)。

第一種事業所(規模30人以上)は、総務省統計局が行う「事業所・企業統計調査」の結果に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本抽出は、新しい事業所・企業統計調査が行われるたびにそれに基づいて行っている(抽出替え)。最近では平成16年1月に平成13年実施の事業所・企業統計調査の結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、事業所・企業統計調査が行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

第二種事業所(規模5~29人)は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、事業所・企業統計調査の「調査区」(約24万区)に基づき全国を約5万に分けて設定した毎勤調査区(第二種事業所)を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを10の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替し、各組は18ヵ月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	5人以上	50人以上	100~499人	30~99人	5~29人
産業大分類	1%	0%	2%	2%	2%
製造業中分類	2	0	3	3	3
製造業以外の中分類	2	-	-	-	-

第3表 事業所抽出率表(第一種事業所)

業	産	抽出率		
		規模500人以上	規模100~499人	規模30~99人
D	鉱	1/1	1/2	1/4
E	建設	1/1	1/36	1/256
F	製造			
09,10	食品, たば	1/1	1/48	1/96
11	繊維	1/1	1/4	1/24
12	衣	1/1	1/4	1/36
13	木	1/1	1/4	1/16
14	家	1/1	1/4	1/12
15	パ	1/1	1/4	1/24
16	印	1/1	1/8	1/64
17	化	1/1	1/24	1/24
18	石	1/1	1/4	1/2
19	プ	1/1	1/8	1/36
20	ゴ	1/1	1/4	1/12
21	な	1/1	1/1	1/8
22	窯	1/1	1/8	1/48
23	鉄	1/1	1/12	1/24
24	非	1/1	1/8	1/12
25	金	1/1	1/12	1/64
26	一	1/1	1/24	1/96
27	電	1/1	1/32	1/48
28	情	1/1	1/12	1/8
29	電	1/1	1/24	1/24
30	輸	1/1	1/36	1/64
31	精	1/1	1/8	1/24
32	そ	1/1	1/4	1/16
G	電気・ガス・熱供給・水道	1/1	1/12	1/8
H	情報	1/1	1/12	1/64
I	運	1/1	1/32	1/128
J	卸			
49~54	卸	1/1	1/16	1/128
55~60	小	1/1	1/24	1/128
K	金	1/1	1/16	1/64
L	不	1/1	1/4	1/8
M	飲	1/1	1/32	1/64
N	医	1/1	1/96	1/256
O	教	1/1	1/36	1/128
P	複	1/1	1/12	1/36
Q	サ			
80	専	1/1	1/16	1/64
81	学	1/1	1/8	1/36
84	娛	1/1	1/8	1/36
85	廃	1/1	1/16	1/12
86,87	自動車整備業、機械等修理業	1/1	1/4	1/48
88	物	1/1	1/4	1/12
89	広	1/1	1/2	1/12
90	その他の事業サービス業	1/1	1/24	1/36
82,83,91~93	その他のサービス業中分類	1/1	1/4	1/36

H16 = 2004

(8) 調査結果の精度

集計結果は全事業所に関する統計の推計値であり、若干の標本誤差が生ずることは避けられない。全国調査の場合、きまって支給する給与の標本誤差率は第6表のとおりである。標本誤差率の推計は次の式を用いている。

① 調査産業計（又は製造業計）、規模計の標本誤差率

$$C^2 = \sum W_i^2 C_i^2$$

ただし、C；産業計（又は製造業計）、規模計の標本誤差率

C_i；産業、規模別標本誤差率（②で計算）

W_i；産業計、規模計母集団労働者数に対する産業、規模別母集団労働者数の割合

② 産業、規模別の標本誤差率

第一種事業所（規模30人以上）調査は

$$C_i^2 = \frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{\phi_i^2}{n_i}$$

ただし、C_i；産業、規模別標本誤差率

N_i；産業、規模別母集団事業所数

n_i；産業、規模別標本事業所数

φ_i；産業、規模別比推定による一人平均きまって支給する給与の変動係数

$$= \sqrt{C_x^2 + C_y^2 - 2\rho C_x C_y}$$

C_x；産業、規模別きまって支給する給与と総額の事業所間変動係数

C_y；産業、規模別常用労働者数の事業所間変動係数

ρ；産業、規模別きまって支給する給与と総額と常用労働者数との相関係数

第二種事業所（規模5～29人）調査は

$$C_i^2 = \sum_k \left\{ M_k^2 \cdot \frac{M_k - m_k}{M_k - 1} \cdot \frac{1}{m_k} \cdot \left(\frac{VXa_k}{TX^2} + \frac{VYa_k}{TY^2} - 2 \frac{COVa_k}{TX \times TY} \right) + \frac{M_k}{m_k} \sum_i N_{ik}^2 \cdot \frac{N_{ik} - n_{ik}}{N_{ik} - 1} \cdot \frac{1}{n_{ik}} \cdot \left(\frac{VXe_k}{TX^2} + \frac{VYe_k}{TY^2} - 2 \frac{COVe_k}{TX \times TY} \right) \right\}$$

ただし、

C_i；産業別標本誤差率

M_k；第k層における母集団調査区数の都道府県計

m_k；第k層における標本調査区数の都道府県計

TX；産業別の「調査区のみまして支給する給与と総額」の合計

TY；産業別の「調査区の常用労働者数」の合計

VXa_k；第k層におけるきまって支給する給与と総額の調査区間分散

VYa_k；第k層における和半労働者数の調査区間分散

COVa_k；第k層におけるきまって支給する給与と総額と和半労働者数の調査区間共分散

N_{ik}；第k層における事業所数の都道府県計

n_{ik}；第k層における標本数の都道府県計

VXe_k；第k層におけるきまって支給する給与と総額の事業所間分散

VYe_k；第k層における和半労働者数の事業所間分散

COVe_k；第k層におけるきまって支給する給与と総額と和半労働者数の事業所間共分散

第6表 産業、規模別標本誤差率（きまって支給する給与）

(平成18年7月分結果) (%)

産 業	規模5人以上	規模30人以上	規模100～499人	規模30～99人	規模5～29人
TL 調査産業計	0.44	0.62	0.90	1.07	0.63
D 鉱業	5.73	2.90	7.48	3.06	8.30
E 建設業	1.44	3.35	2.78	4.89	1.31
F 製造業	0.58	0.68	1.23	1.44	1.10
F09.10 食料品、たばこ	2.96	3.61	5.15	6.34	4.96
F11 繊維	2.25	2.44	4.15	3.07	4.19
F12 衣服	4.21	3.88	5.83	5.13	7.51
F13 木材	2.48	2.86	4.17	3.76	3.84
F14 家具	3.09	3.53	5.28	5.09	5.22
F15 パルプ	1.62	1.86	2.58	3.04	3.16
F16 印刷	1.78	2.60	3.77	4.08	2.02
F17 化学	1.86	1.80	3.49	3.16	8.36
F18 石油・石炭	3.28	3.49	5.22	6.69	7.06
F19 プラスチック	2.42	3.11	3.31	5.32	3.64
F20 ゴム	1.86	2.09	3.80	6.06	4.03
F21 なめし革	1.79	3.04	3.29	3.94	2.10
F22 窯業・土石	2.42	3.71	3.25	6.66	2.37
F23 鉄	1.35	1.48	3.43	3.45	3.41
F24 非鉄金属	2.26	2.72	5.21	3.71	2.62
F25 金属製品	1.38	1.93	3.02	2.80	1.97
F26 一般機械	1.41	1.74	2.15	4.63	2.29
F27 電気機器	2.07	2.46	3.53	7.33	2.87
F28 情報通信機器	1.99	1.69	3.60	5.14	11.22
F29 電子・デバイス	1.62	1.50	2.74	4.73	7.14
F30 送用機器	1.08	1.11	2.97	4.39	3.75
F31 精密機器	2.01	2.38	3.66	5.85	3.58
F32 その他	3.05	3.46	5.19	5.85	5.44
G 電気・ガス・熱供給・水道業	1.10	0.98	1.87	1.43	3.61
H 情報通信業	1.69	1.91	3.18	3.52	3.57
I 運輸業	2.09	2.77	4.04	4.03	2.31
J 卸売・小売業	1.37	2.29	2.98	3.53	1.64
K 金融・保険業	1.23	1.85	3.34	2.89	1.38
L 不動産業	2.42	3.35	7.58	3.92	3.47
M 飲食店、宿泊業	2.21	4.13	5.54	5.13	2.52
N 医療、福祉	1.41	1.92	2.71	4.07	1.88
O 教育、学習支援業	1.64	2.13	4.05	2.60	2.56
P 複合サービス業	1.26	1.67	2.37	2.56	1.88
Q サービス業	0.99	1.47	2.67	2.02	1.03

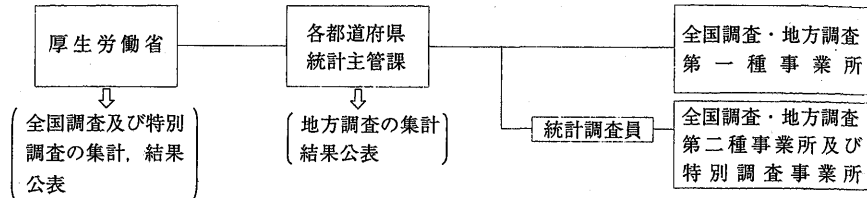
(注) 規模500人以上は全数調査である。

与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在)としている。

また、特別調査は、毎年7月末現在(給与締切日の定めがある場合においては、7月の最終給与締切日現在)を調査期日としている。

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



5 標本の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標準誤差率が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている(第2表)。

第一種事業所(規模30人以上)は、総務省統計局が行う「事業所・企業統計調査」の結果に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本抽出は、新しい事業所・企業統計調査が行われるたびにそれに基づいて行っている(抽出替え)。最近では平成19年1月に平成13年および16年実施の事業所・企業統計調査の結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、事業所・企業統計調査が行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

第二種事業所(規模5~29人)は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、事業所・企業統計調査の「調査区」(約24万区)に基づき全国を約5万に分けて設定した毎勤調査区(第二種事業所)を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを10の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替し、各組は18カ月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	5人以上	500人以上	100~499人	30~99人	5~29人
産業大分類	1%	0%	2%	2%	2%
製造業中分類	2	0	3	3	3
製造業以外の中分類	2	-	-	-	-

第3表 事業所抽出率表(第一種事業所)

業 業	抽 出 率		
	規模500人以上	規模100~499人	規模30~99人
D 鉱業	1/1	1/2	1/4
E 建設業	1/1	1/24	1/64
F 製造業			
09,10 食品、たばこ	1/1	1/4	1/48
11 繊維業	1/1	1/4	1/24
12 衣服業	1/1	1/4	1/16
13 木材業	1/1	1/4	1/16
14 家具業	1/1	1/4	1/12
15 パルプ業	1/1	1/8	1/32
16 印刷業	1/1	1/12	1/192
17 化学業	1/1	1/24	1/24
18 石油・石炭業	1/1	1/2	1/2
19 プラスチック業	1/1	1/12	1/16
20 ゴム業	1/1	1/4	1/12
21 皮革業	1/1	1/1	1/8
22 窯業・土石業	1/1	1/8	1/48
23 鉄業	1/1	1/12	1/24
24 非金属製品業	1/1	1/8	1/12
25 金属製品業	1/1	1/12	1/64
26 一般機械業	1/1	1/32	1/64
27 電気機械器具業	1/1	1/32	1/24
28 情報通信機器業	1/1	1/12	1/12
29 電子・デバイス業	1/1	1/24	1/24
30 輸送用機器業	1/1	1/36	1/128
31 精密機器業	1/1	1/8	1/24
32 その他電気・ガス・熱供給・水道業	1/1	1/4	1/16
G 情報通信業	1/1	1/32	1/12
H 運輸業	1/1	1/48	1/128
I 卸売・小売業	1/1	1/16	1/64
J 卸売業			
49~54 卸売業	1/1	1/16	1/128
55~60 小売業	1/1	1/24	1/128
K 金融・保険業	1/1	1/16	1/128
L 不動産業	1/1	1/2	1/8
M 飲食店・宿泊業	1/1	1/32	1/48
N 医療・福祉業	1/1	1/256	1/128
O 教育・学習支援業	1/1	1/32	1/256
P 複合サービス事業業	1/1	1/48	1/128
Q サービス業			
80 専門サービス業	1/1	1/32	1/64
81 学術・開発研究機関	1/1	1/8	1/32
84 娯楽業	1/1	1/8	1/32
85 廃棄物処理業	1/1	1/32	1/16
86,87 自動車整備業、機械等修理業	1/1	1/8	1/48
88 物品賃貸業	1/1	1/4	1/12
89 広告業	1/1	1/4	1/12
90 その他のサービス業	1/1	1/24	1/36
82,83,91~93 その他のサービス業中分類	1/1	1/4	1/36

419 = 2007

平成20年度

(8) 調査結果の精度

この調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根を推計値で除したもの（標準誤差率）で与えられ、調査項目によって異なる。達成精度として、きまって支給する給与の標準誤差率を以下のように算出し、第6表にその結果を示した。

① 調査産業計、規模計の標準誤差率

$$C^2 = \sum_i R_i^2 W_i^2 C_i^2$$

C : 産業計、規模計の標準誤差率

C_i : 産業、規模別標準誤差率 (②で計算)

W_i : 産業計、規模計母集団労働者数に対する産業、規模別母集団労働者数の割合

R_i : 産業計、規模計における一人平均きまって支給する給与に対する産業、規模別一人平均きまって支給する給与の割合

② 産業、規模別の標準誤差率

第一種事業所（規模30人以上）調査は

$$C_i^2 = \frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{\phi_i^2}{n_i}$$

C_i : 産業、規模別標準誤差率

N_i : 産業、規模別母集団事業所数

n_i : 産業、規模別回答事業所数

φ_i : 産業、規模別一人平均きまって支給する給与の変動係数

$$= \sqrt{Cx^2 + Cy^2 - 2\rho Cx Cy}$$

C_x : 産業、規模別きまって支給する給与総額の事業所間変動係数

C_y : 産業、規模別和半労働者数の事業所間変動係数

ρ : 産業、規模別きまって支給する給与総額と和半労働者数との相関係数

第二種事業所（規模5～29人）調査は

$$C_i^2 = \sum_j \left\{ M_{ij}^2 \cdot \frac{M_{ij} - m_{ij}}{M_{ij} - 1} \cdot \frac{1}{m_{ij}} \cdot \left(\frac{VXa_{ij}}{TX_i^2} + \frac{VYa_{ij}}{TY_i^2} - 2 \frac{COVa_{ij}}{TX_i \times TY_i} \right) \right. \\ \left. + \frac{M_{ij}}{m_{ij}} \sum_k N_{ijk}^2 \cdot \frac{N_{ijk} - n_{ijk}}{N_{ijk} - 1} \cdot \frac{1}{n_{ijk}} \cdot \left(\frac{VXe_{ijk}}{TX_i^2} + \frac{VYe_{ijk}}{TY_i^2} - 2 \frac{COVe_{ijk}}{TX_i \times TY_i} \right) \right\}$$

C_i : 産業別標準誤差率

M_{ij} : 第j層における産業別の母集団調査区数

m_{ij} : 第j層における産業別の標本調査区数

TX_i : 産業別の「調査区のみきまって支給する給与総額」の合計

TY_i : 産業別の「調査区の常用労働者数」の合計

VXa_{ij} : 第j層における産業別のきまって支給する給与総額の調査区間分散

VYa_{ij} : 第j層における産業別の和半労働者数の調査区間分散

COVa_{ij} : 第j層における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の調査区間共分散

N_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別の総事業所数

n_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別の回答事業所数

VXe_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額の事業所間分散

VYe_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別の和半労働者数の事業所間分散

COVe_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散

第6表 産業、規模別標準誤差率（きまって支給する給与） 2007=H19? (平成20年7月分結果) (%)

産 業	規模5人以上	規模30人以上	規模100～499人	規模30～99人	規模5～29人
調査産業計	0.19	0.48	0.84	0.84	0.53
① 鉱業	1.37	3.84	7.59	4.25	4.13
② 建設業	0.49	1.58	3.45	1.88	1.33
③ 製造業	0.24	0.50	0.92	1.24	1.03
F 09.10 食料品、たばこ	0.83	1.64	1.87	3.62	4.24
F 11 繊維	1.27	2.82	4.14	3.37	4.74
F 12 衣服	1.58	2.63	5.13	3.15	5.80
F 13 木材	1.14	2.96	4.21	3.92	3.57
F 14 家具	1.12	2.84	3.62	3.94	3.55
F 15 パルプ・紙	1.29	2.64	4.46	4.10	5.61
F 16 印刷	1.72	5.04	4.86	9.05	2.93
F 17 化学	0.90	1.80	3.36	3.97	4.26
F 18 石油・石炭	1.40	2.26	3.47	4.18	8.25
F 19 プラスチック	1.10	2.37	4.16	3.38	4.39
F 20 ゴム	1.12	2.11	4.62	4.96	6.08
F 21 なめし革	2.01	4.13	4.95	5.48	6.58
F 22 窯業・土石	0.95	2.38	4.27	3.85	2.88
F 23 鉄鋼	1.23	2.50	3.36	9.72	4.01
F 24 非金属属	1.34	2.62	4.87	3.67	7.26
F 25 金属製品	0.86	2.14	3.26	3.48	2.80
F 26 一般機械	0.75	1.51	2.82	3.53	3.64
F 27 電気機器	0.83	1.61	4.11	4.05	3.98
F 28 情報通信機器	1.37	2.32	4.43	13.45	9.30
F 29 電子・デバイス	0.86	1.52	3.37	5.35	6.54
F 30 輸送用機器	0.72	1.36	4.15	6.58	2.63
F 31 精密機器	1.09	2.39	4.48	5.90	3.92
F 32 その他	1.20	2.66	3.46	5.15	4.50
電気・ガス・熱供給・水道業	0.64	1.13	2.26	1.62	4.19
情報通信業	1.17	2.68	4.84	4.39	3.04
運輸業	0.73	1.82	3.19	2.40	2.15
卸売・小売業	0.55	1.81	2.31	2.90	1.30
金融・保険業	0.82	2.26	3.32	4.04	1.49
不動産業	1.17	2.76	3.30	3.24	3.83
飲食店、宿泊業	1.47	5.11	13.47	4.70	3.50
医療、福祉	0.67	1.54	2.58	3.09	2.07
教育、学習支援業	0.90	2.41	3.65	3.20	2.07
複合サービス事業	0.63	1.71	1.99	3.56	1.53
サービス業	0.45	1.20	2.10	1.88	1.22

(注) 規模500人以上は全数調査である。

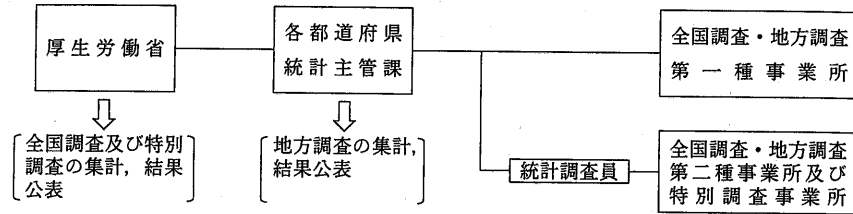
(2) 調査期間

全国調査及び地方調査では、調査期間は1か月を単位としており、調査期日は毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）としている。

また、特別調査は、毎年7月末現在（給与締切日の定めがある場合においては、7月の最終給与締切日現在）を調査期日としている。

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



5 標本の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きままって支給する給与の標準誤差率が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている（第2表）。

第一種事業所（規模30人以上）は、総務省統計局が行う「事業所・企業統計調査」の結果に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本抽出は、新しい事業所・企業統計調査が行われるたびにそれに基づいて行っている（抽出替え）。最近では平成21年1月に平成18年実施の事業所・企業統計調査の結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、事業所・企業統計調査が行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

第二種事業所（規模5～29人）は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、事業所・企業統計調査の「調査区」（約24万区）に基づき全国を約5万に分けて設定した毎勤調査区（第二種事業所）を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを10の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替し、各組は18カ月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	5人以上	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
産業大分類	1%	0%	2%	2%	2%
製造業中分類	2	0	3	3	3
製造業以外の中分類	2	-	-	-	-

第3表 事業所抽出率表（第一種事業所）

産 業	抽 出 率		
	規模500人以上	規模100～499人	規模30～99人
D 鉱業	1/1	1/1	1/2
E 建設業	1/1	1/16	1/192
F 製造業			
09,10 食品、たばこ	1/1	1/24	1/64
11 繊維	1/1	1/4	1/32
12 衣服	1/1	1/4	1/24
13 木材	1/1	1/4	1/24
14 家具	1/1	1/8	1/12
15 パルプ	1/1	1/8	1/24
16 印刷	1/1	1/8	1/32
17 化学	1/1	1/24	1/32
18 石油・石炭	1/1	1/4	1/4
19 プラスチック	1/1	1/12	1/32
20 ゴム	1/1	1/4	1/12
21 なめし革	1/1	1/1	1/4
22 窯業・土石	1/1	1/8	1/48
23 鉄鋼	1/1	1/24	1/8
24 非金属	1/1	1/4	1/16
25 金属製品	1/1	1/16	1/128
26 一般機械	1/1	1/64	1/128
27 電気機器	1/1	1/24	1/32
28 情報通信機器	1/1	1/8	1/4
29 電子・デバイス	1/1	1/24	1/24
30 輸送用機器	1/1	1/24	1/64
31 精密機器	1/1	1/8	1/16
32 その他	1/1	1/8	1/12
G 電気・ガス・熱供給・水道業	1/1	1/32	1/32
H 情報通信業	1/1	1/16	1/64
I 運輸業	1/1	1/16	1/128
J 卸売・小売業			
49～54 卸売業	1/1	1/36	1/128
55～60 小売業	1/1	1/32	1/192
K 金融・保険業	1/1	1/12	1/48
L 不動産業	1/1	1/4	1/12
M 飲食店、宿泊業	1/1	1/4	1/48
N 医療、福祉	1/1	1/128	1/192
O 教育、学習支援業	1/1	1/16	1/256
P 複合サービス事業	1/1	1/96	1/64
Q サービス業			
80 専門サービス	1/1	1/24	1/48
81 学術・開発研究機関	1/1	1/8	1/32
84 娯楽業	1/1	1/8	1/64
85 廃棄物処理業	1/1	1/4	1/24
86,87 自動車整備業、機械等修理業	1/1	1/8	1/24
88 物品賃貸業	1/1	1/4	1/12
89 広告業	1/1	1/2	1/4
90 その他のサービス業	1/1	1/32	1/64
82,83,91～93 その他のサービス業中分類	1/1	1/4	1/32

H21=2009?

(8) 調査結果の精度

この調査は、標本調査であるため、推計値の持つ誤差の一つとして標本抽出に起因する標本誤差がある。標本誤差の大きさは、推計値の分散の平方根を推計値で除したもの（標準誤差率）で与えられ、調査項目によって異なる。達成精度として、きまって支給する給与の標準誤差率を以下のように算出し、第6表にその結果を示した。

① 調査産業計、規模計の標準誤差率

$$C^2 = \sum_i R_i^2 W_i^2 C_i^2$$

C ; 産業計、規模計の標準誤差率

C_i ; 産業、規模別標準誤差率 (②で計算)

W_i ; 産業計、規模計母集団労働者数に対する産業、規模別母集団労働者数の割合

R_i ; 産業計、規模計における一人平均きまって支給する給与に対する産業、規模別一人平均きまって支給する給与の割合

② 産業、規模別の標準誤差率

第一種事業所（規模30人以上）調査は

$$C_i^2 = \frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{\phi_i^2}{n_i}$$

C_i ; 産業、規模別標準誤差率

N_i ; 産業、規模別母集団事業所数

n_i ; 産業、規模別回答事業所数

φ_i ; 産業、規模別一人平均きまって支給する給与の変動係数

$$= \sqrt{Cx^2 + Cy^2 - 2\rho CxCy}$$

Cx ; 産業、規模別きまって支給する給与と総額の事業所間変動係数

Cy ; 産業、規模別和半労働者数の事業所間変動係数

ρ ; 産業、規模別きまって支給する給与と総額と和半労働者数との相関係数

第二種事業所（規模5～29人）調査は

$$C_i^2 = \sum_j \left\{ M_{ij}^2 \cdot \frac{M_{ij} - m_{ij}}{M_{ij} - 1} \cdot \frac{1}{m_{ij}} \left(\frac{VXa_{ij}}{TX_i^2} + \frac{VYa_{ij}}{TY_i^2} - 2 \frac{COVa_{ij}}{TX_i \times TY_i} \right) \right. \\ \left. + \frac{M_{ij}}{m_{ij}} \sum_k N_{ijk}^2 \cdot \frac{N_{ijk} - n_{ijk}}{N_{ijk} - 1} \cdot \frac{1}{n_{ijk}} \left(\frac{VXe_{ijk}}{TX_i^2} + \frac{VYe_{ijk}}{TY_i^2} - 2 \frac{COVe_{ijk}}{TX_i \times TY_i} \right) \right\}$$

C_i ; 産業別標準誤差率

M_{ij} ; 第j層における産業別の母集団調査区数

m_{ij} ; 第j層における産業別の標本調査区数

TX_i ; 産業別の「調査区のきまって支給する給与と総額」の合計

TY_i ; 産業別の「調査区の常用労働者数」の合計

VXa_{ij} ; 第j層における産業別のきまって支給する給与と総額の調査区間分散

VYa_{ij} ; 第j層における産業別の和半労働者数の調査区間分散

COVa_{ij} ; 第j層における産業別のきまって支給する給与と総額と和半労働者数の調査区間共分散

N_{ijk} ; 第j層第k調査区における産業別の総事業所数

n_{ijk} ; 第j層第k調査区における産業別の回答事業所数

VXe_{ijk} ; 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与と総額の事業所間分散

VYe_{ijk} ; 第j層第k調査区における産業別の和半労働者数の事業所間分散

COVe_{ijk} ; 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与と総額と和半労働者数の事業所間共分散

第6表 産業、規模別標準誤差率（きまって支給する給与） H20=2008
（平成20年7月分結果）（%）

産 業	規模5人以上	規模30人以上	規模100～499人	規模30～99人	規模5～29人
TL 調査産業計	0.19	0.49	0.84	0.87	0.51
D 鉱業	1.14	3.17	7.35	3.41	3.47
E 建設業	0.46	1.63	3.32	2.06	1.17
F 製造業	0.23	0.48	0.88	1.24	1.00
F09,10 食料品・たばこ	0.77	1.55	1.90	3.28	3.70
F11 繊維	1.48	2.90	3.84	4.46	6.06
F12 衣服	1.22	2.85	5.14	3.62	4.07
F13 木材	1.02	2.67	4.24	3.54	3.15
F14 家具	1.51	2.61	3.47	3.81	5.85
F15 パルプ・紙	1.22	2.67	4.78	3.90	4.38
F16 印刷	1.69	5.03	5.29	8.71	2.71
F17 化学	0.90	1.81	3.29	4.48	3.62
F18 石油・石炭	1.14	1.82	2.79	2.99	7.03
F19 プラスチック	1.06	2.33	4.15	3.38	3.91
F20 ゴム	1.17	2.16	4.89	5.28	6.73
F21 なめし革	2.14	3.60	3.16	5.00	8.27
F22 窯業・土石	0.94	2.34	4.44	3.61	2.91
F23 鉄鋼	1.23	2.56	3.37	9.58	3.75
F24 非鉄金属	1.15	2.30	4.64	3.84	5.85
F25 金属製品	0.90	2.46	3.48	4.06	2.56
F26 一般機械	0.59	1.35	2.51	3.17	2.09
F27 電気機器	0.87	1.67	4.67	3.97	4.48
F28 情報通信機器	1.29	2.37	5.04	13.39	5.67
F29 電子・デバイス	0.97	1.35	3.29	4.77	12.82
F30 輸送用機器	0.69	1.14	3.45	6.70	6.70
F31 精密機器	1.06	2.26	4.14	5.66	5.09
F32 その他	1.15	2.84	3.57	5.62	3.77
G 電気・ガス・熱供給・水道業	0.78	1.23	2.48	1.62	5.80
H 情報通信業	1.09	2.51	4.28	4.84	2.46
I 運輸業	0.76	1.90	3.33	2.51	2.28
J 卸売・小売業	0.54	1.80	2.54	2.79	1.29
K 金融・保険業	0.76	2.10	3.93	3.45	1.48
L 不動産業	1.18	2.79	3.40	3.36	3.81
M 飲食店、宿泊業	1.22	4.48	9.15	5.45	2.46
N 医療、福祉	0.71	1.64	2.88	2.95	2.21
O 教育、学習支援業	1.01	2.78	3.64	3.81	2.16
P 複合サービス事業	1.05	3.11	4.30	2.72	1.21
Q サービス業	0.45	1.21	2.07	1.93	1.25

(注) 規模500人以上は全数調査である。

n_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別の回答事業所数
 VXe_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額の事業所間分散
 VYe_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別の和半労働者数の事業所間分散
 $COVe_{ijk}$: 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散

第6表 産業、規模別標準誤差率(きまって支給する給与)

(平成21年7月分結果)

(単位: %)

産業	規模5人以上	規模30人以上	規模100人～499人	規模30人～99人	規模5人～29人	
TL	調査産業計	0.19	0.49	0.85	0.85	0.57
D	鉱業	1.41	2.34	-	4.04	4.77
E	建設業	0.48	1.60	2.22	2.51	1.24
F	製造業	0.27	0.58	1.24	1.19	1.03
F09.10	食料品・たばこ	1.45	3.40	5.95	3.45	2.74
F11	繊維	1.47	3.36	6.08	4.43	5.32
F12	衣服	1.72	4.35	7.35	5.51	5.46
F13	木材	1.09	2.69	3.12	4.25	3.51
F14	家具	1.43	4.11	6.61	5.42	3.89
F15	パルプ・紙	1.13	2.53	2.98	4.63	3.70
F16	印刷	1.05	2.26	3.31	3.85	4.26
F17	化学	0.90	1.78	3.26	3.39	4.94
F18	石油・石炭	1.81	3.86	4.80	7.47	5.55
F19	プラスチック	1.33	3.09	5.74	3.96	3.94
F20	ゴム	0.76	1.34	3.02	3.42	5.59
F21	なめし革	2.05	3.60	5.66	4.61	7.59
F22	窯業・土石	1.02	2.58	4.58	4.56	3.03
F23	鉄鋼	1.09	2.31	6.76	1.93	3.59
F24	非鉄金属	0.79	1.50	2.39	4.10	5.75
F25	金属製品	0.88	2.18	3.26	3.63	2.89
F26	一般機械	0.90	2.02	3.44	5.24	2.98
F27	電気機械	0.91	1.77	3.60	6.43	4.52
F28	情報通信機器	1.02	1.75	3.60	3.96	11.53
F29	電子・デバイス	0.98	1.60	3.38	7.03	10.56
F30	輸送用機器	0.58	0.93	3.26	4.33	7.36
F31	精密機器	1.37	2.75	4.92	6.32	7.85
F32	その他	1.10	2.95	6.01	3.87	2.92
G	電気・ガス・熱供給・水道業	0.66	1.30	1.62	3.18	3.42
H	情報通信業	0.95	2.08	3.84	3.50	2.35
I	運輸業	0.79	1.92	2.80	2.88	2.33
J	卸売・小売業	0.57	1.96	2.98	3.01	1.27
K	金融・保険業	0.87	2.47	3.62	2.84	1.55
L	不動産業	1.62	3.93	6.96	4.32	5.24
M	飲食店、宿泊業	0.89	2.89	4.19	3.80	2.35
N	医療、福祉	0.74	1.77	3.19	3.22	1.91
O	教育、学習支援業	0.90	1.90	2.93	2.78	3.64
P	複合サービス事業	1.15	4.19	6.05	1.96	1.19
Q	サービス業	0.45	1.16	2.00	1.91	1.36

(注1) 規模500人以上は全数調査。
(注2) 産業は日本標準産業分類(平成14年3月改訂)
(注3) 「D 鉱業」の規模100人～499人は当月の回答事務所が少ないため計算していない。

7 用語の解説

(1) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者である。
ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者。
イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含め

る。
「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者である。

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者をいう。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内作業者の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

(4) 現金給与額

現金給与額は、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の額のことである。

「きまって支給する給与」(定期給与)とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与を含む。

n_{jk} ; 第j層第k調査区における産業別の回答事業所数
 VXe_{jk} ; 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額の調査区間分散
 VYe_{jk} ; 第j層第k調査区における産業別の和半労働者数の事業所間分散
 $COVe_{jk}$; 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散

第6表 産業、規模別標準誤差率(きまって支給する給与)

(平成22年7月分結果)(%)

産 業	規模5人以上	規模30人以上	規模100~499人	規模30~99人	規模5~29人
TL 調査産業計	0.18	0.47	0.80	0.82	0.53
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2.26	2.54	-	4.40	7.51
D 建設業	0.47	1.61	2.38	2.47	1.20
E 製造業	0.26	0.56	1.22	1.11	0.94
E09,10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	1.42	3.30	5.77	3.59	4.01
E11 繊維工業	1.15	2.92	5.00	3.93	3.54
E12 木材・木製品製造業(家具を除く)	1.10	2.89	4.06	4.25	3.36
E13 家具・装備品製造業	1.36	3.99	6.07	5.61	3.31
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1.11	2.49	2.81	4.53	3.51
E15 印刷・同関連業	0.97	2.15	3.21	3.71	3.75
E16,17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	0.85	1.64	2.96	3.08	4.81
E18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1.29	3.00	5.29	4.01	4.13
E19 ゴム製品製造業	0.78	1.39	2.88	4.27	5.48
E21 窯業・土石製品製造業	1.02	2.54	4.11	4.97	3.17
E22 鉄鋼業	0.79	1.63	4.81	1.92	2.82
E23 非鉄金属製造業	0.83	1.58	2.67	3.65	5.11
E24 金属製品製造業	0.92	2.56	3.50	4.43	2.40
E25 はん用機械器具製造業	1.26	2.94	6.66	5.79	3.50
E26 生産用機械器具製造業	0.85	2.05	3.75	4.20	2.47
E27 業務用機械器具製造業	1.15	2.36	4.89	5.81	5.15
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	0.89	1.62	3.40	6.94	5.15
E29 電気機械器具製造業	0.94	1.84	3.97	5.44	4.48
E30 情報通信機械器具製造業	1.07	1.68	4.11	3.91	13.34
E31 輸送用機械器具製造業	0.56	1.03	3.61	4.99	3.38
E32,20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	1.05	2.13	3.77	3.67	4.34
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.75	1.38	1.68	3.43	4.75
G 情報通信業	0.93	2.06	3.96	3.05	2.19
H 運輸業、郵便業	0.74	1.85	2.90	2.79	1.97
I 卸売業、小売業	0.60	2.05	2.89	3.18	1.37
J 金融業、保険業	0.94	2.69	3.54	3.32	1.29
K 不動産業、物品賃貸業	1.05	2.78	4.60	3.81	3.16
L 学術研究、専門・技術サービス業	0.68	1.69	2.69	3.85	2.15
M 宿泊業、飲食サービス業	0.87	3.25	7.04	3.88	1.96
N 生活関連サービス業、娯楽業	1.07	2.86	5.77	3.57	3.21
O 教育、学習支援業	0.81	1.84	2.97	2.65	2.95
P 医療、福祉	0.59	1.36	2.48	2.49	1.77
Q 複合サービス事業	1.56	4.27	6.03	1.88	1.78
R サービス業(他に分類されないもの)	0.69	1.93	3.30	2.94	1.87

(注1) 規模500人以上は全数調査。

(注2) 「C 鉱業、採石業、砂利採取業」の規模100~499人は当月の回答事業所が少ないため計算していない。

用語の解説

(1) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者。

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者をいう。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数をいう。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数をいう。休憩時間は給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内作業者の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数をいう。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいう。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計をいう。

(4) 現金給与額

現金給与額は、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の額をいう。

「きまって支給する給与(定期給与)」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、超過労働給与を含む。

n_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別の回答事業所数
 VXe_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額の事業所間分散
 VYe_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別の和半労働者数の事業所間分散
 $COVe_{ijk}$: 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散

第6表 産業、規模別標準誤差率(きまって支給する給与)

(平成23年7月分結果) (単位: %)

産業	規模5人以上	規模30人以上	規模100人～499人	規模30人～99人	規模5人～29人
TL 調査産業計	0.19	0.49	0.82	0.85	0.85
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1.56	1.95	-	3.69	5.11
D 建設業	0.47	1.64	2.50	2.48	1.11
E 製造業	0.27	0.56	1.22	1.11	1.11
E09.10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	1.45	3.26	5.70	3.57	5.11
E11 繊維工業	1.28	3.12	5.28	4.37	4.22
E12 木材・木製品製造業(家具を除く)	1.20	2.82	4.16	4.04	4.04
E13 家具・装備品製造業	1.40	4.01	5.85	5.80	3.90
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1.10	2.47	2.71	4.52	3.90
E15 印刷・同関連業	0.88	2.21	3.26	3.90	2.82
E16.17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	0.85	1.70	3.11	2.99	5.11
E18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1.28	2.92	5.23	3.89	4.22
E19 ゴム製品製造業	0.82	1.27	2.73	3.71	6.44
E21 窯業・土石製品製造業	1.12	2.58	4.23	5.05	3.90
E22 鉄鋼業	0.88	1.85	5.57	1.91	3.90
E23 非鉄金属製造業	0.84	1.58	2.61	3.71	4.94
E24 金属製品製造業	0.96	2.50	3.69	4.22	2.82
E25 はん用機械器具製造業	1.28	2.99	6.39	6.64	3.90
E26 生産用機械器具製造業	0.89	2.15	4.32	3.78	2.82
E27 業務用機械器具製造業	1.08	2.16	4.28	5.70	6.44
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	0.99	1.60	3.21	7.22	11.11
E29 電気機械器具製造業	0.89	1.78	3.76	5.88	3.90
E30 情報通信機械器具製造業	1.01	1.75	3.85	3.79	10.00
E31 輸送用機械器具製造業	0.55	1.04	3.72	5.02	2.82
E32.20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	0.94	2.17	4.21	3.71	3.44
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.75	1.44	1.71	3.53	4.44
G 情報通信業	0.94	2.04	3.89	2.99	3.33
H 運輸業、郵便業	0.75	1.84	2.60	2.95	2.22
I 卸売業、小売業	0.58	2.06	2.84	3.16	1.11
J 金融業、保険業	0.92	2.58	3.75	2.35	1.66
K 不動産業、物品賃貸業	1.12	2.94	4.71	4.08	3.44
L 学術研究、専門・技術サービス業	0.71	1.77	2.79	3.91	2.11
M 宿泊業、飲食サービス業	0.96	3.23	7.40	3.79	2.55
N 生活関連サービス業、娯楽業	0.98	3.01	5.69	3.72	2.44
O 教育、学習支援業	0.82	2.06	3.00	2.98	2.44
P 医療、福祉	0.63	1.46	2.74	2.54	1.90
Q 複合サービス事業	1.54	4.19	5.66	2.12	2.33
R サービス業(他に分類されないもの)	0.78	2.22	3.47	3.18	1.70

(注1) 規模500人以上は全数調査。
(注2) 「C 鉱業、採石業、砂利採取業」の規模100～499人は当月の回答事業所が少ないため計算していない。

用語の解説

① 常用労働者

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。
ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者。
イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者をいう。

② 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数をいう。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの1時間でも就業すれば出勤日とする。

③ 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数をいう。休憩時間は給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内作業者の休憩時間や、いわゆる手持時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数をいう。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいう。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計をいう。

④ 現金給与額

現金給与額は、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の額をいう。

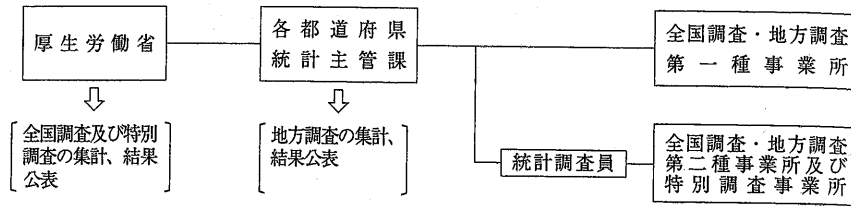
「きまって支給する給与(定期給与)」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、超過労働給与を含む。

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外給与以外のものをいう。

「所定外給与(超過労働給与)」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与で、夜や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与で、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等をいう。

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



5 標本の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きままって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている(第2表)。

第一種事業所(規模30人以上)は、総務省統計局が行う「経済センサス基礎調査」(以下「センサス」という。)の結果に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本抽出は、新しいセンサスが行われるたびにそれに基づいて行っている(抽出替え)。最近では平成24年1月に平成21年実施のセンサスの結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、センサスが行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

第二種事業所(規模5~29人)は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、センサスの「調査区」(約22万区)に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区(第二種事業所)を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを5の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替し、各組は18か月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	500人以上	100~499人	30~99人	5~29人
産業大分類 ^(注)	0%	2%	2%	2%
中分類	0	3	3	3

(注) 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)の一括分の抽出区分を含む

第3表 産業、事業所抽出率表(第一種事業所)

産業	抽出率		
	規模500人以上	規模100人~499人	規模30人~99人
C 鉱業、採石業、等	1/1	1/1	1/2
D 建設業	1/1	1/36	1/192
E 製造業			
09,10 食品・たばこ	1/1	1/12	1/96
11 繊維工業	1/1	1/4	1/24
12 木材・木製品	1/1	1/4	1/18
13 家具・装備品	1/1	1/4	1/12
14 パルプ・紙	1/1	1/16	1/24
15 印刷・同関連業	1/1	1/16	1/36
16,17 化学、石油・石炭	1/1	1/24	1/48
18 プラスチック製品	1/1	1/8	1/36
19 ゴム製品	1/1	1/8	1/16
21 窯業・土石製品	1/1	1/12	1/36
22 鉄鋼製品	1/1	1/12	1/36
23 鉄金属製造業	1/1	1/12	1/18
24 金属製品製造業	1/1	1/24	1/96
25 はん用機械器具	1/1	1/16	1/144
26 生産用機械器具	1/1	1/48	1/96
27 業務用機械器具	1/1	1/8	1/16
28 電子・デバイス	1/1	1/18	1/12
29 電気機械器具	1/1	1/16	1/24
30 情報通信機械器具	1/1	1/8	1/8
31 輸送用機械器具	1/1	1/18	1/48
32,20 その他の製造業	1/1	1/8	1/16
F 電気ガス業	1/1	1/72	1/24
G 情報通信業	1/1	1/12	1/72
H 運輸業、郵便業	1/1	1/24	1/144
I 卸売業、小売業			
50~55 卸売業	1/1	1/24	1/96
56~61 小売業	1/1	1/18	1/72
J 金融業、保険業	1/1	1/12	1/48
K 不動産・物品賃貸業	1/1	1/4	1/12
L 学術研究等	1/1	1/18	1/48
M 飲食サービス業等			
75 宿泊業	1/1	1/18	1/36
76,77 飲食店、持ち帰り・配達飲食	1/1	1/2	1/48
N 生活関連サービス等	1/1	1/4	1/48
O 教育、学習支援業	1/1	1/16	1/256
P 医療福祉			
83 医療業	1/1	1/192	1/144
84,85 保健衛生、社会保険・福祉等	1/1	1/8	1/256
複合サービス事業	1/1	1/8	1/72
その他のサービス業			
91 職業紹介・派遣業	1/1	1/24	1/24
92 他の事業サービス	1/1	1/16	1/48
88~90,93~95 廃棄物処理業、自動車整備等	1/1	1/12	1/36

(注) 産業は日本標準産業分類(平成19年11月改訂)

H24=2012?

n_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別の回答事業所数
 VXe_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額の事業所間分散
 VYe_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別の和半労働者数の事業所間分散
 $COVe_{ijk}$: 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散

第6表 産業、規模別標準誤差率(きまって支給する給与)

(平成24年7月分結果) (単位: %)

産業	規模5人以上	規模30人以上	規模100人～499人	規模30人～99人	規模5人～29人
TL 調査産業計	0.17	0.44	0.78	0.73	0.52
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0.94	1.58	1.96	3.51	3.57
D 建設業	0.57	2.19	3.44	3.30	1.25
E 製造業	0.26	0.53	1.09	1.29	1.12
E09.10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	1.23	2.72	3.75	5.73	4.59
E11 繊維工業	1.06	2.35	3.09	4.13	3.96
E12 木材・木製品製造業(家具を除く)	1.32	4.01	7.50	4.65	3.37
E13 家具・装備品製造業	1.17	3.02	4.56	3.96	3.57
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1.48	3.39	5.53	4.45	3.82
E15 印刷・同関連業	0.87	2.22	3.30	3.99	2.57
E16.17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1.27	2.56	5.08	4.55	4.43
E18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1.08	2.57	3.19	4.94	3.15
E19 ゴム製品製造業	0.97	1.91	4.57	5.00	4.90
E21 窯業・土石製品製造業	1.11	2.82	5.24	5.13	3.41
E22 鉄鋼業	0.73	1.47	2.74	4.44	3.30
E23 非鉄金属製造業	1.20	2.35	4.01	5.37	5.67
E24 金属製品製造業	0.87	2.26	3.62	3.68	2.64
E25 はん用機械器具製造業	0.95	2.19	4.42	5.14	2.42
E26 生産用機械器具製造業	1.24	2.90	5.62	5.53	3.20
E27 業務用機械器具製造業	1.05	2.16	5.01	4.00	5.75
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	1.06	1.29	3.06	4.95	14.57
E29 電気機械器具製造業	0.80	1.59	3.69	4.21	3.65
E30 情報通信機械器具製造業	0.75	1.35	3.86	4.29	7.31
E31 輸送用機械器具製造業	0.46	0.79	2.65	4.59	4.23
E32.20 その他の製造業、なめ革・同製品・毛皮製造業	1.42	3.29	5.56	6.14	5.07
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.78	1.53	2.38	2.89	4.24
G 情報通信業	0.89	1.93	2.75	3.15	3.19
H 運輸業、郵便業	0.77	1.86	2.93	2.59	2.44
I 卸売業、小売業	0.54	1.74	2.95	2.38	1.26
J 金融業、保険業	0.62	1.64	2.83	2.03	1.64
K 不動産業、物品賃貸業	1.05	2.98	4.30	4.14	2.98
L 学術研究、専門・技術サービス業	0.77	2.04	4.13	3.57	1.80
M 宿泊業、飲食サービス業	0.76	2.75	3.41	3.84	1.82
N 生活関連サービス業、娯楽業	0.97	2.76	4.11	3.50	2.72
O 教育、学習支援業	0.67	1.52	2.65	2.18	2.41
P 医療、福祉	0.59	1.31	2.45	2.19	2.07
Q 複合サービス事業	0.72	2.69	4.57	3.80	1.55
R サービス業(他に分類されないもの)	0.59	1.60	2.55	2.69	1.87

(注1) 規模500人以上は全数調査。

7 用語の解説

(1) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者。

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者をいう。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数をいう。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数をいう。休憩時間は給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内作業者の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数をいう。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいう。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計をいう。

(4) 現金給与額

現金給与額は、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の額をいう。

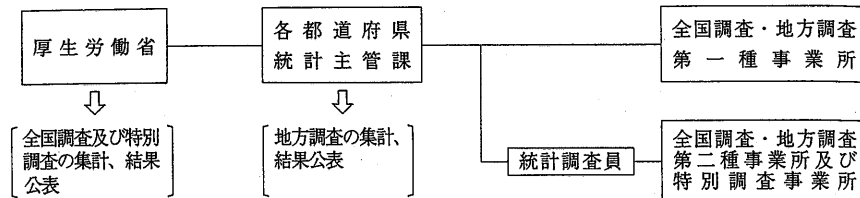
「きまって支給する給与」(定期給与)とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、超過労働給与を含む。

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外給与以外のものをいう。

「所定外給与」(超過労働給与)とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与で、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等をいう。

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



5 標本の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きままって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている（第2表）。

第一種事業所（規模30人以上）は、総務省統計局が行う「経済センサス基礎調査」（以下「センサス」という。）の結果に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本抽出は、新しいセンサスが行われるたびにそれに基づいて行っている（抽出替え）。最近では平成24年1月に平成21年実施のセンサスの結果に基づいて抽出替えを行った。なお、抽出替えは、センサスが行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。

第二種事業所（規模5～29人）は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、センサスの「調査区」（約22万区）に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区（第二種事業所）を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを5の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替し、各組は18か月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
産業大分類 ^(注)	0%	2%	2%	2%
中分類	0	3	3	3

(注) 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）の一括分の抽出区分を含む

第3表 産業、事業所抽出率表（第一種事業所）

産業	抽出率		
	規模500人以上	規模100人～499人	規模30人～99人
01 鉱業、採石業等	1/1	1/1	1/2
02 建設業	1/1	1/36	1/192
09,10 食品・たばこ業	1/1	1/12	1/96
11 繊維工業	1/1	1/4	1/24
12 木材・木製品	1/1	1/4	1/18
13 家具・装備品	1/1	1/4	1/12
14 パルプ・紙	1/1	1/16	1/24
15 印刷・同関連業	1/1	1/16	1/36
16,17 化学、石油・石炭	1/1	1/24	1/48
18 プラスチック製品	1/1	1/8	1/36
19 ゴム製品	1/1	1/8	1/16
21 窯業・土石製品	1/1	1/12	1/36
22 鉄鋼業	1/1	1/12	1/36
23 非鉄金属製造業	1/1	1/12	1/18
24 金属製品製造業	1/1	1/24	1/96
25 はん用機械器具	1/1	1/16	1/144
26 生産用機械器具	1/1	1/48	1/96
27 業務用機械器具	1/1	1/8	1/16
28 電子・デバイス	1/1	1/18	1/12
29 電気機械器具	1/1	1/16	1/24
30 情報通信機械器具	1/1	1/8	1/8
31 輸送用機械器具	1/1	1/18	1/48
32,20 その他製造業	1/1	1/8	1/16
電気ガス業	1/1	1/72	1/24
情報通信業	1/1	1/12	1/72
運輸業、郵便業	1/1	1/24	1/144
卸売業、小売業	1/1	1/24	1/96
50～55 卸売業	1/1	1/18	1/72
56～61 小売業	1/1	1/12	1/48
金融業、保険業	1/1	1/4	1/12
不動産・物品賃貸業	1/1	1/18	1/48
学術研究等	1/1	1/18	1/48
飲食サービス業等	1/1	1/18	1/36
75 宿泊業	1/1	1/2	1/48
76,77 飲食店、持ち帰り・配達飲食	1/1	1/4	1/48
生活関連サービス等	1/1	1/16	1/256
教育、学習支援業	1/1	1/16	1/256
医療、福祉	1/1	1/192	1/144
83 医療業	1/1	1/8	1/256
84,85 保健衛生、社会保険、福祉等	1/1	1/8	1/72
複合サービス事業	1/1	1/8	1/72
その他のサービス業	1/1	1/24	1/24
91 職業紹介・派遣業	1/1	1/16	1/48
92 他の事業サービス	1/1	1/12	1/36
88、90,93～95 廃棄物処理業、自動車整備等	1/1	1/12	1/36

産業は日本標準産業分類（平成19年11月改訂）

H/29 = 2012

n_{ijk} ; 第j層第k調査区における産業別の回答事業所数

VXe_{ijk} ; 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額の事業所間分散

VYe_{ijk} ; 第j層第k調査区における産業別の和半労働者数の事業所間分散

$COVe_{ijk}$; 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散

第6表 産業、規模別標準誤差率（きまって支給する給与）

(平成25年7月分結果) (単位: %)

産業	規模5人以上	規模30人以上	規模100人～499人	規模30人～99人	規模5人～29人
TL 調査産業計	0.17	0.44	0.82	0.71	0.51
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0.79	1.74	1.74	3.97	2.82
D 建設業	0.53	2.08	3.57	2.94	1.20
E 製造業	0.25	0.51	1.05	1.22	0.98
E09,10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	1.16	2.60	3.69	5.51	3.25
E11 繊維工業	1.07	2.39	3.05	4.29	3.99
E12 木材・木製品製造業(家具を除く)	1.41	4.18	7.13	5.28	3.77
E13 家具・装備品製造業	1.35	3.42	4.14	4.60	4.29
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1.35	3.03	5.21	3.65	4.51
E15 印刷・関連業	0.80	2.03	2.66	3.98	2.50
E16,17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1.28	2.57	4.98	4.84	4.00
E18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1.32	2.36	2.79	4.59	6.92
E19 ゴム製品製造業	1.09	2.08	5.00	4.84	5.78
E21 窯業・土石製品製造業	1.09	2.57	4.54	4.82	3.76
E22 鉄鋼業	0.67	1.30	2.51	3.64	3.86
E23 非鉄金属製造業	1.13	2.25	3.68	5.22	5.65
E24 金属製品製造業	0.92	2.41	3.67	4.05	2.81
E25 はん用機械器具製造業	0.85	1.99	4.15	4.32	2.32
E26 生産用機械器具製造業	1.14	2.64	5.45	4.58	3.32
E27 業務用機械器具製造業	1.13	2.33	5.34	4.26	5.36
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	0.72	1.21	2.66	4.62	6.34
E29 電気機械器具製造業	0.83	1.58	3.36	4.34	4.79
E30 情報通信機械器具製造業	0.82	1.34	4.05	4.55	9.42
E31 輸送用機械器具製造業	0.45	0.75	2.56	3.95	4.39
E32,20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	1.39	3.11	5.01	5.98	5.19
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.85	1.72	3.01	2.75	3.58
G 情報通信業	0.85	1.85	2.58	3.05	2.39
H 運輸業、郵便業	0.75	1.87	2.91	2.59	2.03
I 卸売業、小売業	0.52	1.69	2.97	2.29	1.20
J 金融業、保険業	0.62	1.71	2.69	2.93	1.45
K 不動産業、物品賃貸業	1.04	3.12	4.45	4.57	2.77
L 学術研究、専門・技術サービス業	0.78	2.01	3.84	3.84	2.03
M 宿泊業、飲食サービス業	0.78	2.97	3.58	4.26	1.77
N 生活関連サービス業、娯楽業	0.91	2.54	4.85	3.03	2.60
O 教育、学習支援業	0.73	1.56	2.90	2.21	2.97
P 医療、福祉	0.63	1.46	2.90	1.94	2.02
Q 複合サービス事業	0.66	2.77	4.42	3.87	1.19
R サービス業(他に分類されないもの)	0.59	1.54	2.47	2.57	2.11

(注1) 規模500人以上は全数調査。

7 用語の解説

(1) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者。

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者をいう。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数をいう。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数をいう。休憩時間は給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内作業者の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数をいう。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいう。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計をいう。

(4) 現金給与額

現金給与額とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金を差し引く以前の額をいう。

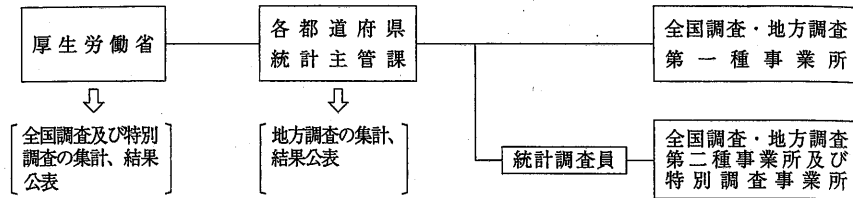
「きまって支給する給与」(定期給与)とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、超過労働給与を含む。

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外給与以外のものをいう。

「所定外給与」(超過労働給与)とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与で、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等をいう。

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



5 標本の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きままって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている(第2表)。

第一種事業所(規模30人以上)は、総務省統計局が行う「経済センサス基礎調査」(以下「センサス」という。)の結果に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出している。

標本抽出は、新しいセンサスが行われるたびにそれに基づいて行っている(抽出替え)。なお抽出替えは、センサスが行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。最近では平成27年1月に抽出替えを行った。

第二種事業所(規模5~29人)は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、センサスの「調査区」(約22万区)に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区(第二種事業所)を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを5の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出している。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査事業所の3分の1について交替し、各組は18か月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	500人以上	100~499人	30~99人	5~29人
産業大分類 ^(注)	0%	2%	2%	2%
中分類	0	3	3	3

(注) 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)の一括分の抽出区分を含む

第3表 産業、事業所抽出率表(第一種事業所)

産業	抽出率		
	規模500人以上	規模100人~499人	規模30人~99人
0 鉱業、採石業等	1/1	1/1	1/2
1 建設業	1/1	1/24	1/192
09,10 製造業			
11 食品・たばこ業	1/1	1/18	1/48
12 繊維工業	1/1	1/8	1/24
13 木材・木製品	1/1	1/4	1/16
14 家具・装備品	1/1	1/4	1/16
15 パルプ・紙	1/1	1/8	1/36
16,17 印刷・同関連業	1/1	1/36	1/48
18 化学、石油・石炭製品	1/1	1/16	1/32
19 プラスチック製品	1/1	1/24	1/36
20 ゴム製製品	1/1	1/8	1/12
21 窯業・土石製品	1/1	1/8	1/24
22 鉄鋼業	1/1	1/24	1/48
23 非鉄金属製造業	1/1	1/12	1/12
24 金属製品製造業	1/1	1/24	1/72
25 はん用機械器具	1/1	1/16	1/64
26 生産用機械器具	1/1	1/18	1/72
27 業務用機械器具	1/1	1/4	1/16
28 電子・デバイス	1/1	1/24	1/12
29 電気機械器具	1/1	1/18	1/24
30 情報通信機械器具	1/1	1/8	1/8
31 輸送用機械器具	1/1	1/36	1/48
32,20 その他製造業	1/1	1/8	1/12
電気・ガス業	1/1	1/36	1/32
情報通信業	1/1	1/24	1/72
運輸業、郵便業	1/1	1/24	1/144
卸売業、小売業			
50~55 卸売業	1/1	1/16	1/72
56~61 小売業	1/1	1/12	1/96
金融業、保険業	1/1	1/16	1/48
不動産・物品賃貸業	1/1	1/4	1/12
学術研究等	1/1	1/16	1/36
飲食サービス業等			
75 宿泊業	1/1	1/24	1/24
76,77 飲食店、持ち帰り・配達飲食	1/1	1/4	1/24
生活関連サービス等	1/1	1/4	1/48
教育、学習支援業	1/1	1/18	1/256
医療、福祉			
83 医療業	1/1	1/144	1/144
84,85 保健衛生、社会保険・福祉等	1/1	1/18	1/256
複合サービス事業	1/1	1/4	1/24
その他のサービス業			
91 職業紹介・派遣業	1/1	1/16	1/32
92 他の事業サービス	1/1	1/18	1/48
90,93~95 廃棄物処理業、自動車整備等	1/1	1/16	1/48

産業は日本標準産業分類(平成19年11月改訂)

n_{ijk} : 第j層第k調査区における産業別の回答事業所数
 VX_{eijk} : 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額の事業所間分散
 VY_{eijk} : 第j層第k調査区における産業別の和半労働者数の事業所間分散
 $COVe_{ijk}$: 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散

第6表 産業、規模別標準誤差率（きまって支給する給与）

(平成26年7月分結果) (単位: %)

産業	規模5人以上	規模30人以上	規模100人～499人	規模30人～99人	規模5人～29人
TL 調査産業計	0.17	0.46	0.84	0.77	0.47
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1.47	1.88	2.41	4.16	5.72
D 建設業	0.47	1.72	2.87	2.59	1.14
E 製業	0.25	0.53	1.08	1.29	1.01
E09.10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	1.23	2.76	4.10	5.58	3.99
E11 繊維工業	1.19	3.05	3.69	5.64	3.61
E12 木材・木製品製造業(家具を除く)	1.36	3.49	5.80	4.48	4.23
E13 家具・装備品製造業	1.39	3.52	4.73	4.82	4.35
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1.37	3.20	5.27	4.19	4.23
E15 印刷・同関連業	0.92	2.14	2.86	4.08	3.34
E16.17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1.22	2.45	4.71	4.28	4.70
E18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1.01	2.26	2.83	4.29	3.64
E19 ゴム製品製造業	1.03	1.95	4.75	4.08	5.86
E21 窯業・土石製品製造業	1.04	2.58	4.16	5.15	3.34
E22 鉄鋼業	0.75	1.37	3.04	3.50	5.18
E23 非鉄金属製造業	1.16	2.15	3.67	4.39	7.27
E24 金属製品製造業	1.10	2.81	4.60	4.44	3.48
E25 はん用機械器具製造業	1.12	2.58	3.72	8.15	3.26
E26 生産用機械器具製造業	1.02	2.48	4.84	4.81	2.24
E27 業務用機械器具製造業	1.10	2.26	5.28	4.45	4.65
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	0.76	1.34	2.70	5.30	5.72
E29 電気機械器具製造業	0.87	1.57	3.50	4.43	6.68
E30 情報通信機械器具製造業	0.91	1.48	4.43	5.19	10.96
E31 輸送用機械器具製造業	0.44	0.74	2.53	3.75	4.32
E32.20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	1.30	3.27	5.71	5.66	4.04
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.90	1.92	3.55	2.56	3.55
G 情報通信業	1.01	2.23	2.70	5.28	2.71
H 運輸業、郵便業	0.78	1.95	2.92	2.70	2.08
I 卸売業、小売業	0.51	1.67	2.79	2.34	1.17
J 金融業、保険業	0.74	2.09	2.89	3.79	1.47
K 不動産業、物品賃貸業	1.14	3.14	4.25	4.78	3.29
L 学術研究、専門・技術サービス業	0.81	1.93	3.88	3.29	2.71
M 宿泊業、飲食サービス業	0.84	3.30	6.07	4.33	1.87
N 生活関連サービス業、娯楽業	0.94	2.61	4.63	3.09	2.68
O 教育、学習支援業	0.73	1.71	3.00	2.45	2.43
P 医療、福祉	0.62	1.54	2.96	2.23	1.28
Q 複合サービス事業	0.64	2.57	4.67	3.56	1.29
R サービス業(他に分類されないもの)	0.58	1.56	2.49	2.58	1.78

(注1) 規模500人以上は全数調査。

用語の解説

(1) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者。

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者をいう。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数をいう。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数をいう。休憩時間は給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内作業者の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数をいう。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいう。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計をいう。

(4) 現金給与額

現金給与額は、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の額をいう。

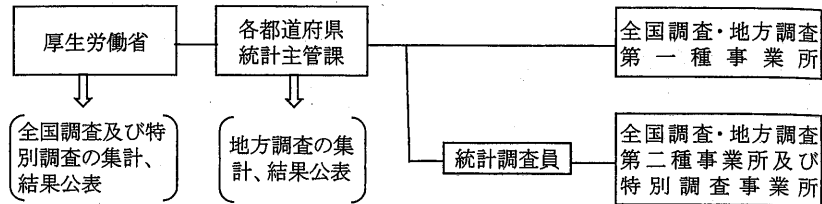
「きまって支給する給与」(定期給与)とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、超過労働給与を含む。

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外給与以外のものをいう。

「所定外給与」(超過労働給与)とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与で、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等をいう。

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



5 調査対象事業所の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きままって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている(第2表)。

第一種事業所(規模30人以上)は、総務省統計局が行う「経済センサス基礎調査」(以下「センサス」という。)の結果に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に調査対象事業所を無作為に抽出している。

調査対象事業所の抽出は、新しいセンサスが行われるたびにそれに基づいて行っている(抽出替え)。なお、抽出替えは、センサスが行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。最近では平成27年1月に抽出替えを行った。

第二種事業所(規模5~29人)は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、センサスの「調査区」(約22万区)に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区(第二種事業所)を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを5の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に調査対象事業所を無作為に抽出している。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査対象事業所の3分の1について交替し、各組は18か月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	(%)			
	500人以上	100~499人	30~99人	5~29人
産業大分類(注)	0	2	2	2
中分類	0	3	3	3

(注) 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)の一括分の抽出区分を含む

第3表 産業、事業所規模別抽出率表(第一種事業所)

産業	抽出率		
	規模500人以上	規模100人~499人	規模30人~99人
01 鉱業、採石業、砂利採取業	1/1	1/1	1/2
02 建設業	1/1	1/24	1/192
03 製造業			
09,10 食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	1/1	1/18	1/48
11 繊維工業	1/1	1/8	1/24
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	1/1	1/4	1/16
13 家具・装備品製造業	1/1	1/4	1/16
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1/1	1/8	1/36
15 印刷・同関連業	1/1	1/36	1/48
16,17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1/1	1/16	1/32
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1/1	1/24	1/36
19 ゴム製品製造業	1/1	1/8	1/12
21 窯業・土石製品製造業	1/1	1/8	1/24
22 鉄鋼業	1/1	1/24	1/48
23 非鉄金属製造業	1/1	1/12	1/12
24 金属製品製造業	1/1	1/24	1/72
25 はん用機械器具製造業	1/1	1/16	1/64
26 生産用機械器具製造業	1/1	1/18	1/72
27 業務用機械器具製造業	1/1	1/4	1/16
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	1/1	1/24	1/12
29 電気機械器具製造業	1/1	1/18	1/24
30 情報通信機械器具製造業	1/1	1/8	1/8
31 輸送用機械器具製造業	1/1	1/36	1/48
32,20 その他の製造業、なめし革・同製品、毛皮製造業	1/1	1/8	1/12
33 電気・ガス・熱供給・水道業	1/1	1/36	1/32
34 情報通信業	1/1	1/24	1/72
35 運輸業、郵便業	1/1	1/24	1/144
36 卸売業、小売業			
50~55 卸売業	1/1	1/16	1/72
56~61 小売業	1/1	1/12	1/96
62 金融業、保険業	1/1	1/16	1/48
63 不動産業、物品賃貸業	1/1	1/4	1/12
64 学術研究、専門・技術サービス業	1/1	1/16	1/36
65 宿泊業、飲食サービス業			
75 宿泊業	1/1	1/24	1/24
76,77 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	1/1	1/4	1/24
78 生活関連サービス業、娯楽業	1/1	1/4	1/48
79 教育、学習支援業	1/1	1/18	1/256
80 医療、福祉			
83 医療	1/1	1/144	1/144
84,85 保健衛生、社会保険、社会福祉・介護事業	1/1	1/18	1/256
86 複合サービス事業	1/1	1/4	1/24
87 サービス業(他に分類されないもの)			
91 職業紹介・労働者派遣業	1/1	1/16	1/32
92 その他の事業サービス業	1/1	1/18	1/48
88~90,93~95 廃棄物処理業、自動車整備等	1/1	1/16	1/48

(注) 産業は、日本標準産業分類(平成19年11月改定)による。

H29=2015

N_{ijk} ; 第 j 層第 k 調査区における産業別の総事業所数
 n_{ijk} ; 第 j 層第 k 調査区における産業別の回答事業所数
 VXe_{ijk} ; 第 j 層第 k 調査区における産業別のきまって支給する給与総額の事業所間分散
 VYe_{ijk} ; 第 j 層第 k 調査区における産業別の和半労働者数の事業所間分散
 $COVe_{ijk}$; 第 j 層第 k 調査区における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散

第 6 表 産業、規模別標準誤差率（きまって支給する給与）

		(平成27年7月分結果) (単位: %)				
産業	規模5人 以上	規模30人 以上	規模100人 ~499人	規模30人 ~99人	規模5人 ~29人	
TL	調査産業計	0.17	0.44	0.75	0.77	0.50
C	鉱業、採石業、砂利採取業	1.29	1.18	0.00	2.67	4.91
D	建設業	0.53	2.15	2.39	3.72	1.13
E	製造業	0.25	0.55	1.08	1.44	0.91
E09,10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	1.26	2.93	3.58	6.53	3.59
E11	繊維工業	1.29	2.88	4.97	4.34	4.63
E12	木材・木製品製造業(家具を除く)	1.19	2.65	4.29	3.45	4.04
E13	家具・装備品製造業	1.27	1.88	2.60	4.47	6.00
E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	1.34	3.13	3.38	5.28	3.92
E15	印刷・同関連業	1.32	3.45	7.25	4.85	2.78
E16,17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1.05	2.12	3.29	7.04	4.49
E18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1.02	2.49	4.10	3.76	3.04
E19	ゴム製品製造業	0.99	1.91	4.23	5.89	4.89
E21	窯業・土石製品製造業	0.87	2.35	4.80	3.69	2.34
E22	鉄鋼業	1.07	2.27	3.23	8.28	4.84
E23	非鉄金属製造業	1.51	3.07	5.54	5.71	6.74
E24	金属製品製造業	0.90	2.73	4.87	4.09	2.06
E25	はん用機械器具製造業	1.02	2.38	4.85	5.15	2.96
E26	生産用機械器具製造業	0.76	1.83	2.64	4.80	2.06
E27	業務用機械器具製造業	0.92	1.67	3.32	5.13	5.97
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	0.86	1.53	4.22	3.82	6.49
E29	電気機械器具製造業	1.04	2.03	5.00	3.13	5.64
E30	情報通信機械器具製造業	1.28	2.16	5.84	6.03	10.17
E31	輸送用機械器具製造業	0.51	0.89	3.59	3.16	4.63
E32,20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	1.47	3.44	7.26	4.28	5.22
F	電気・ガス・熱供給・水道業	1.02	2.11	3.40	3.99	3.80
G	情報通信業	0.79	1.74	3.12	3.15	2.41
H	運輸業、郵便業	0.92	2.12	2.97	3.34	3.12
I	卸売業、小売業	0.49	1.47	2.42	2.16	1.30
J	金融業、保険業	1.03	2.99	6.72	2.77	1.70
K	不動産業、物品賃貸業	1.02	2.76	4.23	4.46	3.00
L	学術研究、専門・技術サービス業	0.72	1.76	2.86	3.72	2.20
M	宿泊業、飲食サービス業	0.65	2.00	4.49	2.42	1.80
N	生活関連サービス業、娯楽業	1.11	3.32	5.75	4.15	2.90
O	教育、学習支援業	0.74	1.78	3.14	2.57	2.20
P	医療、福祉	0.45	1.09	1.90	2.03	1.20
Q	複合サービス事業	0.55	2.07	3.65	2.77	1.20
R	サービス業(他に分類されないもの)	0.66	1.71	2.97	2.41	2.20

(注) 規模500人以上は全数調査。

7 用語の解説

(1) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者。

イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者をいう。

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者をいう。

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より午後12時まで間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数をいう。休憩時間は給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内作業者の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数をいう。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいう。

「総実労働時間」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計をいう。

(4) 現金給与額

現金給与額とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の額をいう。

「きまって支給する給与」（定期給与）とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、超過労働給与を含む。

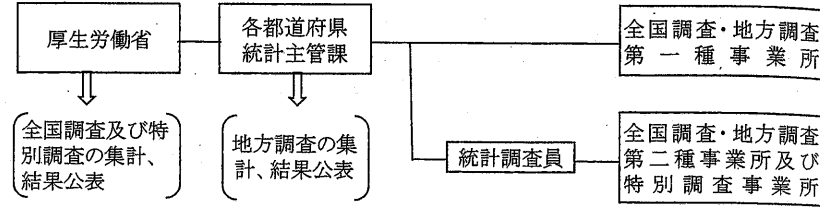
「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外給与以外のものをいう。

「所定外給与」（超過労働給与）とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与で、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等をいう。

「特別に支払われた給与」（特別給与）とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づい

4 調査の機構

毎月勤労統計調査の調査系統は次のとおりである。



5 調査対象事業所の抽出方法

(1) 標本設計

標本設計は、常用労働者一人平均月間きままって支給する給与の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている（第2表）。

第一種事業所（規模30人以上）は、総務省統計局が行う「経済センサス基礎調査」（以下「センサス」という。）の結果に基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に調査対象事業所を無作為に抽出している。

調査対象事業所の抽出は、新しいセンサスが行われるたびにそれに基づいて行っている（抽出替え）。なお、抽出替えは、センサスが行われなくても、抽出後約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出替えを行うこととしている。最近では平成27年1月に抽出替えを行った。

第二種事業所（規模5～29人）は、二段抽出法によって抽出している。第一段は、センサスの「調査区」（約22万区）に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区（第二種事業所）を母集団フレームとし、抽出に当たってはこれを5の層に分け各層ごとに、所定の抽出率によって調査区を抽出している。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に調査対象事業所を無作為に抽出している。

第二種事業所は、半年ごとに全体の調査対象事業所の3分の1について交替し、各組は18か月間継続するローテーション方式により調査を行っている。

第2表 目標精度

	(%)			
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
産業大分類 ^(注)	0	2	2	2
中分類	0	3	3	3

(注) 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)の一括分の抽出区分を含む

第3表 産業、事業所規模別抽出率表(第一種事業所)

産業	抽出率		
	規模500人以上	規模100人～499人	規模30人～99人
01 鉱業、採石業、砂利採取業	1/1	1/1	1/2
02 建設業	1/1	1/24	1/192
09,10 食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	1/1	1/18	1/48
11 繊維工業	1/1	1/8	1/24
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	1/1	1/4	1/16
13 家具・装備品製造業	1/1	1/4	1/16
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	1/1	1/8	1/36
15 印刷・同関連業	1/1	1/36	1/48
16,17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1/1	1/16	1/32
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	1/1	1/24	1/36
19 ゴム製品製造業	1/1	1/8	1/12
21 窯業・土石製品製造業	1/1	1/8	1/24
22 鉄鋼業	1/1	1/24	1/48
23 非鉄金属製造業	1/1	1/12	1/12
24 金属製品製造業	1/1	1/24	1/72
25 はん用機械器具製造業	1/1	1/16	1/64
26 生産用機械器具製造業	1/1	1/18	1/72
27 業務用機械器具製造業	1/1	1/4	1/16
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	1/1	1/24	1/12
29 電気機械器具製造業	1/1	1/18	1/24
30 情報通信機械器具製造業	1/1	1/8	1/8
31 輸送用機械器具製造業	1/1	1/36	1/48
32,20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	1/1	1/8	1/12
電気・ガス・熱供給・水道業	1/1	1/36	1/32
情報通信業	1/1	1/24	1/72
運輸業、郵便業	1/1	1/24	1/144
50～55 卸売業、小売業	1/1	1/16	1/72
56～61 小売業	1/1	1/12	1/96
金融業、保険業	1/1	1/16	1/48
不動産業、物品賃貸業	1/1	1/4	1/12
学術研究、専門・技術サービス業	1/1	1/16	1/36
宿泊業、飲食サービス業			
75 宿泊業	1/1	1/24	1/24
76,77 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	1/1	1/4	1/24
生活関連サービス業、娯楽業	1/1	1/4	1/48
教育、学習支援業	1/1	1/18	1/256
医療福祉			
83 医療業	1/1	1/144	1/144
84,85 保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	1/1	1/18	1/256
複合サービス事業	1/1	1/4	1/24
サービス業(他に分類されないもの)			
91 職業紹介・労働者派遣業	1/1	1/16	1/32
92 その他のサービス業	1/1	1/18	1/48
98～99,93～95 廃棄物処理業、自動車整備等	1/1	1/16	1/48

(注) 産業は、日本標準産業分類(平成19年11月改定)による。

N_{ijk} ; 第j層第k調査区における産業別の給事業所数
 n_{ijk} ; 第j層第k調査区における産業別の回答事業所数
 VX_{eijk} ; 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額の事業所間分散
 VY_{eijk} ; 第j層第k調査区における産業別の和半労働者数の事業所間分散
 COV_{eijk} ; 第j層第k調査区における産業別のきまって支給する給与総額と和半労働者数の事業所間共分散

第6表 産業、規模別標準誤差率(きまって支給する給与)

(平成28年7月分結果) (単位:%)

産業	規模5人以上		規模30人以上	規模100人~499人	規模30人~99人	規模5人~29人	
	9組	1、2組				9組	1、2組
TL 調査産業計	0.41	0.36	0.44	0.73	0.79	0.83	0.62
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2.40	5.79	1.00	0.00	2.30	4.34	11.16
D 建設業	1.58	1.25	2.27	2.49	3.93	2.14	1.46
E 製造業	0.55	0.48	0.53	1.07	1.32	1.68	1.12
E09,10 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	2.68	2.44	2.86	3.92	6.12	6.70	4.51
E11 繊維工業	4.08	2.43	3.09	5.34	4.68	8.28	3.92
E12 木材・木製品製造業(家具を除く)	2.44	3.67	2.64	3.98	3.59	4.17	6.69
E13 家具・装備品製造業	6.34	1.84	2.18	3.41	4.97	18.17	3.41
E14 パルプ・紙・紙加工品製造業	2.83	2.64	3.20	4.26	5.06	6.01	4.22
E15 印刷・関連業	2.62	2.68	3.27	6.99	4.16	4.27	4.68
E16,17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1.76	1.64	1.81	3.21	4.78	6.90	3.31
E18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	2.29	2.20	2.47	4.15	3.58	5.08	4.66
E19 ゴム製品製造業	1.98	3.00	1.70	3.48	5.70	9.04	15.69
E21 窯業・土石製品製造業	2.29	2.10	2.39	4.99	3.56	4.61	3.99
E22 鉄鋼業	2.09	2.01	2.22	3.12	8.30	5.96	4.62
E23 非鉄金属製造業	3.93	2.93	3.10	5.79	5.50	15.90	8.83
E24 金属製品製造業	2.39	2.03	2.96	5.12	4.51	3.95	2.51
E25 はん用機械器具製造業	1.99	2.06	2.26	4.42	5.30	4.14	4.87
E26 生産用機械器具製造業	1.39	1.47	1.67	2.58	4.14	2.44	3.07
E27 業務用機械器具製造業	2.26	1.73	1.87	3.33	5.09	10.97	4.39
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	1.89	1.54	1.40	3.76	3.99	13.19	9.34
E29 電気機械器具製造業	2.18	1.99	2.10	5.11	3.58	9.18	5.96
E30 情報通信機械器具製造業	1.72	1.86	1.71	4.62	5.99	10.27	13.66
E31 輸送用機械器具製造業	1.20	0.83	0.79	2.99	3.03	12.81	5.11
E32,20 その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	2.52	2.78	3.41	7.40	4.08	3.68	4.75
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2.05	1.80	2.05	3.30	4.02	7.08	3.94
G 情報通信業	1.73	1.62	1.76	3.21	3.12	4.95	3.92
H 運輸業、郵便業	1.75	1.69	2.08	2.82	3.27	3.22	2.67
I 卸売業、小売業	1.34	1.16	1.56	2.33	2.44	2.13	1.71
J 金融業、保険業	2.01	1.95	2.81	6.63	2.68	2.53	2.09
K 不動産業、物品賃貸業	2.70	2.05	2.76	4.18	4.50	4.51	3.04
L 学術研究、専門・技術サービス業	1.57	1.46	1.75	2.90	3.72	3.11	2.62
M 宿泊業、飲食サービス業	2.42	1.79	3.03	4.39	4.28	3.43	2.22
N 生活関連サービス業、娯楽業	2.78	2.30	2.92	5.81	3.62	4.67	3.51
O 教育、学習支援業	1.70	1.55	1.74	2.99	2.51	4.04	3.16
P 医療、福祉	1.00	0.91	1.07	1.85	2.07	2.24	1.72
Q 複合サービス事業	1.57	1.16	2.22	3.73	3.09	2.14	1.29
R サービス業(他に分類されないもの)	1.80	1.40	1.71	2.90	2.54	3.96	2.42

(注) 規模500人以上は全数調査。

(注) 平成28年7月時点で調査対象となっている、規模5~29人の9組と1、2組については、母集団調査区数と標本調査区数がそれぞれ異なるので、規模5人以上と規模5~29人については、それぞれの組毎に標準誤差率を算出している。

用語の解説

1) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。

- ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者。
- イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者をいう。

- ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
- イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで一週間の所定労働日数が一般の労働よりも少ない者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者をいう。

2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より午後12時まで間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数をいう。休憩時間は給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内作業者の休憩時間や、いわゆる手持時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数をいう。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数をいう。

「総実労働時間」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計をいう。

4) 現金給与額

現金給与額は、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の額をいう。

「きまって支給する給与」(定期給与)とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、超過労働給与を含む。

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外給与以外のものをいう。

「所定外給与」(超過労働給与)とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与で、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等をいう。

「特別に支払われた給与」(特別給与)とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づ